				12 国土父通省	付立)			
構想(プロジェクト)管理 番号	規制特例提 案事項管理 番号	規制の特例事項(事項 名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体 名	構想(プロジェクト)の名 称 提案概要
1592	2 15921010	キャンパスとして利用	一般の事務棟をキャンパスとして利用する大学について は、建築基準法第2条2項に定める特殊建築物から当該大学 建物を除外し、建築基準法第28条、建築基準法施行令第114 条第2項の規定する「学校」からも当該大学を除外する。	消費者主義に基づく株式会社大学を設立し、地域や学生のニー ズに的確に応えた教育サービスの提供を実現する。	株式会社大学に係る特区には、中心市街地の駅前など、アクセスの良い立地に株式会社大学を誘致し、域内在勤者や学生のキャリアアップ及び市民の生涯学習の拠点にしていきたいというニーズがある。しかし、現行の建築基準法は、大学を一律「特殊建築物」等とし、加重な建築基準を定めている。このため、一連の規制緩和により、ビジネス街のオフィスビルにテナントを借りて大学を設置するという新しい教育形態の試みが認められたにも関わらず、実際にそれを行うにはオフィスビルに大規模かつ無駄な修繕工事を施さなければならなくなっている。しかした、規模なつ無駄な修繕工事を施さなければならなくなっている。しかした、ガススビルで小規模クラスの授業を実施する場合、その用法は会社の業務を行うのと殆ど異ならず、「大学」であるという制といわざるを入る業築基準が課されることは実態に即さない過剰な規制といわざるを入る業務を行うのと発とする国土交通省の回答では、なぜ同じ建物が会社の業務に利用されるか、大学の授業に利用されるかによって、建築基準を異にしなければならないのか、合理的かつ具体的な理由が何ら示されていないため、再提案を行った。	東京都	株式会社 東京リーガ ルマインド	建築基準法及び消防法が 大学」について一律に厳い、建築基準や防火基準等を定めているため、一般事務棟にテナントを借りて大学を設置することが困難となっている。そこで、一般事務棟を大学のキャンパスとして利用する場合については、消防法および建築基準法の加重の建築基準 防火基準がかからないよう規制を緩和すべき。また、大学設置認可後 4年間は、カリキュラム変更には文部科学省の事前届出が必要であるとする文部科学省の運用は、株式会社大学が消費者の二一ズを聞きこれを速やかにカリキュラム編成や教員配置に反映することを不可能にしている。これでは、特区評価委員の評価実施期間中に、株式会社が自由な教育事業を展開できず、その成果を発揮できない、そこで、特区によって認められた株式会社大学については、右運用について特例措置を認めるべきである。
5064	50640001	パスとして利用する大	一般の事務棟をキャンパスとして利用する大学を、建築基準法第2条第2号に定める特殊建築物から除外し、建築基準法第28条、建築基準法施行令第114条第 2項の規定する学校からも当該大学を除外すること	消費者主義に基づく株式会社大学を設立し、地域や学生のニーズに 的確に応えた教育サービスの提供を実現する。	現行の建築基準法は、大学を一律 特殊建築物」等とし、加重な建築基準を定めている。このため、一連の規制緩和により、ビジネス街のオフィスビルにテナントを借りて大学を設置するという新しい教育形態の試みが認められたにも関わらず、実際にそれを行うにはオフィスビルに大規模かつ無駄な修繕工事を施さなければならなくなっている。しかし、オフィスビルで小規模クラスの授業を実施する場合、その用法は会社の業務を行うのと殆ど異ならず、大学」であるという一事のみで、加重な建築基準が課されることは実態に即さない過剰な規制といわざるをえない。	0	株式会社 東京リーガ ルマインド	0
1211	12111010	教室の天井高規制の緩 和		宅等が近接しているため、高さを確保することが設計、建築上の様々な制約を生み、学校全体の機能を阻害する原因ともなる。全国的な傾向とは逆に、草加市では近年児童数が増加傾向にあるため、学校建替え時には自ずと床面積が増大するケーク教育の配置に制限が生じ、また、壁面を下げ、あるいは変形化は、自ずと校庭を狭めるなどの問題を生む。草加市では、学校建設に際しても地域で市民とともに計画を取りまとめている。限られた敷地の中で、ふるをとい学び舎にふさわしい機能を備えた学校づりにどう智恵をいては、天井高規制を是非とも2.7mに緩和するよう提案するものである。	全国的な傾向とは逆に、草加市では近年児童数が増加傾向にあるため、学校建替え時には自ずと床面積が増大するケースが多く、近隣住戸への日影を避けるため校舎等が変形となり教室の配置に制限が生じ、また、壁面を下げ、あるいは変形化すれば、自ずと校庭を狭めるなどの問	埼玉県	埼玉県草 加市	学校は市民全体の大切な心のふるさどであり、かけがえのない共同財産である。草加市は、高度成長期に人口が激増し、多(の義務教育商施設を建設したが、今や、多(の検舎等が傷み、構造的な劣化が進み、災害時の危険性が増し、早急な建替え、機能更新を必要としている。義務教育施設の整備は、行政が負う最も基本的な責務であり、本市では、これを最優先課題として実施して行く分針であるが、単なる箱物」としてでなくまた市民全体に開放され、愛される「ふるさど学び舎」として整備して行きたい。地域づくり、国づくりの原点とも言うべきこの「学び舎」再生に向けて国をあげた支援を求め、基礎からの地域再生を図ろうとするものである。
1356	13561020	NPO法人による学校施 設の教室における建築 基準法関係法令の適用 緩和1(天井高)	建築基準法施行令第21条の2による「学校の教室でその床面積が50平方メートルを超えるものであっては天井高さは3メートル以上でなければならない」とする規制を「NPO法人立学校設置においては床面積が50平方メートルを超えるものであっても、認定自治体の長が当該教育上又は安全上支障がないと認めた場合においてはこの限りではない」との特例事項を設ける。この特例が適用される教室にあっては、同令第21条の規制により、天井高さは2.1メートル以上となり実質、数量等の緩和に該当する。		安全上、衛生上の観点から校舎の建築基準が定められているとしている現行法は、既存の公立及び私立学校を想定して定められたものと推察する。NPO法人学校においては、独自な教育内容を実現するために少人数のクラス編成となり、既存の学校とは一クラスの人数が全く違ってる。保護すべき健康面や衛生面基準とはその人数に最も深く関わってる数値ではないか。NPO法人が運営する学校の実態を調査した上で、NPO法人立学校においては、教育内容と設立の規模を十分考慮したうえで個別に判断していく必要があり、認定自治体の長にその権限を委ねるべきである。建築基準法適合校舎は、既存の建物を校舎に転用するにしても民間の建物では基準を満たす建物は皆無に等しい。現状では、NPO法人が基準を満たす建物(廃校等)を入手または新築することは困難であり、NPO法人立学校の設置を阻む大きな要因となっている。	東京都	利活動 (NPO)法	シュタイナー教育に代表される新たな教育観を持って学校を選択する子ども達の意思を尊重し、また、その子どもたちが、自治体等からは「不登校児童等」とは認められないため、不登校児童等の」更なる要件緩和を求める。そして、私学工業を担当を表して、私学、振興助成法を緩和することにより、NPO法人立学校の運営基盤の安定をはかり、公立、私立学校の運営基盤の安定をはかり、公立、私立学校との設備や教師の質等の格差を防ぐ必要があると考える。さらに、NPO法人が独自に校舎を取得もしくは新築していくことは困難である現状から、既存の民間事業所等を借用しての校舎転用の可能性を広げるために建築基準法の校舎設置基準の緩和を求める。

構想(プ ロジェク ト)管理	規制特例提 案事項管理 番号	規制の特例事項(事項 タ)	規制の特例事項の内容	12 国工父週省 具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県 拼	是案主体	構想(プロジェクト)の名	提案概要
1356	番号 13561030	NPO法人による学校施 設の教室における建築 基準法関係法令の適用 緩和 2 (採光面積)	建築基準法施行令第19条の2による「学校の教室の開口部で採光に有効な部分の面積のその床面積に対する割合(-)幼稚園、小学校、中学校または高等学校の教室」割合5分の1と定める部分で、「NPO法人による学校設置においては教室の開口部による有効採光面積が7分の1未満10分の1以上の場合、認定自治体の長が当該教行と認めた場合においてはこの限りではない」の特例事項を設ける。その場合、建築基準法等関係建設省告示昭和55年大1800号「教室の有効採光面積を7分の1とできる条件」を満たさなくても、当該建築物の周辺環境や開口部の方角等、教育内容に鑑みて認定自治体の長が総合的に判断できるものとする。	民間事業所等を借用して、地域の特性を生かした、多様な教育のひとつであるシュタイナー教育を少人数クラス編成で幼児部から高等部まで一貫した教育を実践するNPO法人立学校。	安全上、衛生上の観点から校舎の建築基準が定められているとしている現行法は、既存の公立及び私立学校を想定して定められたものと推察する。NPO法人学校においては、独自な教育内容を実現するために少人数のクラス編成となり、既存の学校とは一クラスの人数が全く違ってくる。保護すべき健康面や衛生面基準とはその人数に最も深く関わってる数値ではないか。NPO法人が運営する学校の実態を調査した上で、NPO法人立学校においては、教育内容と設立の規模を十分考慮したうえで個別に判断していく必要があり、認定自治体の長にその権限を委ねるべきである。建築基準法適合校舎は、既存の建物を校舎に転用するにしても民間の建物では基準を満たす建物は皆無に等しい。現状では、NPO法人が基準を満たす建物(廃校等)を入手または新築することは困難であり、NPO法人立学校の設置を阻む大きな要因となっている。	東京都	引活動 (NPO)法	教育改革特区 不登校 児童 生徒に限定され ない」NPO法人による 小規模学校設置の容 認	シュタイナー教育に代表される新たな教育観を持って学校を選択する子ども達の意思を尊重しまた、その子どもたちが、自治体等からは「不登校児童等」とは認められないため、不登校児童等の」更なる要件緩和を求める。そして、私学振興助成法を緩和することにより、NPO法人立学校の運営基盤の安定をはかり、公立私立学校との設備や教師の質等の格差を防ぐ必要があると考える。さらに、NPO法人が独自に依含を取得もしくは新築していくことは困難である現状から、既存の民間事業所等を借用しての校舎転用の可能性を広げるために建築基準法の校舎設置基準の緩和を求める。
1313	40404000	NPO法人による学校施 設における建築基準法 関係の適用緩和1(採 光面積)	建築基準法施行令第19条の2「学校等における居室の開口部で採光に有効な部分の面積のその床面積に対する割合(一)幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教室」割合5分の1と定める部分で、「NPO法人による学校設置においては教室の開口部による有効採光面積が7分の1末満10分の1以上の場合、認定自治体の長が当該教育上又は安全上支障が無いと認めた場合においてはこの限りではない。」の特例事項を設ける。	して建設された鉄骨造地上3階建ての建物を改装し、当該建物を施設として利用しようとするものである。当学園は、構造改革特別区域法第13条第1項に定める「当該構造改革特別区域に所在する学校の設置者による教育によっては満たされない特別の需要に応ずるための教育」を行う学校を設置したいと考えているが、認定自治体の長が総合的に判断できる制度下では、既	教育における特別区域としての役割を果たすためには、様々なニーズに応えるNPO法人立の学校が、設置しやすい環境を整備することが必要と思われる。NPO法人が学校を設置する場合、その必要規模や資金面から言って、開校に当たって施設を設定するときに、学校教育法第1条に定める「学校」の設置基準を満たす施設を建設することはまれであり、多くの場合には事務所建築、住居建築等を転用して利用することとなる。これまで特区におけるNPO法人立の学校がまだ1校も開かれていないが、この規制緩和によって、NPO法人立の学校設置がしやすくなり、より大きな社会貢献の場を作り出してゆくことが可能になる。	抽去川目	IPO法人 横浜シュタ イナー学 ・ ・	7「不登校等」に限らない NPO法人立学校構想	NPO法人横浜シュタイナー学園は2005年4月に小学校1~3年で開校し、以後学年を増やし、中学3年までの小中一貫教育を行う。カリキュラムは添付の資料に詳しいが、シュタイナー教育が「不登校等の教育」と自治体等から認められないため、構造改革特別区域法第13条1項の「不登校等」の規定をさらに明確にする規定を追加する。また、NPO法人が学校を設立し、私立学校と同等の扱いとなっても、私学助成はないというのは、イコールフッティングの面から不合理である。補助金制度の見直した地域再生の支援措置として必要である。さらに、NPO法人立学校の設置の際の建築基準法関連の規制の緩和を求める。
1313		学校設置非営利法人に よる学校施設における 建築基準法関係法令の 適用緩和 2 (廊下の 幅)	建築基準法施行令第119条において、「小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校における児童用又は生徒用」の廊下の幅を、「両側に居室がある廊下における場合(単位 メートル)」1.8メートルと定められているが、これを、「NPO法人による学校設置においては、その他の規制と同様、それぞれ1.6メートルおよび1.2メートルとする。」または「NPO法人による学校設置においては、認定自治体の長が当該教育上又は安全上支障が無いと認めた場合においてはこの限りではない」との特例事項を設ける。	の需要に応ずるための教育」を行う学校を設置したいと考えているが、認定自治体の長が総合的に判断できる制度下では、既存建物の校舎転用によるNPO立学校の設置が現実の事業として期後できる。	教育における特別区域としての役割を果たすためには、様々なニーズに応えるNPO法人立の学校が、設置しやすい環境を整備することが必要と思われる。NPO法人が学校を設置する場合、その必要規模や資金面から言って、開校に当たって施設を設定するときに、学校教育法第1条に定める「学校」の設置基準を満たす施設を建設することはまれであり、多くの場合には事務所建築、住居建築等を転用して利用することとなる。これまで特区におけるNPO法人立の学校がまだ1校中間かていないが、この規制緩和によって、NPO法人立の学校が関置がしやすくなり、より大きな社会貢献の場を作り出してゆくことが可能になる。当学園の教育は、1クラス20名程度の少人数を予定している。そのため、大規模の教室がいくつも集まる集合体とはなりにくい。また、現在当学園の建物は、階段の直結ずる中央ロビーを中心として、4つの教をめ、大規模の教室がいくつも集まる集合体とはなりにくい。また、現在当学園の建物は、階段の直結ずる中央ロビーを中心として、4つの教をともフプランになっている。従って、児童生徒の利用する廊下はほとのである。よって、唯一1階(非難階)に事務所と玄関空間をつなぐ廊下があるのみで、その長さも短いものである。よって、原下幅をその他の規制と同様に1.2メートル、1.6メートルを最低限の基準としても、機能上、安全上何ら支障がないと考えられる。	神奈川県	IPO法人 黄浜シュタ イナー学 圏	7「不登校等」に限らない NPO法人立学校構想	NPO法人横浜シュタイナー学園は2005年4月に小学校1~3年で開校し、以後学年を増やし、中学3年までの小中一貫教育を行う。カリキュラムは添付の資料に詳しいが、シュタイナー教育が「不登校等の教育」と自治体等から認められないため、構造改革特別区域法第13条1項の「不登校等」の規定をさらに明確にする規定を追加する。また、NPO法人が学校を起立し、私立学校と同等の扱いとなっても、私学助成はないというのは、イコールフッティングの面から不合理である。補助金制度の見直しも地域再生の支援措置として必要である。さらに、NPO法人立学校の設置の際の建築基準法関連の規制の緩和を求める。
1313		学校設置非営利法人に よる学校施設における 建築基準法関係法令の 適用緩和3(階段の幅 並びに階段のけあげ及 び踏面の寸法)	建築基準法施行令第23条において、「小学校における児童用」、「中学校における生徒用」階段について、児童用は階段及びその踊場の幅140cm以上、けあげ寸法16cm以下、26cm以上、26cm以上、26cm以上、26cm以上、20cm以上、けあげ寸法20cm以下、30場合は幅120cm以上、けあげ寸法20cm以下、30場合は幅120cm以上である。学習塾ビルなどの場合、通常事務所ビル基準の場合が多いため、今後NPO立学校等の認可を考えた場合、事務所基準では学校設置ができない。この場合、非難器具の設置強では学校設置ができない。この場合、非難器具の設置強てより階段の幅、けあげ寸法、踏み面の寸法について、「NPO法人による学校設置においては、認定自治体の長が当該教育上又は安全上支障が無いと認めた場合においてはこの限りではない」との特例事項を設ける。	して建設された鉄骨造地上3階建ての建物を改装し、当該建物を施設として利用しようとするものである。当学園は、構造改革特別区域法第13条第1項に定める「当該構造改革特別区域に所在する学校の設置者による教育によっては満たされない特別の需要に応ずるための教育」を行う学校を設置したいと考えているが、認定自治体の長が総合的に判断できる制度下では、既存建物の校舎転用によるNPO立学校の設置が現実の事業として期	教育における特別区域としての役割を果たすためには、様々なニーズに応えるNPO法人立の学校が、設置しやすい環境を整備することが必要と思われる。NPO法人が学校を設置する場合、その必要規模や資金面から言って、開校に当たって施設を設定するときに、学校教育法第1条に定める「学校」の設置基準を満たす施設を設することはまれであり、多くの場合には事務所建築、住居建築等を転用して利用することとなる。これまで特区におけるNPO法人立の学校がまだ1校も開かれていないが、この規制緩和によって、NPO法人立の学校設置がしやすくなり、より大きな社会貢献の場を作り出してゆくことが可能になる。	抽去川目		7「不登校等」に限らない NPO法人立学校構想	NPO法人横浜シュタイナー学園は2005年4月に小学校1~3年で開校し、以後学年を増やし、中学3年までの小中一貫教育を行う。カリキュラムは添付の資料に詳しいが、シュタイナー教育が「不登校等の教育」と自治体等から認められないため、構造改革特別区域法第13条1項の「不登校等」の規定をさらに明確にする規定を追加する。また、NPO法人が学校を設立し、私立学校と同等の扱いとなっても、私学助成はないというのは、イコールフッティングの面から不合理である。補助金制度の見直した地域再生の支援措置として必要である。さらに、NPO法人立学校の設置の際の建築基準法関連の規制の緩和を求める。

				12 国土交通省	(特区 )		
構想(プロジェクト)管理 番号	規制特例提 案事項管理 番号	規制の特例事項(事項 名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県 提案主体 構想(プロジェ 名	7分の名 提案概要
1324	13241020	学校施設の転用に伴う 建築基準法上の建物の 用途変更の適用外認定	廃校学校校舎を再利用するため、建築基準法の特殊建物の 用途変更が必要となる可能性がある。 計画は、基本的に不特定多数が使用する用途とはならず、 企業や研究機関、大学等と区内製造業の研究開発やアトリ 工、研修・交機に等集積したなる。 そのため、類似の用途として扱い、用途変更手続きを不用 とするか、事務所用途として扱い、特殊建築物の規定の適 用を除外したい。	学校廃校舎を再利用し、企業や研究機関、大学等と区内製造業の研究開発やアトリエ、研修・交流機能を集積した施設とする。 産学協働から生み出される、技術とアートとアイディアの融合により、創造性の高い新産業を創出し区内産業のと地域の活化をめざす。廃止校舎を研究開発の拠点とし、企業や研究機関等の先端技術と東京藝術大学等、区内製造業が連携協働したシステムの構築により、製造業においては、受注機会の創出はもとより、付加価値を付した自社製品の開発が可能となる。 結果、製造業が活力となり、雇用や起業が促進され、経済全体が活性化する。	建物の用途変更が生じた場合、既存建物の改修に係る莫大な経費が必要 となり、事業の推進が不可能となる。	東京都 東京都足 アートテクノ 都心計画	産学協働から生み出される、新技術とアートとアイディアの融合により、創造性の高い新産業を創出し、区内産業と地域の活性化をめざす。廃止校舎等既存ストックを活用して研究開発の拠点とし、企業や研究機関等の先端技術と東京藝術大学等や区内製造業が連携協働して、地域再生を実現する。それにより、区内製造業においては、受注機会の創出はもとより、行加価値を付した自社製品の開発が可能となる。結果、製造業が活力となり、雇用や起業が促進され、波及効果との相乗により、区内経済全体が活性化する。区が主体となり、対象は千住地域を中心とした足立区全域とする。学校転用に伴う規制緩和や資金調達支援などが必要である。
1324		が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進	も同様となる。 しかし、建築基準法が適用される場合であっても不特定多 数が使用する施設ではないため、ハートビル法の適用を除	学校廃校舎を再利用し、企業や研究機関、大学等と区内製造業の研究開発やアトリエ、研修・交流機能を集積した施設とする。 産学協働から生み出される、技術とアートとアイディアの融合により、創造性の高い新産業を創出し区内産業のと地域の活化をめざす。廃止校舎を研究開発の拠点とし、企業や研究機関等の先端技術と東京藝術大学等、区内製造業が連携協働したシステムの構築により、製造業においては、受注機会の創出はもとより、付加価値を付した自社製品の開発が可能となる。結果、製造業が活力となり、雇用や起業が促進され、経済全体が活性化する。	建物の用途変更が生じた場合、既存建物の改修に係る莫大な経費が必要 となり、事業の推進が不可能となる。	東京都 東京都足 アートテクノ 立区 都心計画	産学協働から生み出される、新技術とアートとアイディアの融合により、創造性の高い新産業を創出し、区内産業と地域の活性化をめざす。廃止校舎等既存ストックを活用して研究開発の拠点とし、企業や研究機関等の先端技術と東京藝術大学等や区内製造業が連携協働して、地域再生を実現する。それにより、区内製造業においては、受注機会の創出はもとより、付加価値を付した自社製品の開発が可能となる。結果、製造業が活力となり、雇用や起業が促進され、波及効果との相乗により、区内経済全体が活性化する。区が主体となり、対象は干住地域を中心とした足立区全域とする。学校転用に伴う規制緩和や資金調達支援などが必要である。
1321	13212020	建宋本年本の版本	建築基準法では、医療施設等は防火安全対策のため、木造化を規制しているが、3,000m2以下、3階建て以下でも、防火安全基準を緩和して、木造化が図られるよう、特殊建築物の用途区分による規制緩和を要望する。	耐を緩和することにより、公共施設の不足化が促進される。	連絡会議において、延べ床面積が3,000m2以下であるにもかかわらず、3階以上であるため、木造化できない公共施設が、17施設のうち12施設もあったことから、4階建て以下でも可能となるよう基準緩和をして欲しいが、暫定措置として、3階建て以下でも木造化できることにより、公共施設の木造化が促進される。		愛媛県では、戦後、積極的に植林してきた結果、スギ・ヒノキを中心とした植林地が、森林面積の62%、22万 halcも達し、森林資源は充実してきているが、近年、外材輸入の増大や木材価格の長期低迷等により、林業採算性は悪化し、林業従事者も減少。高齢化の一途を辿ってきており、このまま推移すれば、森林の公益的機能発揮や環境にやさい、循環資源である木材利用促進に支障をきたすこととなる。このような中、公共施設の木造化は、施策推進の指導的立場にある県、市町村等が、自ら地域のシンボル的な公共施設を木造化することにより、多
1227	12271010	建築基準法の耐火建築 物の仕様規定に木造建 築物に関する規定を追 加	民間業務施設や公共施設の用途に供する一定規模以上の建築物は、建築基準法の規定により耐火建築物にする必要があり、これら建築物の木造化が進まない要因の一つとなっている。 木造の耐火建築物は、平成12年6月の建築基準法の改正により、耐火性能を検証した計算書を建築確認申請に添付することで建築が可能(耐火性能検証法)となっているが、木造の大規模な民間業務施設や公共施設が建設されやすくなるよう、建築基準法の耐火建築物の仕様規定に木造建築物に関する規定を追加することを提案する。	を要望する。 このことにより、大規模な民間業務施設や公共施設の木造化	耐火性能検証法の手続きには、多くの検討作業や時間を要することなどから、本県においては、この制度の活用実績は極めて少ない状況にあり、県内で、一定規模以上の民間業務施設や公共施設の木造化が進まない一因となっている。		人と環境にやさしく、県内の林業・木材産業や 建設業等の活性化及び雇用の創出につながる 県産木材の利用を促進するため、地域再生構想 において次の事項を要望する。 地域木材を利用した工場、事務所、店舗等の 民間業務施設の建築、改修等を対象にした、中 小企業金融公庫の特別貸付の拡充。 木造の大規模な民間業務施設や公共施設が 建設されやすぐなるよう、建築基準法の耐火建築 物の仕様規定に木造建築物に関する規定を追 加すること。 木造公共施設を対象とした各省庁が所管する 国庫補助制度の一体的な運用。 を提案する。

				12 国土交通省	(特区)				
構想(プロジェクト)管理 番号	規制特例提 案事項管理 番号	規制の特例事項(事項 名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県 名	提案主体 名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1183	11831060	町産材活用住宅におけ る建築確認申請の簡素 化	町産材を活用した木造軸組工法住宅の構造等の基準となる 紫波町認定工法について、町による研修を受け認定された 大工がこれに準じた木造軸組工法住宅を施工する場合に限 り、建築基準法施行規則第1条の3の確認申請書の様式にあ る図面について、付近見取り図、配置図、各階平面図のみ の添付で良いものとするとともに、併せてその建築確認申 請の事務を町に移譲し、町の建築技師が審査を行う。	町型認定工法を定め、この基準に基づいた施工が可能な大工の 認定を町が行う。建築確認申請は町の建築技師が確認すること とし、その際工法認定済みであることから確認事務の簡素化が 図れる。また、添付図面の簡素化により申請者においても書類 作成等の負担の軽減につながるものと考えられ、より円滑な建 築確認及び建築施工の向上を目指すものとする。	紫波町では、町内の森林資源を積極的に活用し林業の再生を図るため、町産材による公共施設の木造化を進めると共に、一定量の町産木材を使用した住宅の建設、又は購入の方に対し、住宅金融公庫又は、住宅建設資金融資機関からの借入金の利息の一部を一定期間補助しているところである。又、これを受けて町内の大工が集まって「紫波匠の会」を結成するなど、町産材を使った伝統工法による建築についての機運が高まっている。 伝統工法による住宅建築には、工期が長い、人件費の割合が高い、材料費が高い等イメージがある。このため、木造住宅の建築に関し、紫波町型認定工法、税減措置等によるランニングコストでの割安感を与えることにより一般住宅の木造化の普及を図り、森林資源循環を推進する。	岩手県	岩手県紫波町	循環型まちづくが構想	紫波町は、自然と共生し循環を基調とする町づくりを進めており、持続的に自立可能な循環型まちづくりを実現する観点から、再生利用を目的とした食品産業廃棄物、木屑に対する廃棄物処理法の規制緩和、循環農業啓蒙に係る市民農園における農地貸付面積要件の緩和、NPO等による循環 交流施設へのボランティア輸送の有償化、中古品使用に係る補助事業の運用改善、大麻の栽培目的の要件緩和、町産材活用住宅における建築確認申請の簡素化、町産材による公共施設の木造化に係る補助事業の運用改善、郵便投票制度の拡充、民生委員の推薦手続きの簡略化について提案を行う。
1391	13912010	塩配音成直に任づ展地 転用及び都市計画区域 内の建築確認申請手続 きの簡素化	平成11年11月1日に施行された「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づく堆肥舎の設置について、畜産経営農家が農地に設置する場合農地法第4条及び第5条により県知事の許可を要するところであるが、これを届出制にする等農地法の手続きを簡素化する。また、都市計画区域内での建築基準法の規制緩和を求める。	有機質の土壌還元により循環型農業の推進と畜産農家の規模拡 大によるコスト削減と経営安定を図る。	堆肥舎設置に伴う農地転用及び都市計画区域内の建築確認申請手続きに 多くの費用と労力がかかり、零細農家の経営を圧迫するため	福島県	福島県平田村	循環型農業推進構想	畜産経営における 家畜排泄物の管理の適正 化及び利用の促進に関する法律」に基づ、体肥 舎の整備について、農地転用や建築確認申請に おける手続きの簡素化
1190	11901010	はきの不典化	特区区域内の都市計画区域もしくは準都市計画区域内において農家民宿を実施しようとする農家について、施設改修を伴わない100㎡以下の用途変更を行う場合については、建築基準法第87条第1項および第6条第1項第4号の規定にかかわらず、建築確認を不要とする。	「福井型エコ・グリーンツーリズム」の推進にあたり、特区区 域内における農家民宿の開設を促進する。	「福井型エコ・グリーンツーリズム」の推進にあたり、都市計画区域内の農家が、施設の増改築を行わず、民家をそのまま利用した小規模な農家民宿の開設を希望している。しかし、都市計画内においては規模の大小にかかわらず建築確認を受ける必要があるため、確認手続きに必要な図面の作成など、手続きのために多額の費用が必要になる。施設の増改築などの投資を行っている場合は別として、特別な投資もせず小規模で農家民宿を実施する農家にとっては、こうした手続きのための支出が大きな支障となっている。	福井県	福井県	リーンツーリズム推進特区)	福井県では、福井型エコ・グリーンツーリズム推進特区」の認定を受け、特区区域内の農家民宿および市民農園の開設の促進を図るとともに、特区区域の拡大に向けて農家等の掘り起こしを行っている。しかし、都市計画区域等の区域内においては施設の増改築を行わない場合でも用途変更を行みま合は建築確認が必要となっており、小規模農家民宿を開設しようとする際の支障となっている。このため、構造改革特区区域内において、用途変更により農家民宿を開設する場合は建築確認手続きを不要とする特例を設けることにより、福井型エコ・グリーンツーリズムの一層の推進を図る。
1118	11181010	後退距離の特例を適用 した際の道路沿いに設 ける塀の制限の緩和	建築基準法第130条の12第3号の括弧書き部分(高さが1.2mを超えるものにあっては,当該1.2mを超える部分が網状その他これに類する形状であるものに限る。)を撤廃	の12第3号の後退距離の特例を受けた場合,マンションの道路沿いの塀は,高さ2m以下,かつ,1.2mを超える部分は網状とするようにされているが,佐賀市の歴史的観光地である長崎街道沿いでの高層マンション建設にあたっては,塀の網状の制限を緩和して,観光客への目隠しとなる高い塀を設置するようにする。その塀も単なるプロック塀ではなく,歴史的景観に即した塀を設置するようにして,観光客に連続性のある歴史的空間を提供したい。この事業で,イベントを更に盛り上	佐賀は,昔,城下町として栄えた地域で,市内には旧長崎街道が通っており,周辺には歴史的観光施設も立ち並び,その景観は,当時の面影を残したままである。この地域は,今や早春の風物詩となりつつある「佐賀城下ひなまつり」のイベントを住民と一体となって実施しており,佐賀市の観光産業の中心となっているのだが,最近,この長崎街道沿いに高層マンションが建設されるようになった。周りとは馴染まないマンションの建設により,周辺の景観との調和について考慮する状態となっている。建設にあたり,建築基準法施行令第130条の12第3号の後退距離の特例を受けているため,マンションの道路沿いの塀が高さ2m以下,かつ,1.2mを超える部分は網状とするようにされているため,道行く観光客からマンションやその駐車場が覗いている状態である。観光の中心としている歴史的景観は分断され,観光産業にとって,大きな痛手となっている。	佐賀県	佐賀市	歴史的町並創出のた めの特区構想	佐賀は、昔、城下町として栄えた地域で、旧長崎街道が通っており、その景観は、当時の面影を残したままである。しかし、この長崎街道沿いに高層マンションが建設されるようになり、周辺の景観との調和について考慮すべき状態となっている。建設にあたり、建築基準法施行令第130条の12第3号の後退距離の特例を受けているため、マンションの道路沿いの塀が高さ2m以下、かつ、1、2mを超える部分は網状とされているため、マンションやその駐車場が覗いている状態である。網状の制限を緩和し、観光客への目隠しとなる高い塀、それも歴史的景観に合った塀を設置することにより、景観の連続性を維持し、集客を図りたい。

	12 国土交通省(特区)								
構想(プロジェクト)管理 番号	規制特例提 案事項管理 番号	規制の特例事項(事項 名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県 提案主体 構想(プロジェクトの名名	提案概要		
1555	15552010	路地や細街路の美しいたたずまいの保全・ 再生	地域の歴史文化を継承するため、4mに満たない路地に面する場合でも、地方公共団体の条例で建築物の安全上の条件を付して、建築物の増改築等を可能とするとともにを着種的に推進する。具体的には、伝統的建造物群保存地区内と同じ街区にある伝統的建造物群保存地区外における建築物、門及び塀について、建築基準法第44条適用を除外し、美しいたたずまいの保全・再生を図る。なお、建築基準法第42条第3項の規定は、2.7m未満の道路を対象としていないため豆田地区にある2m前後の道路では1階のセットバック必要となり、歴史的町並みの連続性が保てなくなる。	伝統的建造物群保存地区と街区を同じくする地区外の建築物等の壁面を揃え、街路の修景を統一することにより、美しいたたずまいの保全・再生を図る。ひいては、観光客の増加等が期待され「地域経済の活性化」と「地域雇用の創造」がなされる	0	大分県 大分県日 歴史的文化財を活か すまちづくり	豆田町は、秩序ある 町割り」と 地割り」の上に、複合的な都市空間と多様な建築類型の伝統的建造物を随所に残し、天領日田の面影を今日に伝える。この地区における町並みの保存・活用を目的としたまちづくりを行っており、本市ではこの地区について 重要伝統的建造物群保存地区」の選定に向けて取組を始めた。そこで、この地区と一体的に景観保存を図ろうとする細街路が残る区域について、建築基準法の緩和により、街路の修景を統一することで、このは全・再生を図る。この措置により、まち」に対する誇りと愛着を醸成し、コミュニ		
1189	11892020	の制限緩和	中小企業工場集団化事業等によって共同で取得した緑地等の共通施設面積については、個々の事業場の占有敷地面積割合を持分として事業場の建物の制限面積に算入されたい。	広大な用地を所有する事業場が、敷地内に道路を敷き緑地を持ち、そして公園や競技用グランド・コート・体育館を作っているのと対象的に、工場を建設する場所には思い切った高密度な建設が可能である。これはすべての取得用地面積が建ぺい率に適用できるからである。中小企業工場集団化事業による工業団地は、個々の単位で設置することの無駄の排除や土地の有効活用を配慮して全体の共通の施設とすることで投資効果の高い合理的な工場経営ができることを期待されているが、現行法にあっては事業場の占用地面積のみを建ぺい率に適用しており、これは工業団地の設置効果を著しく損ねていると思われる。	中小企業工場集団化事業によって共同で取得した緑地等の共同施設の敷地面積については工場立地法での団地の特例措置によって、事業場の占有敷地割合を生産施設の制限面積に算定することが認められている。建築基準法の建べい率においても同様、工業団地の特例を設け共同施設面積を建べい率の算定対象面積として取り扱う適用を受けたい。工業団地の特例を受けた場合の参考(別紙2)。	収字県町   収工業団   地管理セ   岐阜県 ンター   岐阜県可   収工業団   地協同組	・(協)岐阜県可児工業団地管理センター内における騒音規制の見直し 騒音規制法に定めた特定工場等が騒音基準値を守る敷地境界線とは、当工業団地をひとつの事業場とみなすことにより、工業団地と工業団地外の地域との境界線を騒音規制の敷地境界線とされたい。 ・岐阜県可児工業団地協同組合内の建べい率の制限緩和中小企業工場集団化事業等によって共同で取得した緑地等の共通施設面積については、個々の事業場の占有敷地面積割合を持分として事業場の建物の制限面積に算入されたい。		
1058	10581010	借上公営住宅に係る公 営住宅等整備基準の適 用緩和	既存民間賃貸住宅を公営住宅として借上げる場合、公営住宅等整備基準における「国土交通大臣が定める措置」で示される基準を現行の等級3及び2から等級1に緩和する。	既存の民間賃貸住宅を現状のまま借上げることが可能になることにより、民間ストックを有効活用できるとともに、事業主の新たな投資が不要となるため、公営住宅として提供しやすくなり、公営住宅の適時的確な供給が可能になる。また、新築に比較して低い賃借料で公営住宅を確保できる。	既存の民間賃貸住宅を借り上げて公営住宅として活用するためには、 当該住宅を公営住宅等整備基準に適合させなければならないが、高齢者 仕様の義務付け等の理由により、追加工事を行なわなければなず、事業 主の募集を行っても、応募がない状況である。 一方で民間賃貸市場 (県西部)では、空家率が10~15%になっており、民間賃貸住宅活 用に係る一定の需要はあると考えられる。		既存の民間賃貸住宅を公営住宅として借り上げる場合、公営住宅等整備基準の適用を緩和し、追加工事等を不要とする。これにより、既存の民間賃貸住宅を現状のまま借上げることが可能となる。また、民間ストックを有効活用できるとともに、建物所有者の新たな投資が不要となり、新築に比較して低い賃借料で公営住宅を確保し、公営住宅の適時的確な供給が可能になる。		
1278	12781010	過疎地の公営住宅にお ける入居者の所得制限 等緩和特区	の町営住宅と比較しても空き家の期間が長くなり非効率で	公営住宅は入居者に対する所得制限が厳しく、入居基準等でも 所得が制限されて使い勝手が悪く非効率である。そこで、設置 から8年を経過した施設は入居者の公募はしなくても良いこと とし、入居資格から所得制限を廃止して誰でも入居可能とする とともに、設置者の裁量で累進家賃を固定家賃にすることを可 能にする。	公営住宅も建築から数年を経過すると入居希望者が減少し、市町村の経営にも厳しいものがある。その原因である入居基準を緩和することで、 住民の血税を活用した施設の有効利用を図る。	徳島県上 勝町 過疎地の公営住宅に おける入居者の所得 制限等緩和構想	公営住宅法では入居基準が定められており、家賃も定められていることから、都道府県並びに市町村が整備した建物であっても国営住宅と呼ばれている。この住宅は、入居基準等で入居が制限されて使い勝手が悪く、その他の町営住宅と比較しても空き家の期間が長くなることが多い。そこで、設置から10年を経過して修繕が必要となった施設は老朽住宅として、設置者の裁量で他の町営住宅と同様に入居基準を緩和して有意義に使用したい。		

					(行位)			
構想(プロジェクト)管理 番号	規制特例提 案事項管理 番号	規制の特例事項 (事項 名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県 提案主体名 名	構想(プロジェクト)の名 称	提案概要
1612	16121010		既公営住宅入居者の世帯人員と住戸規模のミスマッチを解 消する住み替えを促進するため、公営住宅法施行令の特定 入居の条件を適用除外とする。	以外のケースにおいても、世帯人員と住戸規模のミスマッチの 解消に資する住み替えの場合は、公募原則の例外(特定入居)	公営住宅法施行令第5条においては、入居者の加齢等入居後の事情変更がある場合、相互に入れ替わることが双方の利益になる場合は特定入居として認められている。  それに加え、当初入居時から世帯人員と住戸規模にミスマッチがある場合(入居後の世帯人員の増減が原因でない場合)においても、空き住戸への住み替えが特定入居により可能となるよう求めるものである。	兵庫県 兵庫県	明舞団地再生構想(現 明舞団地再生計画 )	オールドダウン化が進むニュータウンの典型である明舞団地において、その再生活性化を推進するため、公営住宅等整備基準等の緩和により、団地内の戸建住宅を公営住宅として借上げ、当該戸建住宅を所有する高齢世帯の円滑な住み替え、団地内への若年子育て世帯の導入を図るとともに、公営住宅入居者の募集方法の適用除外により、公営住宅における世帯人員と住戸規模のミスマッチの解消を図る。また、現在、住宅用途に限されている支援措置 公営住宅における目的外使用承認の柔軟化」の対象を住宅以外にも拡大することを求め、住宅地内へのコミュニティ拠点、NPO等の活動拠点の円滑な誘致を図る。
1612	16121020	た借上公営住宅設置に	高齢世帯等が所有する戸建住宅について、当該高齢世帯等の円滑な住み替え・若年世帯の導入等を目的に借上公営化する際に、公営住宅等整備基準の住戸の基準の床面積要件(80㎡、特別の場合は85㎡)を適用除外とする。	【実施内容】 高齢世帯等が居住する戸建住宅を県が借上公営化(必要に応じて、高齢者向け住宅を斡旋) 戸建住宅を県営住宅として若年子育て世帯等を対象に入居を募集 【効果】 居住面積の大きい住宅を若年子育て世帯等に供給し、ミックストコミュニティ化を図り、団地活性化を推進する。 戸建て住宅の借上により、高齢者の資産を活用した円滑な住み替えが可能となる。 高齢者にとって困難である戸建住宅の維持管理について、その負担が軽減され、良好な住宅地が保全される。 世帯規模等に応じた住宅供給を行うと同時に、既存ストックを有効活用できる。	明舞団地おいては、居住者の一斉高齢化によるコミュニティ活動等の 衰退等が問題となっている。同時に、団地内の戸建住宅地においては、 高齢者のみの世帯による住宅・住宅地をどう維持管理していくが大きな 課題となっている。これらに対応するため、若年世帯の団地内への積極 的な導入や戸建住宅を所有する高齢者世帯の円滑な住替を図ることが求 められている。 そのため、高齢者世帯の所有する戸建住宅地を借上公営化し、若年子 育て世帯等の住宅として活用する方策が考えられるが、現行制度におい て住戸規模の上限(80㎡、特別の場合は85㎡)が定められており、 それを上回る戸建住宅を借上ることは不可能となっている。 世帯の状況に応じた型別供給の考え方が一般化していることを踏ま え、地方分権の流れの中で住戸の基準について、各事業主体の裁量で設 定できるよう規制緩和を求めるものである。 この緩和により、団地内での若年世帯の導入や高齢者等の円滑な住み 替えを促進でき、団地の活性化を推進するものとなる。	兵庫県 兵庫県	明舞団地再生構想(現 明舞団地再生計画 )	オールドタウン化が進むニュータウンの典型である明舞団地において、その再生活性化を推進するため、公営住宅等整備基準等の緩和により、団地内の戸建住宅を公営住宅として借上げ、当該戸建住宅を所有する高齢世帯の円滑な住み替え、団地内への若年子育て世帯の導入を図るとともに、公営住宅人居者の募集方法の適用除外により、公営住宅における世帯人員と住戸規模のミスマッチの解消を図る。また、現在、住宅用途に限定されている支援措置 公営住宅における目的外使用承認の柔軟化」の対象を住宅以外にも拡大することを求め、住宅地内へのコミュニティ拠点、NPO等の活動拠点の円滑な誘致を図る。
1612	16121030	既存戸建住宅を活用した借上公営住宅における定期借家制度の導入	既存既存戸建住宅を活用した借上公営住宅について、若年世帯の導入によるミックストコミュニティを継続する観点及び公営住宅入居者の公平性確保の観点から、定期借家制度(10年間)を導入する。	【実施内容】 既存戸建住宅を活用した借上公営住宅への入居については、定期借家制度を導入する。 【効果】 定期借家制度により入居期間を限定することで、入居者の入れ替わりが担保され、継続的に若年世帯を団地内に導入でき、長期的なミックストコミュニティを推進することができる。定期借家制度により入居期間を限定することで、特定個人が長期間大規模住戸を占有することが制限でき、公営住宅入居者の公平性の確保が図られる。	既存戸建住宅の借上公営化を実施する場合、既存ストックの有効活用、高齢者の資産活用と円滑な住み替えを図ると同時に計画的な借上公営住宅を導入するために借上期間を原則20年に設定することとなる。  一方、若年世帯の導入によるミックストコミュニティを継続推進する観点及び公営住宅入居者の公平性確保の観点から、子育て時期のみ等の期間を限定した入居とすることが必要と考える。  現行では、公営住宅の入居期間の限定を担保することが困難となっていることから、地域の実情を踏まえた上での定期借家制度(10年間)の導入を可能とするよう求めるものである。	兵庫県 兵庫県	明舞団地再生構想(現 明舞団地再生計画 )	オールドタウン化が進むニュータウンの典型である明舞団地において、その再生 活性化を推進するため、公営住宅等整備基準等の緩和により、団地内の戸建住宅を公営住宅として借上げ、当該戸建住宅を所有する高齢世帯の円滑な住み替え、団地内への若年子育て世帯の導入を図るとともに、公営住宅入居者の募集方法の適用除外により、公営住宅における世帯人員と住戸規模のミスマッチの解消を図る。また、現在、住宅用途に限定されている支援措置 公営住宅における目的外使用承認の柔軟化」の対象を住宅以外にも拡大することを求め、住宅地内へのコミュニティ拠点、NPO等の活動拠点の円滑な誘致を図る。
1009	10092080	市税等・介護保険料・ 保育料・幼稚園使用 料・市営住宅使用料・ 水道使用料の納付書再 発行事務を指定管理者 に委託可能	公の施設の指定管理者に限り、市税等・介護保険料・保育料・幼稚園使用料・市営住宅使用料・水道使用料の納付書再発行事務を委任可能とする。	新たに設置する公の施設「(仮称)駅前サービスセンター」は、生涯学習機能を有するほか多機能的な施設を想定。市税等・介護保険料・保育料・幼稚園使用料・市営住宅使用料・水道使用料の納付書再発行事務も併設し、納付書を紛失等した市民に再度納付書を発行し、隣接金融機関で即納付ができるよう対応する予定であるが、当該事務を含め当施設の管理運営を地方自治法第244条の2の指定管理者によって当該事務をアウトソーシング(事務委任)する。	本提案は地方議会で指定を受けた指定管理者に対して市役所業務の一部を民間委任するものであり、隣接した金融機関との連携により、市税等を即送付できるような対応を可能とするもの。	大阪府 大阪府プ 東市	、 駅前サービスセンター 民営構想	本市では、平成18年度に市制施行50周年を迎 太、これを契機として、市の玄関口に生涯学習機 能を有した駅前サービスセンターの設置を検討 しています。駅前サービスセンターは、 市の玄 関口として機能、 生涯学習施設としての機能、 市役所の証明書発行等の機能を有する施設 として誕生する予定です。 及び については、 指定管理者制度を活用し運営において民間の ノ ウハウを活用しようと考えていますが、 については民間に委任することができません。そこで、 証明書の発行等についても指定管理者たる民間 企業が実施できるよう提案するものです

				12 国土交通省	(守区)		
構想(プロジェクト)管理 番号	規制特例提 案事項管理 番号	規制の特例事項(事項 名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県 提案主体 構想(プロジェクト)の名 名	提案概要
1524	15241010	項の規定に基づく建築	建築基準法第4条第2項の規定に基づく建築主事の設置の際における東京都知事との協議を行い、同意を得ることを要する旨を定める同条第3項の規定の撤廃	現在は建築物の延べ床面積1万㎡以下に制限されている千代田区の特定行政庁及び建築主事の建築確認、建築許可、中間検査、完了検査、特殊建築物定期調査報告書調査、建築設備定期検査報告書調査及び違反建築物取締等の事務処理の権限の制限を撤廃するとともに、中間検査特定工程定に、特例容積率の限度の現在は東京都知事が処理することとされている事務を全て千代田区長が処理することとされている事務を全て千代田区長が処理することとすることにより、主体的かつ総合的なまちづくりを推進する。	特区提案04様式2(特区)別紙(再)提案理由のとおり。	東京都千 代田区 ・	現在は建築物の延べ床面積 1万㎡以下に制限されている建築確認、建築許可、中間検査、完了検査、特殊建築物定期調査報告書調査、建築設備定期検査報告書調査及び違反建築物取締のほか、八王子市及び町田市など多摩地区 8市には認められてる中間検査特定工程指定、特例、容積率の限度の指定等の事務を全て千代田区において処理することにより、既に特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例(呼成11年東京都系例第106号)により建築物の延、1年東京都第(106号)により建築物の延、1年東京都第(106号)により建築物の延、1年東京都第(106号)に支護されている、都市計画に関する許認可事務の処理と合わせて、主体的かつ総合的なまちづくりを推進する。
1601	16012021	高齢者安心住み替え支援構想	(部分) 高齢者が安心して住み替えができる高齢者向け優良賃貸住宅の整備の促進するための支援措置 特定優良賃貸住宅の空き家を高齢者向け優良賃貸住宅として管理することを認める目的外使用の弾力化を行う。 社会福祉法人が高齢者向け優良賃貸住宅事業を実施する場合に、建設用地を基本財産のままとして実施ができるようにする。	「福岡県あんしん住み替えバンク(仮称)」を設置 「福岡県あんしん住み替えバンク(仮称)」とは、高齢者等が 安心して住み替えることができるよう情報提供・相談業務等を 行い、また、住み替え希望を持つ者との物にを登録し、 の意向をマッティングすることにより住み替えの円滑化を図 り、もって人生のそれぞれの段階に応じた適切な居住環境の確 保と地域の活性化に寄与することを目的としたものです。	特優賃のストックの有効活用により、高齢者向け優良賃貸住宅の供給が促進され、高齢者の住み替えが進むと思われる。 現在は、法による管理年数、補助金適正化法の規定により有効活用ができない。 社会福祉法人による高優賃建設に際し、定款の変更などの煩雑な手続きが、建設促進の阻害要因となっている。	福岡県 福岡県 高齢者安心住み替え 支援構想	1970~80年代に40歳前後のファミリー層によって形成されたいわゆるニュータウンは、地域全体が高齢化し、児童数の減少など地域経営へ支障をきたしている。これらの高齢世帯は、資産を活用し街なかの利便性の高い地域への住み替えを希望しているが、そのノウハウがないため、県は平成16年秋を目処に 福岡県あんしん住み替えバンク (仮称)」を設置し支援を行うこととしている。 このような地域の再生には、円滑な住み替えを可能とする環境整備が必要で、高齢者の持家の賃貸化に対する賃料保証制度の創設などの支援が必要であり、住み替
1172	11721010		客室床面積33㎡未満の小規模な農林漁業体験民宿にあっては、建築基準法上の「旅館」として扱わないこと。	東北3県において、農林漁業体験民宿業の開業者数が増加する。 このことにより、農林漁家に滞在して農林漁業体験を行う修	平成15年4月に旅館業法が改正され、客室床面積33㎡未満の農林漁業体験民宿は旅館業法上の「簡易宿所」とされたことにより、客室床面積33㎡未満の小規模な農家民宿も建築基準法上の「旅館」に分類された。このことにより、施設整備や家屋の一部に改修が必要となるとともに、伝統的家屋の良さを損なうことになりかねないことから、農林漁業体験民宿の開業が進まない状況にある。	田県、岩手 田県、岩手 北のふるさと再生構想 県 県	青森県、秋田県、岩手県の3県において、都市と農山漁村との交流」を積極的に進めるため、これまで農林漁家が農林漁業体験民宿を開業する際に規制となっていた建築基準法上の旅館」から、小規模 (客室床面積33㎡未満 な農林漁業体験民宿を除外する。また、多省庁 部局で縦割り 細分化して制約の多い 都市と農山漁村の交流」に関連する補助事業 (ソフト事業、小規模ハート事業)を廃止し、地域の裁量でグリーン・ツーリズム等の推進に活用できるよう、その使途を自由化する措置を講じること。 このことにより、北東北3県における交流人口の増加、コミュニティービジネス等の起業拡大を図る。
1104	11041010	まちづくり団体による 空き店舗の斡旋に対す る宅地建物取引業の適 用除外	空洞化が進む中心市街地商店街について、市町村が指定する区域内にある空き店舗・事務所のうち、宅地建物取引業者の仲介が見込まれない物件について、商店会等まちづくり団体の過去の活動実績等から市町村が設定した団体が行う、空き店舗に関する貸借情報の提供や、賃借の代理若しくは媒介を行うことについて、宅地建物取引業の許可を不要とする。	計処理等の状況から、市町村により信用があると認められた団体が、空き店舗に関する貸借情報の提供や、賃借の代理若しくは媒介を行うことにより、民業圧迫を避け、消費者保護を図りながら、空き店舗の再店舗化を促進する。まちづくり団体が、自らの地域の商店街の活性化のため、空き	中心市街地商店街にある空き店舗の所有者は、年配であったり遠隔地在住の方々が主で、諸事情を抱えていることが多く、「空き店舗」が必ずしも市場性のある「貸し店舗」とはなっていないのが実態である。このため、既存の宅地建物取引業者が出店希望者等の要望に応じて、空き店舗取引の仲介業務を行うことは少なく、中心商店街の空洞化が進んでいることから、宅地建物取引業者に代わって、商店会等まちづくり団体が空き店舗調査や所有者との借り上げ事前交渉等を行えるようにし、空き店舗の再店舗化を促進する。	長野県 長野県 空き店舗活用特区構 想	市町村が認定した商店会等まちづくり団体が、 宅地建物取引業の免許が無くても、出店希望者 に対して、特定地域内の空き店舗の貸借情報等 の提供や賃借の代理若しくは媒介を行うことが できるようにし、もって中心市街地商店街の賑わ い再創出と地域経済の再活性化を図る。

			12 国土交通省	(特区)			
構想(プロジェクト)管理 番号	規制特例提 案事項管理 番号	規制の特例事項(事項 名) 名)	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県 名	提案主体 名	構想(プロジェクト)の名 称 提案概要
1231	12311010	「二本松の菊人形」伝 統文化継承事業実施に 「二本松の菊人形」伝統文化継承事業実施にあたっては、 あたっての建築基準法 の適用除外	「二本松の菊人形」伝統文化継承事業を実施するにあたり、会 場建設における建築基準法の規制を除外することにより、城址 公園を活かし、融合した会場レイアウトを行うことができ、強 いては観光客の誘客促進、地域の活性化につながる。	「二本松の菊人形」伝統文化継承事業を実施するにあたり、会場建設において法的規制が多く、仮設物であっても多額の費用を要し、会場配置にも規制が生じ、費用や時間にも制約を受け支障を生じている。	福島県	福島県二本松市	「二本松の菊人形」は、1町 5村が合併した昭和30年から現在の県立霞ヶ城公園を会場に開催され、半世紀を迎える今では 日本最大菊の祭典」として、広〈知られ定着している。また、このイベントによる経済波及効果は、市内はもとより県内や全国までへも及ぼしており、市の観光産業のなかでも重要な役割を担っている。この会場建設は、自然公園内であるがゆえんに、毎年作っては壊しの繰り返しと建築基準法による制約を受け、年々事業費が増大し、運営団体の大きな負担となっている。県立霞ヶ城公園は、二本松城址でありここで繰広げられる「二本松の菊人形」は自然の舞台に融合した菊花と匠の技術が一体化したまさに伝統文化を継承する芸術と主言える観光産業である。日本を象徴する花 菊 』これを題材とした伝統文化を継承し、育てて地域の活性化と振興発展を目指す。
1239	12391010		既存の農家住宅を活用した民宿の起業を容易にし、併せて外装だけではない本来の伝統的な建築様式を保存しつつ経営することができる。	内装制限により、厨房の梁等を覆い隠し防火壁を設置する必要がある。 構造補強として耐力壁(軸組壁)を必要量配置しなければいけない。構造評価では第100年以上の実績は評価されず柱梁による軸組、貫構造はの評価となっている。 採光・排煙・換気面積の確保により欄間等を取り外す必要がある。以上により伝統的な建築様式が保存されず、利用者が求める深い趣も薄らぐ。	京都府	京都府美山町	本町は、これまでの継続的な地域づくりの成果として、年間70万人を越える来訪者を数える。しかし、少子化を主たる原因とする人口の減少には歯止めが利かず、地域を支える担い手が不足する危機感が高まっている。地域住民の持続的な地域づくりの取り組みと都市側住民を中心とした間接的な外部からの新たな支援を生む仕組みづくりが急務である。この協働の地域づくりによってかやぶき民家に象徴される自然豊かな日本の原風景を残し、日本一の田舎を実現する。そのために、多様な農業の担い手対策や遊休農地の利用、有害獣被害などの対策による農林業の振興、景観や環境保全の取り組みとグリーンツーリズムによる一層の交流事業を推進する。
1268	12681010	は成的建造物体行地とは栄養を伝える。まかった成とする。は成り建造物特殊行内の伝統的建造物の外地区内の制限の緩和」を行う際の、国土交通大臣の承認基際に係る規制の特別。	建築基準法第85条の2において国土交通大臣の承認を得て条例を制定することにより、復元する際に支障となっている事項についての規制緩和を行い、伝統的建造物の復元を可能とすることにより、歴史的な町並の再生を図る	当該地区は、都市計画法に基づく準防火地域及び建築基準法に基づき特定行政庁が指定する市街地となっているため、延焼のおそれのある部分の外壁について、鉄鋼モルタル、しっくい塗り等を使用しなければならない。 国土交通大臣の承認を得て条例を制定することにより、建物正面に全面的に木製建具を使用することができるが、国土交通省住宅局長の通達に示されている承認基準には、火災時における倒壊及び周囲への危害を抑制するためのスプリンクラ等が必要とされている。しかし、寒冷地である高山市の各家庭では、冬期において配管の凍結が生じやすく、また、連続した町並復元には、隣接する建物との間に塀、植栽等の遮蔽物を設置することは、現実的には困難な状況である。このため、これまでも実施してきた貯水槽、消火栓、可搬ポンプ、火災警報サイレンなどの防災設備の設置や自衛消防隊の組織化及び強化など、総合的な防災対策の強化を図ることで承認基準の緩和を受けたい。	岐阜県	高山市	高山市は2つの重要伝統的建造物群保存地区を有しており、特徴を同じくして建てられた建物が統一感のある美しい町並の雰囲気を醸し出している。歴史的財産である町並の景観を守るため、市民の思いに支えられながら、行政も防災面での充実を図るなど、保存復元への取組みを行っている。 歴史的町並再生構想 歴史的町並再生構想 歴史的町並再生構想 を建築する際の規制を緩和することで、地区の環境の整備を図り歴史的町並再生構想」を実現し価値ある財産として、世代へ継承するとともに、伝統文化の香りに包まれながら歩ける都市空間を創出し、先に認定された地域再生計画・ウォーキングシティ構想」を一層推進しようとするものである。
1268	12681020	建築基準法施行令第21条の「居室の天井の高さは2.1m以上 伝統的建造物群保存地でなければならない」という規定及び建設省告示の「基礎 区の伝統的建造物の高 の立上り高さは30cm以上とすること」という規定を、伝 さにかかる規制の特例 に限り適用を除外する	市の伝統的建造物の復元を可能とし、軒の高さを統一的にする	高山市の伝統的建造物は軒の高さが低いことが特徴であるが、建築基準法施行令第21条において「居室の天井の高さは2.1m以上」とされており、また建設省告示第1347号において「基礎の立上りの高さは地上部分で30cm以上」とされているため、連続する軒の低い伝統的建造物と軒の高さを低く揃えることができない。そのため、伝統的建造物保存地区において伝統的建造物を復元する場合に限り、上記規定の適用を除外し、歴史的町並の再生を図りたい。	: 	高山市	高山市は2つの重要伝統的建造物群保存地区を有しており、特徴を同じくして建てられた建物が統一感のある美いい町並の雰囲気を醸し出している。歴史的財産である町並の景観を守るため、市民の思いに支えられながら、行政も防災面での充実を図るなど、保存復元への取組みを行っている。 伝統的建造物の復元及び同様の建物を建築する際の規制を緩和することで、地区の環境の整備を図り歴史的町並再生構想」を実現し、価値ある財産として、大世代へ継承するとともに、伝統文化の香りに包まれながら歩ける都市空間を創出し、先に認定された地域再生計画・ヴォーキングシティ構想」を一層推進しようとするものである。

			12 国土父週首	(44亿)			
構想(プロジェクト)管理 番号	規制特例技 案事項管理 番号	列提 規制の特例事項(事項 名) 規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県 名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名 称 提案概要
1399	13991010	不特定多数の人が出入りする特殊建築物は、3階以上は 10 歴史的建造物復元にお 耐火建築物でなければならない。この規制を、地域の歴史 ける建築基準法の緩和 的建造物復元事業の場合には撤廃する。	本市でこれまで取り組んでいる『歴史のみえるまちづくり』 を更に推進するため、由結ある歴史建造物を復元する。	『歴史のみえるまちづくり』を推進する福井市は、市街地中心部において住民の期待が高まる歴史的建造物の復元により地域の活力に弾みをつけたい。	福井県	福井県福井市	福井城下の市街地中心部は、福井を代表する先人の勇気や英知に触れ合える歴史的遺産が点在している。市では、市街地中心部の都心としての諸機能の集積によるにぎわいの再生に加え、郷土の歴史的建造物の復元を行うことなどにより歴史のみるまちづくり』を行うことない地域住民が郷土に対する誇りに裏打ちされた自立の精神を確立し、地域経済の活力に相乗効果を醸成しようとしている。このため、市街地中心部において住民の期待が高まる歴史的建造物の復元の場合に、特殊建築物が3階以上は耐火建築物とする規制を緩和することで、地域の活力に弾みをつける。
1012	10121030	歴史的街なみ整備に関 佐渡島に残る歴史的な街並みに対し、歴史的街並みに配慮 30 する建築基準法の適用 した家屋の新築や改修に対しては、建築基準法の適用を緩 る 緩和 和することによって、街並み景観の保全を図る。	幅員4m(または6m)未満の道路に面する家屋の改築においても、現状のファサードを維持できるようにすることで、街並みの改変を防ぐことができる。また、市街地内にある建築物の外壁の構造性能の基準緩和により、外壁の木造建築物の更新が可能となり、街並み景観を保全できる。	建築基準法の適用を遵守すると、歴史的街並みは維持できない。それを 可能にするには伝統的建造物群保存地区制度の活用があるが、連続した 街並みでなく、点在する単体の建築物でも緩和できるようにすることに よって、一部でもその歴史風土が感じられる建物を残すことができる。	新潟県	新潟県新 潟市 株式 会社グリー ンシゲマ	佐渡全島世界遺産登録へ向けての活動計画」の目指すものは、朱鷺が野生復帰できる共生環境の復元と、近代の産業遺産を含めた佐渡生環境の復元と、近代の産業遺産を含めた佐渡生環境の復元と、近代の産業遺産を含めた佐渡登録へ向けての活動計画 まま ではは持続可能な社会実現のための先進的なモデルづくりと、自然景観と地域文化を体験してもらう本来の観光交流の推進を同時に目指すものである。
1071	10711010	伝統的な茅葺き民家の建築に際しては、例えば建築基準法施行令46条が定める「構造耐力上必要な軸組等」を釣合 が良く配置することができない場合があり、本来であれば 持に不可欠な建築物の 国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によって、構造耐力上安全であることを証明しなければならないが、これを一級建築土の監修に基づくことを条件に、一般的な建築と同様の簡易手続きとすることを認める。	西湖地区伝統の茅葺き集落景観の再生を通じた交流による地域 活性化拠点「西湖いやしの里」づくり	地域独自の伝統的な建築様式の再生・維持を通じて、観光交流の地域活性化拠点づくりを行っていきたいが、地域の伝統的建築物は建築基準法が定める基準が想定していない部材や工法による施行が行われることがあるので、確認申請手続きに相当なコストと労力を要してしまい、伝統的建築の再生・維持の障害となっている。	山梨県	山梨県富士河口湖町	伝統的な集落景観の再生を通じた観光交流による地域活性化を図る。伝統的建築物には現代の法律となじまない要素があるので、地域アイデンティティを表出する伝統的建築については法の特例を求める。また、伝統的な集落景観の再生維持には相当なコストと習熟した職人の存在が必須であるが、これらを当事者の自助努力のみに期待することはきわめて困難であり、これらを国策として支援することは、わが国の良好な景観形成の政策上意義が大きい。これらの規制改革や支援措置の活用により、地域資源を活かした通年型観光地へと変革し、幅広い分野での住民参画によって観光地へと変革し、幅広い分野での住民参画によって観光地へと変革し、幅広い分野での住民参画によって観光地へと変革し、幅広い分野での住民参画によって観光地へと変すし、幅広い分野での住民を画によって観光地へと変を目指す。
1608	16081010	開発許可に関する事務 処理の迅速化・合理化都市計画法に基づく開発許可が必要な行為における、建築 (宅地造成工事規制区 域外)	開発許可に関わる申請において、一定規模以上の擁壁工事等を伴う場合、都市計画法による開発許可申請のほか、建築基準法に基づく工作物の確認申請を要する。 しかし、擁壁等に関する技術基準は、これら2法とも実質的には同じであることから、開発許可を受けなければならない場合は、建築基準法に基づく工作物の確認申請は不要とし、申請者の負担を軽減するとともに迅速、かつ、合理的な事務処理を図る。		大阪府	大阪府豊 中市	開発許可に関わる申請において、一定規模以外の擁壁工事等を伴う場合、都市計画法による開発許可申請の他、宅地造成規制法に基づぐ宅地造成に関する工事の許可申請(その区域が宅地造成工事規制区域の場合)を要するとは、に宅地造成工事規制区域内) (根理等に関するなが基準は、これら2法とも実質的には同じであることから、開発許可を受けなければならない場合は、宅地造成規制法に基づく宅地造成に関する工事の許可申請は不要とし、申請者の経費負担を軽減すするとともに、迅速、かつ合理的な事務を図る。

構相(プ				12 国土父週首	(4112)		
ロジェクト)管理	規制特例提案事項管理 番号	規制の特例事項(事項 名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県 提案主体 構想(プロジェクト)の名 名 名 称	提案概要
1608	16081020	開発許可に関する事務 処理の迅速化・合理化 (宅地造成工事規制区 域内)	都市計画法に基づく開発許可が必要な行為における、宅地 造成等規制法に基づく宅地造成に関する工事の許可申請の 適用除外	開発許可に関わる申請において、一定規模以上の擁壁工事等を伴う場合、都市計画法による開発許可申請のほか、宅地造成等規制法に基づく宅地造成に関する工事の許可申請(その区域が宅地造成工事規制区域の場合)を要する。しかし、擁壁等に関する技術基準は、これらふ2法とも実質的には同じであることから、開発許可を受けなければならない場合は、宅地造成等規制法に基づく宅地造成に関する工事の許可申請は不要とし、申請者の負担を軽減するとともに迅速、かつ、合理的な事務処理を図る。		開発許可に関する事 大阪府豊 大阪府豊 特別・ 大阪府豊 ・中市 ・ 代(宅地造成工事規制 区域内)	開発許可に関わる申請において、一定規模以外の擁壁工事等を伴う場合、都市計画法による開発許可申請の他、宅地造成規制法に基づ〈宅地造成に関する工事の許可申請(その区域が宅地造成工事規制区域の場合)を要する。しかし、擁壁等に関する技術基準は、これら2法とも実質的には同じであることから、開発許可を受けなければならない場合は、宅地造成制法に基づ〈宅地造成に関する工事の許可申請は不要とし、申請者の経費負担を軽減すするとともに、迅速、かつ合理的な事務を図る。
1609	16091010	開発許可に関する事務 処理の迅速化・合理化 (宅地造成工事規制区 域外)	都市計画法に基づく開発許可が必要な行為における、建築 基準法に基づく工作物の確認申請の適用除外	開発許可に関わる申請において、一定規模以上の擁壁工事等を伴う場合、都市計画法による開発許可申請のほか、建築基準法に基づく工作物の確認申請を要する。 しかし、擁壁等に関する技術基準は、これら2法とも実質的には同じであることから、開発許可を受けなければならない場合は、建築基準法に基づく工作物の確認申請は不要とし、申請者の負担を軽減するとともに迅速、かつ、合理的な事務処理を図る。		大阪府豊 大阪府豊 中市 開発許可に関する事 務処理の迅速化 合理 化(宅地造成工事規制 区域外)	開発許可に関わる申請において、一定規模以外の擁壁工事を伴づ場合、都市計画法による開発 許可申請の他、建築基準法に基づく工作物の確認申請を要する。 しかし、擁壁等に関する技術基準は、これら2法 とも実質的には同じであることから、開発許可を 受けなければならない場合は、建築基準法に基づく工作物の確認申請は不要とし、申請者の経 費負担を軽減すするとともに、迅速、かつ合理的な事務を図る。
1609	16091020	開発許可に関する事務 処理の迅速化・合理化 (宅地造成工事規制区 域内)	都市計画法に基づく開発許可が必要な行為における、宅地 造成等規制法に基づく宅地造成に関する工事の許可申請の 適用除外	開発許可に関わる申請において、一定規模以上の擁壁工事等を伴う場合、都市計画法による開発許可申請のほか、宅地造成等規制法に基づく宅地造成に関する工事の許可申請(その区域が宅地造成工事規制区域の場合)を要する。しかし、擁壁等に関する技術基準は、これらふ2法とも実質的には同じであることから、開発許可を受けなければならない場合は、宅地造成等規制法に基づく宅地造成に関する工事の許可申請は不要とし、申請者の負担を軽減するとともに迅速、かつ、合理的な事務処理を図る。		大阪府豊 大阪府豊 中市 開発許可に関する事 務処理の迅速化 合理 化(宅地造成工事規制 区域外)	開発許可に関わる申請において、一定規模以外の推壁工事を伴う場合、都市計画法による開発許可申請の他、建築基準法に基づく工作物の確認申請を要する。しかし、推壁等に関する技術基準は、これら2法とも実質的には同じであることから、開発許可を受けなければならない場合は、建築基準法に基づく工作物の確認申請は不要とし、申請者の経費担を軽減すするとともに、迅速、かつ合理的な事務を図る。
1653	16531010	開発許可技術基準の緩 和	都市計画法における開発許可技術基準で定められている緩 和項目の中に、国の認定制度に基づく認定を受けたものを 追加する	接次日國に七の建設を促進することでいる。   技術基準を緩和することにより、道路舗装、排水施設及び擁壁	技術基準の緩和により、自然環境と調和し地域性に配慮した、環境負荷が少ない環境共生型の開発がより可能となる。また、認定制度を創設して、あらかじめ自然型工法のメニューを定めておく一般認定及び個別の開発計画を認定する個別認定により、新たな開発手法が法改正によらず迅速に実現されることとなる。	福岡県糸 高郡志摩 町 町	志摩町は、豊かな自然が数多く残された田園景観のふさわしい町で、現在、 忠摩町田園居住のまちづくり基本計画 に基づき、田園風景につつまれたゆとりのある優良田園住宅地を確保し、優良田園住宅の建設の促進に関する法律による優良田園住宅の建設を進めているところである。構造改革特区の指定により、自然環境と調和した環境にやさい環境共生型の開発が、より可能となるよう、国の認定制度を新設して都市計画法の開発許可技術基準の緩和を行うものである。

				12 国土交通省	(守区)				
構想(プロジェクト)管理 番号	規制特例提 案事項管理 番号	規制の特例事項(事項 名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体 名	構想(プロジェクト)の名 称	提案概要
1653	16532010	開発許可技術基準に関 する認定制度の創設	都市計画法における開発許可技術基準に関して、国の認定制度を創設する。 一般認定又は個別認定に認定されることにより開発許可技術基準が緩和されるものである。	志摩町では、「志摩町田園居住のまちづくり計画」において、田園風景につつまれたゆとりのある優良田園住宅地を確保し、優良田園住宅の建設を促進することとしている。 技術基準を緩和することにより、道路舗装、排水施設及び擁壁等の構造物を必要最小限に抑えた、自然環境と調和した優良田園住宅地を建設するものである。	技術基準の緩和により、自然環境と調和し地域性に配慮した、環境負荷が少ない環境共生型の開発がより可能となる。また、認定制度を創設して、あらかじめ自然型工法のメニューを定めておく一般認定及び個別の開発計画に関して認定を行う個別認定により、新たな開発手法が法改正によらず迅速に実現されることとなる。なお、認定に関しては技術的な検証が必要なため、国土技術政策総合研究所等において行うものである。	福岡県	福岡県糸摩町	志摩町田園居住のま ちづく)基本計画	志摩町は、豊かな自然が数多く残された田園景観のふさわしい町で、現在、 忠摩町田園居住のまちづくり基本計画」に基づき、田園風景につつまれたゆとりのある優良田園住宅地を確保し、優良田園住宅の建設の促進に関する法律による優良田園住宅の建設を進めているところである。構造改革特区の指定により、自然環境と調和した環境にやさい、環境共生型の開発が、より可能となるよう、国の認定制度を新設して都市計画法の開発許可技術基準の緩和を行うものである。
1566	15661010	IT関連・産学連携先端 技術研究施設立地 承認に伴う農業振興地 域の整備に関する法律 第13条第3項におけ る規制緩和措置	先端技術IT関連及び産学連携の研究施設は各地で誘致その他の措置により立地承認されています。ついては農業振興整備に関する法律第5条に経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたとさは変更すべしとあり、また同法第13条に計画のないなこでであられていますが、最地復元が見込めないな更された未利用農地について周辺整備をもって必要面積を有効活用し地域振興策に寄与できるよう除外の規定緩和とそれに連動する都市計画法における市街化調整区域への立地承認の規制緩和措置を提案する	を含めて一箇所に集約し本社機能の一部を移転して世界に点在する高分子ポリマー生産工場の研究開発の拠点として、研究所・試作ライン工場・製造機械製作工場を立地したい。現在農地復元不可能な未利用地を含む当該農地を有効活用(研究境対策を含む)すべく、周辺環境の整備と道路整備を持って周辺農地から分断し建築する計画をしている。更に雇用についても現行プラス新規雇用約1,000名を予定しており、当該地は首都圏30十口圏内に位置し交通の利便性(国内外を含めて、現状市内にすでに立地していることから現従業員の解雇や国内から撤退をすることなく、日本	特例適用の根拠:特区により企業誘致を推し進める行政及び条例制定により立地承認する行政もある中特区特例によらずして立地承認が不可能な認識の行政が存在する。また農政上位官庁の見解が総論的いるり具体的問題解決には至らないことから農地として機能していないもしくは有効活用が望まれている農地について不条理が存在する。提案の経緯:他の自治体の対応及び許可の実例を示しても許可決定権者の意向優先により権利を認められない中行政との交渉を重ねてきたがのままでは閉鎖撤退しかない状況に追い込まれている。近隣事業に着すのあままでは閉鎖撤退しかない状況に追い込まれている。近隣事業に着ちしたい。誘致ならよく、立案なら不可とする弊害を除去してほしいこととび他行政にて立地承認されている実例が存在することから現行政区にお	埼玉県	民間企業	農地復元不可能な未 利用農地等を有効活 用した産業立地推進 特区構想	岩槻市に 3工場 1研究施設を稼動し約500名を雇用している。2年前から施設集約と産学及び関係企業 例面企業を含む)との共同研究施設及び試作ライン工場の立地を模索してきた。計画地は資料が示すとおり農地復元不可能な未利用地を含む土地である。行政対応がはっきりせず、同様案件が他行政によらず、起業者からの特区申請による問題解決をはかりたい。新規雇用を含め地域振興に寄与すべくまた現に稼動する地区で存続をはかり、地域の要望にも応えたい。民業拡大による経済の活性化に寄与すべく、国内に主要拠点をおき企業活動を存続させるべく特区により立地可能としたい。
1496	14961010	用途地域の変更	現地の用途地域は工業専用地域になっているので、博物館 は建てられない。そこで該当敷地のみ工業専用地域から準 工業地域に変更したい。	博物館を建設のため、貝山緑地周辺の用途地域の見直しを行う。地域再生の申請と平行して用地の取得、証券化のための全体の収支計画の調査を行い実施計画を作成する。現実の暁には観光人口の増加により追浜駅前の活性化が促進される。	横須賀市追浜は、旧海軍航空隊とともに歩んできた歴史の町です。その跡地に多くの工場が建設され臨海工業都市として発展してきましたが、近年の不況により工場の閉鎖などともに次第に活気がなくなりました。数年前には京浜急行の特急も停車しなくなり、海軍ゆかりの地に住みついた人たちも高年齢化が進み、老人の町となりつつあるのが現状です。そんな中で一大地下壕を有し、また予科練発祥の地でもある貝山緑地に隣接する工場の閉鎖が決定しました。我々は、この貝山緑地(4.5ha)と空き地になる3.3haの土地を利用し追浜地区の活気を取り戻すため、実物大の軍艦を建設し、それを歴史博物館として利用することを考えていますが、用途地域が工業専用地域である以上博物館は建てられないため。	神奈川県	川 端 和 幸	横須賀近代歴史博物 館の建設	横須賀市追浜は、旧海軍航空隊とともに歩んできた歴史の町です。その跡地に多くの工場が建設され臨海工業都市として発展してきましたが、近年の不況により工場の閉鎖などともに次第に活気がなくなりました。海軍ゆかりの地に住みついた人たちも高年齢化が進み、老人の町となりつつあるのが現状です。そんな中で一大地下壕を有しまた予科練発祥の地でもある貝山緑地に隣接する工場の閉鎖が決定しました。我々は、この貝山緑地(4.5ha)と空地になる3.3haの土地を利用し追浜地区の活気を取り戻すため、実物大の軍艦を建設し、それを歴史博物館として利用することを考えています。
1026	40004000	中心市街地における市 街地整備改善及び商業 等の活性化法の緩和措 置	これらの制度は市町村がイニシアチブ取る法律規制がかけてある。 鞍手町の基本計画は民間活力を利用して充実するものではなく、全て税負担100%のものが中心である。・中心市街地における法律の範囲が、さびれた中心市街地を活性化させるという主旨である。これを今後活性化させようとする地域に中心的に投資する事が出来る様に法律の解釈の規制を緩和してほしい	福祉複合施設に利便性の高いコンピニエンスストア・レストラン・酒場・家畜・ペット園等の誘致に関するインフラ整備などに関して実施する。	石炭六法が期限切れになった鞍手地区において、炭鉱跡地(公害 地盤沈下)整備格差を都市部と比較した場合、差があり過ぎる為、 その格差を是正する必要がある。 民間が出来る事は、民間に任せて効率を高める。 一戸当り50㎡のパリアフリー住宅で30坪の畑が付いている分譲住宅(一戸千万円)を中心とする物件を販売して人口増を図る。	福岡県	社法会ケエラ会有が梶 デーサ 社社会 インイ社限じ できる イング 社 限じ 俊 良	・社会福祉施設に特化 した住みたくなる町づく リ特区構想	介護 医療 保育所等の介護福祉施設の財源は、社会的強者の福祉、カジノの経済活動で賄い、自立した強い地域を作る 日本の美、伝統文化の建築美を意識した観光産業的空間特性を明確にして、グローバル化社会に対応する民間活力で総事業費550億円のインフラ整備を10年間で完了し、ハード・ソフト面の達成で、鞍手町内ピーク時の3万2千人に回復させる 経済改革特区債権の発行分に対して、利子補給と元本を政府が保証する 介護保険1割自己負担金分を事業者に割引の裁量権を認める

				12 国土交通省	(特区)			
構想(プロジェクト)管理 番号	規制特例提 案事項管理 番号	規制の特例事項(事項 名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県 提案主体名	構想(プロジェクト)の名 称	提案概要
1236	12361030	臨港地区変更(解除) 関連の地区計画決定要 件の緩和措置	【提案の内容】 中核市が港湾管理者との協議の下、土地利用の方針を定 めた区域においては、臨港地区の変更(解除)に関連した 地区計画の決定における県知事への協議・同意を要せず、 都市計画決定に係る図書を県知事へ送付することのみとす る。 【現行制度】 臨港地区を変更・解除するにあたっては「運用指針」(資料6)により、必要に応じ地区計画を定めることとなっている。 都市計画法により、地区計画に係る都市計画決定権は市にあるが、あらかじめ県知事に協議しその同意を得なくてはならない。 【特例措置を運用する背景】・提案事項番号2にあるように、市が臨港地区変更(解除)に係る総合的な判断を行い、その結果として必要に応じ地区計画を定める為。・その他提案事項番号2に同じ。	提案事項番号 2 に同じ	提案事項番号 2 に同じ	神奈川県横須賀市	中核市における都市計画決定権限の包括的移譲措置」 上記提案が採択困難な場理を活動を決議をは、 業本ののでは、 上記提案の本は、 上記提案の本は、 上記提案の本は、 上で表記とは、 一、 を行いため、 にのでは、 にので。 にのでは、 にので。 にのでは、 にのでは、 にのでは、 にのでは、 にのでは、 にのでは、 にのでは、 にのでは、 にのでは、 にのでは、 に。 にのでは、 にのでは、 にのでは、 にのでは、 にのでは、 にので。 にのでは、 にのでは、 にので、 にのでは、 にのでは、 にので。 にのでは、 にのでは、 にのでは、 にのでは、 とのでは、 にのでは、 にのでは、 とので。 にのでは、 とので。 とので。 とので。 とので。 とので。 とので。 とので。 とので。	三大都市圏等における都市計画決定に係る権限移譲は不十分である。その為、地域の実情に応じた都市計画がタイムリーに行う事が出来ない。そこで、中核市への包括的移譲と関与の見直しによって、地域の状況に即応した都市計画決定が可能とし都市再生をスムーズに行う事が可能となる。平成15年3月に閉鎖された住友重機械工業(株)浦賀艦船工場用地は臨港地区である為に、事業化の目途が立ち難く、事業者の開発意欲が低下している。本提案では、中核市が港湾管理と協議の下、土地利用の方きを定めた場合、臨港地区変更(解除)に関連する手続きを簡素化、決定権の移譲」により、民間開発意欲を促進させ、開発を促進させるものである。
1442	2 14422010	都市計画法上の規制緩 和及び手続き等の簡略 化	企業立地等に伴う土地利用や開発行為などの都市計画法上 の規制緩和や都市計画区域の変更手続き等の簡略化	当該区域は市街化調整区域で多くが農地であることから、企業の立地に際し、土地利用計画や開発行為、農地転用等の法手続きが必要となるが、これらの規制や手続きを緩和・簡略化又は権限移譲することにより、企業誘致の早期実現とファルマバレー構想の進展が図れる。	当該構想区域は国道246号線に接し、東名沼津インターに至近の所に立地している。また、県立がんセンターを核としたファルマパレー構想においても重要な位置づけであり、平成20年には県立沼津技術専門校も移転してくる。基盤整備などの受け入れ態勢の遅れは、民間事業者の誘致や構想そのものに大きな影響を与える。また、当該区域は研究開発施設など最先端技術の集積を目指していくことから、光ファイバーを含む電線類の地中化を進めて行くべき地域である。	静心宗   沿洋巾	富士山麓リサーチパーク構想	平成19年に開催される技能五輪国際大会の会場跡地を中心とした当該構想区域は、県立がんセンターを核としたファルマバレー構想においても重要な地域の一つである。そこで、企業立地に関する都市計画法及び農地法の規制緩和や手続きの簡略化、企業誘致に関する補助事業の類談、並びに光ファイバー整備における補助事業区域の緩和などを実施し技術に関連した産業の創出・育成を目的とした支援及び基盤整備を進め、先端健康産業研究開発施設の
1443	3 14432020	都市計画区域の変更手 続き等の簡略化	埋立地への魚市場施設の移転に伴う県知事への都市計画区 域の変更手続き等の簡略化			静岡県沼津市	沼津港交流拠点づく() 構想	沼津港は、水産業や防災拠点のほか、新鮮で安価な魚介類を求め全国から多くの観光客が訪れる観光の拠点でもあるが、駐車場の不足や施設整備の遅れから利用者の需要に十分対応していない。 そこで、施設整備の早期実現のための補助事業対象者の拡大と、駐車禁止区域の決定に関する権限を市へ移譲し、公共空間を有効利用して駐車場不足の解消および交通秩序の維持向上と利用者の安全確保を図り、防災、交通、観光などの複合的な拠点施設とする。
1371	13712010	施行済み土地区画整理 地区内における、土 区画整理士の地域マ ネージャー制度の導入	過去に、旧区画整理法において実施された区画整理事業は、技術的にも発展途上であったため、精度において誤差が大きいことや、その後の境界杭の明確でなかったり保存さていなかったことから、現在の土地取引や境界宣において不便をきたす場合がある。その際、スムーズに問題を解決すためには、一般住民が区画整理事業の正確を必要で解している専門的アドバイザーを活用できる制度が必要である。通常、土地区画整理事業の換地処分が完了すると、その後土地に関する相談や手続きには、土地家屋調査土や司法書土が係ることになり、医画整理地区内においては事業終すなります。ここで、区画整理地区内においては事業終すも、区画整理事業の手法・性格を熟知した土地区画整理士のアドバイスを受けれる制度を確立する。	施行済み土地区画整理事業地区においては、土地家屋調査土や司法書士と同じように土地区画整理士が直接住民の相談を受けることを可能とする。	旧土地区画整理法時代、長さの単位が「間、尺、寸」で表示された図面と現地の境界調整を行なうために、都市再生土地区画整理事業の提案を行ったが認められなかったため、今回、土地区画整理の専門知識を有する土地区画整理士を一般住民が活用できる制度を確立することにより、民民間の境界問題を調停することができる。	福島県喜多方市	理地区内における、土 地区画整理士の地域	通常、土地区画整理事業の換地処分が完了すると、その後土地に関する相談や手続きには、土地家屋調査士や司法書士が係ることになり、紛争となると裁判所、ということになります。ここで、区画整理地区内においては事業終了後も、区画整理事業の手法、性格を熟知した土地区画整理士のアドバイスを受けれる制度を確立。

				12 国土父通省	(44位 )				
構想(プロジェクト)管理 番号	規制特例提 案事項管理 番号	規制の特例事項(事項 名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県 持名	提案主体 名	構想(プロジェクト)の名 称	提案概要
1333	13331010	ソイルエネルギー構想	建築基準法施行令32条によって定められている地下浸透について「特定行政庁が衛生上支障がないと認めて規則で指定する区域」となっている。従来の浸透工法は土の持つ下水の汚染を懸念するために上記により指定された区域はないのが現状である。ソイルエネルギーを活用したニイミトレンチを実施をするにあたり32条の取り扱いについて、事業主体である市町村が対象としたい地域の土質条件を十分に調査し、可能と判断された場合「事業主体の責任において衛生上支障がないと認めて条例で指定する区域」と設定し、実施できるようにする。		建築基準法施行令第32条による「特定行政庁が衛生上支障がないと認めて規則で指定する区域」により指定された区域について事業主体である市町村がそれぞれの持つ地域特性や自然状態、土質条件を把握した上で、事業主体が指定した地域とすることにより、下水道計画区域から外れた場所においてもニイミトレンチにより下水道整備の目的を達成し、地域環境の保全、水洗トイレによる文化的生活の確保を行う。	東京都	土壤浄化 法事業推 進連合会	ソイルエネルギー構想	ソイルエネルギー構想として、土壌の持つ汚れを 分解するカ (ツイルエネルギー)を活用した、電 気を使用しないニイミトレンチにより、地下水汚染 のない無動力の汚水処理を行る。建築基準法施 行令に定められている汚水を、土中に浸透させ 水をきれいにする方法の対象区域の枠を事業主 体が実施しようとする場所の事前調査を十分に 行った上で可能と判断された場合は、条例により ニイミトレンチの設置を行い、下水道区域から外 れた区域の住民に対して平等な生活環境サービ スが提供できるように提案する。
1339	13391010	ソイルエネルギー構想	建築基準法施行令32条によって定められている地下浸透について「特定行政庁が衛生上支障がないと認めて規則で指定する区域」となっている。従来の浸透工法は土の持つ汚水をきれいにする力を利用する観点はあまり無く、地下水の汚染を懸念するために上記により指定された区域はないのが現状である。ソイルエネルギーを活用したニイミトレンチを実施をするにあたり32条の取り扱いについて、事業主体である市町村が対象としたい地域の土質条件を十分に調査し、可能と判断された場合「事業主体の責任において衛生上支障がないと認めて条例で指定する区域」と設定し、実施できるようにする。	下水道計画区域から外れた分散する小集落や戸々に対して、事業主体が事前に十分な調査を行った上で、設置可能な地域を特定し、電気を使用しないソイルエネルギーを活用したニイミトレンチで個々に下水道整備を行う事により、建設金額や維持管理費の安価な環境整備を実施することができる。ニイミトレンチは、土の中に生息する土壌動物などの汚水を分解する力を最大限に活用するため、汚れた水を重力浸透させないように、トレンチの底面に、止水膜を敷き地表に近い土の中を汚れた水がじわじわとしみ込んでいく間にきれいな水になっていくというシステムである。事業主体の財政を圧迫することなく下水道計画区域外の住民に対しても平等な生活環境サービスを提供することができる	建築基準法施行令第32条による「特定行政庁が衛生上支障がないと認めて規則で指定する区域」により指定された区域について事業主体である市町村がそれぞれの持つ地域特性や自然状態、土質条件を把握した上で、事業主体が指定した地域とすることにより、下水道計画区域から外れた場所においてもニイミトレンチにより下水道整備の目的を達成し、地域環境の保全、水洗トイレによる文化的生活の確保を行う。	福島県東京都	福島県昭 和村 毛管浄化 システム 株式会社	ソイルエネルギー構想	ソイルエネルギー構想として、土壌の持つ汚れを 分解するカ (ツイルエネルギー) を活用した、電 気を使用しないニイミトレンチにより、地下水汚染 のない無動力の汚水処理を行え、建築基準法施 行令に定められている汚水を、土中に浸透させ 水をきれいにする方法の対象区域の枠を事業主 体が実施しようとする場所の事前調査を十分に 行った上で可能と判断された場合は、条例により ニイミトレンチの設置を行い、下水道区域から外 れた区域の住民に対して平等な生活環境サービ スが提供できるように提案する。
1343	13431010	ソイルエネルギー構想	建築基準法施行令32条によって定められている地下浸透について「特定行政庁が衛生上支障がないと認めて規則で指定する区域」となっている。従来の浸透工法は土の持つ汚水をきれいにする力を利用する観点はあまり無く、地下水の汚染を懸念するために上記により指定された区域はないのが現状である。ソイルエネルギーを活用したニイミトレンチを実施をするにあたり32条の取り扱いについて、事業主体である市町村が対象としたい地域の土質条件を十分に調査し、可能と判断された場合「事業主体の責任において衛生上支障がないと認めて条例で指定する区域」と設定し、実施できるようにする。	理費の安価な環境整備を実施することができる。ニイミトレン チは、土の中に生息する土壌動物などの汚水を分解する力を最 大限に活用するため、汚れた水を重力浸透させないように、ト	で、事業主体が指定した地域とすることにより、下水道計画区域から外れた場所においてもニイミトレンチにより下水道整備の目的を達成し、	山梨県	山梨県下 部町 (平成 16年9月13 日町村合 併 身延 町)	。 ソイルエネルギー構想	ソイルエネルギー構想として、土壌の持つ汚れを 分解する力 (ソイルエネルギー)を活用した、電 気を使用しないニイミトレンチにより、地下水汚染 のない無動力の汚水処理を行う、建築基法施 行令に定められている汚水を、土中に浸透させ 水をきれいにする方法の対象区域の枠を事業主 体が実施しようとする場所の事前調査を十分に 行った上で可能と判断された場合は、条例により ニイミトレンチの設置を行い、下水道区域から外 れた区域の住民に対して平等な生活環境サービ スが提供できるように提案する。
1352	13521010	ソイルエネルギー構想	建築基準法施行令32条によって定められている地下浸透について「特定行政庁が衛生上支障がないと認めて規則で指定する区域」となっている。従来の浸透工法は土の持つ汚水をきれいにする力を利用する観点はあまり無く、地下水の汚染を懸念するために上記により指定された区域はないのが現状である。ソイルエネルギーを活用したニイミトレンチを実施をするにあたり39条の取り扱いについて、事業主体である市町村が対象としたい地域の土質条件を十分に調査し、可能と判断された場合「事業主体の責任において衛生上支障がないと認めて条例で指定する区域」と設定し、実施できるようにする。	大限に活用するため、汚れた水を重力浸透させないように、ト	建築基準法施行令第32条による「特定行政庁が衛生上支障がないと認めて規則で指定する区域」により指定された区域について事業主体である市町村がそれぞれの持つ地域特性や自然状態、土質条件を把握した上で、事業主体が指定した地域とすることにより、下水道計画区域から外れた場所においてもニイミトレンチにより下水道整備の目的を達成し、地域環境の保全、水洗トイレによる文化的生活の確保を行う。		長崎県三 井楽町	ソイルエネルギー構想	ソイルエネルギー構想として、土壌の持つ汚れを分解するカ (ソイルエネルギー)を活用した、電気を使用しないニイミトンチにより、地下水汚染のない無動力の汚水処理を行う。建築基準法施行令に定められている汚水を、土中に浸透させ水をきれいにする方法の対象区域の枠を事業主水をきれいにする方法の対象区域の枠を事業主体方にたで可能と判断された場合は、条例によりニイミトレンチの設置を行い、下水道区域から外れた区域の住民に対して平等な生活環境サービスが提供できるように提案する。

構想(プ ロジェク ト)管理 番号	規制特例提 規制等項管理 名	制の特例事項(事項 )	規制の特例事項の内容	12 国土交通省 具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県	提案主体 名	構想(プロジェクト)の名 称 提案概要
1619		ごみ、家畜し尿を下 道で処理	下水道へディスポーザーで破砕した食物固定物残しを投入し、ごみとして処理する。 家畜し尿を下水処理で受入れ、処理する。	悪臭の解消による地域環境の改善 河川水質の改善 熱エネルギー等の自然エネルギーの活用	下水道法は生活環境の改善と公共水域保全を目的としているが、生ごみ、家畜し尿は処理対象としていない。 日本経済摩擦時に、アメリカよりディスポーザーの輸入を促されたが、日本側(当時の建設省)は拒否。		株式会社 アサヒ建設 コンサルタ ント	
1174		十一の氏间解放	・下水道法第24条第3項の規制を緩和し、公共桝からの 未利用エネルギーの利用による個人敷地内の融雪システム 設置を可能とし、冬期間の住環境や福祉の向上を図るとと もに、県内企業が開発したシステムの普及により、地域経 済の活性化を図る。	・個人や営業所が、敷地内にある公共桝の蓋を、ヒートボンプの熱源取得機能を持ったものに改築し、パイプによる温水を宅内地面下に引水循環させることにより、宅内の雪氷を融解するシステムを設置することを可能とする。 ・ 下水未利用熱の活用は、汚水処理整備の附加価値となり、水洗化向上に貢献できる。 ・ 個人設置型融雪システムの設置を普及促進により、除雪費の軽減、独居高齢者などの福祉向上や、水洗化率の向上を図る。・ 県内のシステム開発メーカー等の新産業創出等地域経済の活性化を喚起する。	下水道法第24条第3項においては、何人に対しても、下水道施設への工作物の設置を認めていないため、汚水の未利用エネルギーの使用施設の設置ができない。	岩手県	岩手県	下水道の管渠内は常時12~13 程度の温度に保たれ、この未利用エネルギーを有効活用するとともに、民間企業で蓄積されている熱利用システムによる融雪技術を導入し、宅地内融雪等を行い、これにより、冬期間における独居高齢者や障害者などをはじめとする県民の住環境や福祉の向上と、県内企業の熱利用システムの生産需要を創出し経済の活性化を図るとともに、下水道への接続による水洗化の促進にも資するものとする。そのため、一般家庭や民間企業が宅地内の公共桝に熱利用システムの設置が可能となるよう下水道法第24条第3項の規制を緩和することを提案する。
1394	13941010 よる 土土	市計画法第42条に る開発許可を受けた 地における建築物の 限の緩和	残りが難しいため、小売り等も含めた全般的な産業集積を 目指すこととしている。 現在進められている甲府地域の都市計画の見直し作業において、市街化区域に編入されるべく川田アリア地区の地区 計画も策定されたが、周辺地域の調整の遅れから、近隣市	この特例により、倒産組合員の建物等の有効活用を図ることが 可能となり、甲府市の地場産業である甲州印伝や貴金属、ニット等の販売をはじめ、その他商業集積が見込め、団地活性化が	0			現在進められている甲府地域の都市計画の見 直作業において、市街化調整区域内にある川田 アリア地区は、市街化区域に編入される予定で あり、原則として小売り自由化とする地区として 検討されている。 しかし、周辺地区の調整の遅れにより編入が足 止め状態となっているため、産業振興の観点か ら、当該工業団地内の建築物の用途制限の緩 和を行う
1048	10481010 内(	街地再開発事業地区 の公共施設を管理者 が行うことができる 事の拡充	公共施設工事を管理者負担金対象に拡充。	事業と競合しており、同時期に工事を発注する計画である。この特例事項の拡充が図られることにより、工事施工の円滑化、	現行法等による公共施設の管理者等による工事の特例は、一般国道・自動車専用道路・公共下水道・河川・小学校及び中学校に限定されてる。 当該事業に係る公共施設で、他事業と競合し工事発注を同時期に行なう場合、事務処理及び工事区分等(負担割合・発注形態・施工管理・補助金業務等)の取扱いが煩雑となり、事業の推進上及び公共施設の適正な管理体制の確保を図ることが困難である。	埼玉県	埼玉県川 口市	川口 1丁目 1番第一種市街地再開発事業 (組合施行)地区内の公共施設が街路事業と競合しており、同時期に工事を発注する計画である。現行法上の扱いにおいては、それぞれにおいて、補助金業務等の事務処理及び工事を行わなければならず、事務の煩雑化、工事に係る費用負担割合、禁注・工事管理等の適正な管理体制の確保が困難状況にある。このことから、当該事業地区内の公共施設の工事を管理者が行うことにより、工事施工の円滑化、事業の推進と当該事業施行者(組合)の負担軽減が図られることから、特区申請するものである。

			12 国土交通省	(特区)				
構想(プロジェクト)管理 番号	規制特例提 案事項管理 番号	規制の特例事項(事項 名) 名)	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県 名	提案主体 名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1329	13292010	の緩和の死亡、等の要件に関らずいつでも可能とする。	る箇所がある。これらにプロしより近途に土地所有目で民間争 業者のニーズを把握し、市町村あるいはその他による買取を可 能とし、初ま社画によりた金銭地と中女教授と、東番田地とま	公共投資の結果、生産緑地周辺の事業可能性が高まった、公共投資を回収し、地域経済を回収するためにも、生産緑地指定の現状に適した解除に資するべく、買取申出条件の緩和が必要である。市町村の都市計画により生産緑地の解除は可能であるが、解除ニーズをより把握しやすくするために生産力買い取り申し条件の緩和が必要だと考える。	東京都		生産緑地活用ニーズの把握	過去に生産緑地指定した地区で、社会資本整備の結果、事業用地としての魅力が高まったものについて、生産緑地の買い取り申しで条件を緩和することで、土地所有者・民間事業者側からのニーズを把握して、都市計画による生産緑地指定の解除を容易にすることを可能とし、公共投資による道路整備などの投資を回収し、また地域経済を活性化する。
1429	14292020	都市公園法第4条に よる建築面積規制を緩な 和することで、より多 商業施設の設置 様な複合的施設の設置 を可能とする。	都市公園面積に対する建築面積の制限の緩和による多様な商業施設の設置 2 / 100を緩和	公園の利用者数の増加、利用者層の多様化への課題及び中心市街地の空 洞化への対策	和歌山県	和歌山県	活性化構想 御市公園を中心とした緑と聞い	低迷する中心市街地を活性化するためには、多様な価値観に対応した複合的な商業施設を設置し、潤いのある癒し空間の創出が必要である。しかし、都市公園法による建築面積規制や公園利用者以外を対象とした施設の規制。また補助金適正化法上の目的外使用規制のため、これらの商業施設は設置が不可能。そこでこれらの規制を緩和することにより、設置を可能とし、中心市街地の活性化を図るものとする。
1411	14111010	都市公園の占用手続の 設けて都市公園を占用しようとする場合の手続について、 簡素化 公園管理者の許可を、公園管理者への届出で足りるものと	ゲート等の仮設工作物の設置に関して、その手続の迅速化、容 易化を図るため、一定の条件のもとで、現行の「許可」を不要	スポーツランドみやざきの確立を目指し、円滑なスポーツイベントの実施環境の創造を図るため、スポーツイベント等に係る県内の都市公園内での仮設工作物の設置に係る許可を届け出とし、主催者の手続き面での負担軽減を図る。	宮崎県	宮崎県	スポーツラン lみやざ き展開特区	本県は温暖な気候や充実したスポーツ施設等を活かして、数多くのスポーツキャンプや合宿、スポーツイベント等を実施しているほか、県民の多くがスポーツを楽しむスポーツが盛んな土地柄であり、地域再生計画においても、スポーツを通じた地域活性化、県民主体の地域振興やスポーツを愛する国民の交流の場としての宮崎を目指しているところである。このため、円滑なスポーツイベント等に係る都市公園内での仮設工作物の設置に係る許可を届出とし、実施者の負担の軽減を図ることにより、市民レベルのスポーツ大会から、全国規模のものまで、スポーツイベント等の更なる拡大を図るものである。
1577	15771030	行政財産の民間貸付 公園やスポーツ施設などの行政財産の民間貸付に関する規 制緩和、及び商業活動の規制緩和	行政財産である公園やスポーツ施設を利用したフットサルコー トの民間運営	0	東京都	スポーツテ レビジョン 株式会社	フットサル特区構想	行政財産 公園・スポーツ施設など)を利用した民間企業運営による都心エリアでのフットサルコートの設置。具体的には、フットサルコートの運営を通じて、社会人フットサルムーブメントの育成・支援、フットサルを通した社会人企業人間の交流、地域住人との交流、並びに国際・文化交流の促進をはかる。

	12 国土交通省 (特区)							
構想(プロジェクト)管理 番号	規制特例提 案事項管理 番号	規制の特例事項(事項 名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県 提案主体 名 名	構想(プロジェクト)の名 称	提案概要
1166	11662020	他自庁の補助金による 施設の都市公園内整備 の容認と当該施設の看 板類設置の容認	他の補助金等による施設の都市公園内整備の容認と当該施設の看板類設置の容認道の駅等の観光物産、地域振興施設の公園内整備を容認することにより、本都市公園を活用した横断的施策の展開による交流人口の増大及び公園の付加価値の増大、さらには地域の既存ストックとの連携による地域全体への経済効果の波及が可能となる。	観光物産センター、地場産品加工販売施設、道の駅、健康レジャー推進施設等の公園内整備の容認と当該施設の看板設置の容認	公園を核として地域再生を図るためには、現行公園施設以外の消費や観光といった経済効果に直結する施設整備が不可欠であるが、公園施設に当該施設が含まれておらず、また細かく規定されており、来園者の求める利便施設の整備が困難となっている。	山口県光市	地域再生を機軸とする 都市戦略転換構想」 NO 1 ~ 都市公園 冠山総合 公園」を核とする新生 光市」再生計画~	合併に伴い、新市では、まちづくびの手法そのものを大胆に転換し、地域再生を機軸とする 都市戦略転換構想」を展開することとしている。この第1段として、都市公園 冠山総合公園」を人、物、情報の交流拠点として、地域全体の既存施設や省庁間にわたる施策の融合と連携を進め、現在の経済効果を増大するとともに、観光」産業」健康」の3つをキーワードに、新たな就業の場、雇用の場、消費の場の創出と物流ルートの確立を図り、地域全体の再生を目指す。
1169	11692020	都市公園の占用許可基 準の経知	都市公園内での露店については「祭礼等の催しに際して設けられる露店等以外は設けることは許されない。」とされているが、近年、公園区域内での露店の出店要望は多く、また、利用者のニーズも多い。 そのため、利用者の利便性の向上の観点から、祭礼等以外における露店を占用許可の対象とするよう提案するものである。	露店を都市公園区域内の機能的に支障のない場所に占用許可 し、利用客のニーズに対応していく。	都市公園法では公園管理者が占用許可を与えることのできる工作物その他の物件又は施設の要件として、当該占用が公衆のその利用に著しい支管を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであって、政令で定める技術的基準に適合するものと、三つの要件が充たされるものに限られるとしている。しかし近年では、都市公園内での露店の出店要望が多く、また、売店等のない公園では利用者のニーズも多い。占用の濫用は好ましくないが、日常時における都市公園内の露店を占用許可の対象とさせて欲しい。	愛媛県 愛媛県松山市	販の上の雲』のまち 再生構想 (現 販の上の雲』の まち再生計画)	本市は、作家司馬遼太郎氏の小説 版の上の雲』を題材にしたまちづくりに取組んでおり、市内に点在する小説ゆかりの歴史的・文化的資源を有効に活用し、市内全域を屋根のない博物館として捉える「飯の上の雲』フィールドミュージアム構想」を市民と共に推進している。その具現化策としては、ハード・ソフト両面を有効に連動させた、都市景観、都市交通施設、観光交流施設等を整備し交流人口の拡大に対応するものであり、今後もバスや電車等の公共交通利用の促進や都市公園の利便性の向上を目指していくものである。
1429	14292010	用者以外を対象として	都市公園法第2条第2項の公園施設を公園利用者以外を対象 として設置できるようにする。	公園来訪者だけでなく、一般市民も視野にいれた多様な 価値観に対応した複合施設の設置 (常設フリーマーケット、オープンカフェ等)	公園の利用者数の増加、利用者層の多様化への課題及び中心市街地の空洞化への対策	和歌山県和歌山県	活性化構想 都市公園を中心とした緑と関いのある癒し空間の創出)	低迷する中心市街地を活性化するためには、多様な価値観に対応した複合的な商業施設を設置し、潤いのある癒し空間の創出が必要である。しかし、都市公園法による建築面積規制や公園利用者以外を対象とした施設の規制、また補助金適正化法上の目的外使用規制のため、これらの商業施設は設置が不可能。そこでこれらの規制を緩和することにより、設置を可能とし、中心市街地の活性化を図るものとする。
1270	12701010	基づく基本構想作成要	「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の 円滑化の促進に関する法律」(交通パリアフリー法)に基 づく基本構想の認定を受けるために必要とされる同法施行 令第1条に定める特定旅客施設としての要件の適用を除外 する	現在、高山駅周辺土地区画整理事業区域を中心に、利便性の高い行政サービスの提供、都市機能の集積等を目指して高山駅周辺地区の整備を推進しており、市民にとってだけでなく周辺地域の住民にとって重要な公共交通機関の結節点として、また年間300万人を超える観光客の玄関口としての機能強化を図ることとしている。「駅まちパリアフリー構想」において、交通パリアフリー法に基づく基本構想を作成し、高山駅周辺地区のハード・ソフトの両面にわたるパリアフリー化を推進しようとするものである。	交通パリアフリー法に基づく基本構想の認定を受けるためには、同法施行令第1条に定める特定旅客施設としての要件を満たす必要があるが、高山駅の1日の平均利用者は約1,400人であり、要件を満たしていない。しかし、高山祭などの特定日には1日5,000人を上回る利用者があり、年間300万人を超える観光客の玄関口として機能している。市が独自に構想や条例を作成し、高山駅周辺のパリアフリー整備を促進していくことも可能ではあるが、交通パリアフリー法に基づく基本構想によらない場合は、関係機関の取り組みや国の支援措置(地方債の特)等)など、構想の実効性を確保することが困難なため、「高齢者、身体障害等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律をでき第1条」の適用を除外し、交通パリアフリー法に基づく基本構想として認定を受け、国の支援措置を受けながら実効性のあるものでリアフリー化を推進しようとするものである。	岐阜県高山市	駅まちバリアフリー構想	高山市では、現在、高山駅周辺土地区画整理事業区域を中心に、利便性の高い行政サービスの提供、都市機能の集積等を目指して高山駅周辺地区の整備を推進しており、公共交通の結節点としての機能の強化、文化福祉サービス機能の向上を図ることとしている。政令で定める要件に満たなくとも、交通パリアフリー法に基づく基本構想を作成できるようにすることで、実効性のある構想となり、市民関係機関行政が一体となった整備を実施し駅まちパリアフリー構想」の実現、さらに、先に認定された地域再生計画 誰にもやさしいまちづくり構想」を効果的に推進しようとするものである。

				12 国土交通省	<b>(</b> 特区 )			
構想(プロジェクト)管理 番号	規制特例提 案事項管理 番号	規制の特例事項(事項 名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県 提案 名	E体 構想(プロジェクト)の名 称	提案概要
1133	11331010	ほ場整備事業の実施要 件の緩和	市街化区域内では、ほ場整備が制限されている。	・市街化区域において、土地改良法(施行令第2条)で制限されている農地のぼ場整備事業を可能にする。 ・市街化区域の農地については、土地区画整理事業による面的 整備事業(交換分合手法)で基整備を行う手法しかなく、 業計画案を作成し事業化しようとしたが、経済不況・想定といれているとしたが、経済不況・想定区の地価低下等により、資金計画上から事業実施に至れない地区でできた。一方、事業費が安価なほ場整備事業により不整形なでできた。一方、事業費が安価なほ場整備事業により不整形なでである。ような状況の中、農地の配工が主体的に合手法制である。なまちづくりとして、としていて、行政自らが法制を実施していることしていることは、一次世代の農業の担い手を実施している。 東施していたを行う必要がある。 ・効果としては、耕作放棄化の防止・次世代の農業の担い手育成・経営安定と将来の宅地化に向けた性の整準の担いまなる。 ・効果としては、耕作放棄化の防止・次世代の農業の担い手育成・経営安定と将来の宅地化に向けた地で製力が出とる基整権を目指す市街化区域の新市街地において、虚と、農村的な特性が強い地域での当面の農業への意欲を考慮した基盤整備として取り組むものである。	近年の少子高齢化が急速に進行する中で、順調に進んできた本市の市街化区域の宅地開発は、流入人口の沈静化等から停滞期に入ってきた。また、昨今の経済状況の下、新市街地の組合土地区画整理事業については、想定外の地価低下も併せ、資金計画上から事業が成立しない状況にある。市街化圧力が安定しつつある本市の市街化区域には、いまだ大規模地(5 h a 以上)が9箇所(約86ha)存在し、その不整形な農地や地区内に道路がないなど、農業耕作上必要とされる程度の基盤すら未整備の状態である。これは、当面の農業の継続にも大きな支障をきたす状況となっている。このような市街化区域の農地についは、現行では土地区画整理事業による面的整備事業(交換分合手法)で基盤整備を行う手法しかないため、地権者が事業化に向け努力したが、事業配立の見通じから止むを得ず事業着手を断念し、将来のまちづくりの展望を描を行う手慮している。さらに放棄田を増やす状況を作り出しており、健全な都市形成を大きく阻害している。これを打開するため、現行法上、市街化区域において実施不可能となっている、土地改良法のほ場整備事業が持つ交換分合手法を活用することを提案するものである。	兵庫県		市街化区域内の新市街地の土地区画整理事業 約140百万円 / ha)は、不整形な農地の区画整形を行い、健全な市街地として宅地供給を図る上から効果的な事業であった。しかし、近年の想定外の地価下落と宅地需要の低迷により、資金計画上からこの事業手法が成立しない状況である。したがって、本市における市街化区域内の新市街地の大規模農地の整備手法として、ほ場整備事業を行い、耕作放棄化の防止、次世代の農業の担い手育成、経営安定、将来の宅地化に向けた骨格づくりを行う。
1082	10821010	保留地売却促進特区	仮換地指定から事業完了時の換地処分までの間、保留地 (予定地)について所有権に匹敵する権原を持たせたい。	仮換地指定から換地処分までの間、保留地(予定地)について 所有権に匹敵する権原を持たせることで、保留地(予定地)購 入者への金融機関の融資を促進し、地域の住宅・店舗などの建 設を進め地域の活性化に繋げると共に、事業の資金計画上、円 滑な事業運営を図り、魅力あるまちづくりの早期実現に努め る。	保留地(予定地)は換地処分までの間、登記簿が存在しないことから、金融機関が融資の際に担保権の設定ができないことが、融資を控える要因となっている。保留地(予定地)の計画的な売却は、住宅・店舗などの建設を進め地域の活性化に繋がると共に、事業の資金計画上、円滑な事業運営が図れることなどから事業の成否を握る生命線である。そのため、仮換地の指定した際は、保留地(予定地)について所有権に匹敵する権原を持たせ、金融機関の担保権が成り立つ法整備を提案する。	京都府知山市		保留地 (予定地 )は換地処分までの間、登記簿が存在しないことから、金融機関が融資の際に担保権の設定ができないことが、融資を控える要因となっている。 (保留地 (予定地 )の計画的な売却は、住宅・店舗などの建設を進め地域の活性化に繋がると共に、事業の資金計画上、円滑な事業運営が図れることなどから事業の成否を握る生命線である。そのため、仮換地の指定した際は、保留特と伊定地)について所有権に匹敵する権原を持たせ、金融機関の担保権が成り立つ法整備を提案する。
1126	11261010	保留地の権利保全制度 の改善	区画整理法の一部改定し、保留地の権利保全制度の改善を行う。 区画整理保留地に限り、法務局に保留地原簿を備付け、登 記簿に準ずる扱いとし、保留地の権利変動等の管理を法務 局が行う。(区画整理法の中に第二登記簿を認める条項を 創設) 通常の謄本と同じように"保留地管理台帳謄本"といった 名称で交付が可能とする。その際、法務局の証印を押す が、例えば[本区画整理事業が完遂した後、当内容で本登 記できるものである]等の文言を付記するものとする。	長引く景気低迷、個人消費の落ち込み等により郊外型建売販売も苦戦を強いられている。現状の70区画/年で推移すると保留地販売が20年を超え、事業の長期化に直結する。益々保留地の権利保全は先送りとなり、担保能力が著しく低下する。	多くの区画整理組合は長引く地価下落を受け、当初予定の保留地価格では処分できずに事業が長期化している。そのため保留地の権利保全が遅延となり、金融機関が保留地に対する担保能力を異常に低く見積もるケースが多発し、結果消費者が充分な融資を見けられずに保留地を購入できない状況が続いている。地価下落と相まって保留地が権利保全出来ない問題はより一層区画整理事業を射地に追い込んでいる。全国の区画整理事業を蘇生させるために保留地の権利保全制度の改善は必要である。	東京都産(株	下動 保留地の権利保全制 度の改善」及び 民間	低迷する区画整理事業を蘇生させるために保留地売却の促進策を2つ提案する。 区画整理保留地に限り、法務局に保留地原簿を備付け、登記簿に準ずる扱いとし、保留地の権利変動等の管理を法務局が行う。似常の謄本と同じように"保留地管理台帳謄本"といった名称で交付が可能とする。その際、法務局の証印を押すが、例えば「本区画整理事業が完遂した後、当内容で本登記できるものである「等の文言を付す。  民間都市開発推進機構』の土地取得業務の中で「取得できる土地の要件」に「三大都市圏内での区画整理事業による保留地」が対象となるよう現行要件を柔軟化する。

					(行位 <i>)</i>			
構想(ブ ロジェク ト)管理 番号	規制特例提 案事項管理 番号	規制の特例事項(事項 名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県 提案 名	主体 構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1260	12601010	保留地の権利保全制度 の改善	土地区画整理法一部を改訂し、保留地を法務局の管理とし 通常の土地に準ずる扱いとする。施行者が管理している保 留地台帳を登記簿に準ずる(区画整理法の中で第二登記簿 を創設する)扱いとし、法務局に備え付けとする。保留地 の権利変動等の管理を法務局が行い、「保留地管理台帳謄 などという名称で法務局の証印を押し交付が可能とす る。その際、に[本区画整理事業の換地処分の公告と同時 に当該事項のとおり登記する]等の文言を付記する。	長期化に直結することとなり、保留地の登記はさらに先送りされ担保能力は著しく低下する。本提案により金融機関の保留地に対する評価が高まり、通常の融資を受けることが可能となれ	住宅供給型の組合施行による土地区画整理事業は、事業費の大部分を保留地処分金に依存している事業であることから、近年の景気低迷による地価下落や土地取引の停滞により、保留地処分が進まず事業運営に支障をきたしている。組合は事業費の削減・保留地処分の工夫・再減歩などの自助努力を行なっているものの、唯一の収入源である保留地処分(販売)は依然として停滞している。一般の購買客が保留地を購入しようとする場合、登記ができない土地であることから金融機関からの融資額が非常に低い(または受けられない)事態が発生し、保留地処分(販売)の障害の一因となっている。これを解消し保留地処分(販売)の促進を図りたい。この方策として土地区画整理法の一部を改定し、保留地(予定地)を法務局の管理とすることで、通常の土地に準ずる扱いになり担保値を高めることとなる。これにより保留地処分(販売)が滞ることなく進み、しいては良好な市街地の形成へと繋がる。	千葉県 千葉	市 保留地の権利保全制 度の改善	保留地を取得しようとする場合、登記ができない土地であることから、金融機関からの融資額が非常に低い事態が発生し、保留地販売の障害となっている。担保価値を高めるため土地区画整理法の一部を改訂し、保留地を法務局の管理とし通常の土地に準ずる扱いとする。施行者が管理している保留地台帳を登記簿に準ずる。区画整理法の中で第二登記簿を創設する。扱いとし、法務局に備え付けとする。保留地の権利変動等の管理を法務局が行い、保留地管理台帳謄本」などという名称で法務局の証印を押し交付が可能とする。その際、に体区画整理事業の換地処分の公告と同時に当該事項のとおり登記する。等の文言を付記する。
1148	11481010	道路占有の特例の追加	道路法第36条は、電気事業法第2条第1項第10号に 規定する電気事業者(同項第8号に規定する特定規模電気 事業者は除く。)に限り、道路占有の特例を認めている が、特区内においては、風力発電事業者及び電気事業法第 17条に規定される特定供給を行う者についても、道路占 有の特例を認める。	「10.地域再生構造の意義・目標・前提となる地域の特徴、 具体的内容・効果、支援措置の必要性等」に記述した個別事業 のうち、 、 、 参照	本地域において、民間事業者が自社の送電線を敷設し、風車120台、18万kWの大規模風力発電を行う事業が計画されており、送電線の敷設に際して道路の占有が想定されており、事業の円滑な実施のために道路占有の特例が必要であるため。また、環境・エネルギー産業創造特区において認められた規制緩和を活用して実施する特定供給事業において、自営線を敷設することとしており、効率的なマイクログリッドの形成のために自営線の敷設に際して道路の占用が想定されており、事業の円滑な実施のために道路占有の特例が必要であるため。	青森県青森	環境・エネルギー産業 フロンティア構想	国際的なエネルギー開発供給拠点が形成されつつあり、あおもりエコタウンプランによるゼロエミッション技術の確立を目指す先進的な取り組みを展開している本地域のポテンシャルを最大限に活かし、環境・エネルギー分野における情にい実証やプウハウの蓄積を図り、新たなビジネスや新産業の創出を促進することにより、地域の経済活性化や雇用の創出を図るとともに、エネルギー最適利用モデルや温室効果ガス排出削減モデルの先進地域として、世界に貢献する環境・エネルギー産業フロンティアの形成」を実現する。
1283	12831010	道路使用許可取得の円 滑化及び簡略化	いて,経常的なものについては,年間を通して『道路占用・使用許可』の一括許認可実施及び警察署長の許可権限の期間等の拡大を図る。 また,地域活性化を目標とした事業については,許可を得	年間計画に基づいて実施する事業については,一括許認可等を 実施する。 幅員の狭い裏通り等については,時間帯全面通行止め等を恒常 的に実施する。 商工会議所・商店会・市・警察等による調整機関としての協議 団体を運営する。	水戸市の中心市街地は,黄門さん通り(国道50号)の両側に約2キロにわたる回廊状に形成されており,黄門さん通りの有効活用は中心市街地活性化の重要なポイントとなっている。現在まで,煩雑な手続きのため実施をためらっていた道路(歩道)を使用するイベント(大道芸,ワゴンセール,オープンカフェ等)の実施を促すことにより,歩行者の回遊性を生み出し,まちににぎわいを与えられる。また,国道を補完する裏通りについては,幅員等の制限があることをから,イベント等を実施するため,時間帯通行止めによる歩行者解放区を運営し,活性化の起爆剤としても使用できる。	<sub>芒城県</sub> 戸市	商工 新,水 商店 水戸黄門さんまちおこ 合会, U特区 県水	水戸市の中心市街地は、中央を東西に黄門さん通り国道50号)に沿うように形成されている。中心市街地内及び周辺部には歴史とゆとりの空間、文化と関いの空間、民間による勢いあるサブカルチャーといったものが多数存在している。ことにより、巨大複合商業施設をし、いつでもどんなときでも、訪れる人がみな楽しい、歩いてみたい、過ごしてみたいと思うような、多様な人々が集う都市間競争に勝ち残るまちを形成していく必要がある。個々の施設・商店が複合していくよう既存の資産の活用を進め、その魅力を十分に引き出すとともに、不足する部分については補いながら、元気あふれる活気あるまちづくりを目指す。
1621	16211010	道路占用物件の特例	が「歴史の散歩路」として整備するコースとなっている道路に設置する標識等を加えることにより、道路管理者に占用の許可を申請することができる。このことにより、交差	て、「歴史の散歩路」の整備を推進していくこととしている。 この整備においては、歩いて安全で快適な散策路として整備す ることが重要であり、特に道路の交差する場所においては、歩 行者の誘導において、適切な標識が必要となる。 道路管理者に占用許可を受けられる特例が設けられることに	道路において標識等を設置する場合、当該地方公共団体が管理者となっていない道路については、道路管理者から占用の許可を受け、標識等を設置することができる。(道路法第32条・道路法施行令第7条)しかし、道路の交差している場所については、道路法施行令第10条第2項により、占用物件を設けることができない。(道路法施行令第10条第2項) そこで、今回の特例により、占用物件として道路管理者の許可を受けて標識を設置することとしたい。	大阪府 高槻	市 たかつき歴史へのいざ ない特区	高槻市は、悠久の歴史に育まれた数多くの史跡や遺跡等の歴史資産を有している。史跡 名勝等を巡りながら自然に親しみ、郷土の歴史・文化財に主親しめる散策コースとして、昭和60年度からの5か年計画で市内10コースに約400本の標柱や説明板を設置している。 悠久の歴史息吹くまちブランの一環として「歴史の散歩路」事業の10コースを見直して新たな史の散歩路」事業の10コースを見直して新たな中の散歩路」事業の10コースを見直して新たな中のでを発している。景観に配慮した案内板・標柱の改修、改良を行うために国道等への設置規制緩和を提案し、貴重な地域資産を活かした魅力あるまちづくりを創出する。

	12 国土交通省(特区)								
構想(プロジェクト)管理 番号	規制特例提 案事項管理 番号	規制の特例事項(事項 名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県 名 名	構想(プロジェクト)の名 称	提案概要	
1390		道路用地内の建築物・ 工作物等の設置に係る 許認可要件の緩和	道路管理者が管理するインターチェンジランプ内の用地 について、管理者外の者が道路占用許可又は区分所有権等 の手続きにより、建築物・工作物の設置をする場合の許認 可要件の緩和	「あぶくま高原ファミリー牧場」では、畜舎や管理棟、物品販売(仮設テント等)を整備し、村民が有する酪農技術を活用した羊などの飼育と地場産品の開発・販売を行い、併せてその体験イベントを実施して、地域活性化や広域交流を促進するものである。また、一般的に植栽して維持管理することが一般的であるインターランプ内用地において他の目的に使う例は非常に稀であるため、平田IC整備のインパクトを広くアピールすることができる。	植栽することが一般的なインターランプ内用地だが、それ以外の用途に使うには非常に難しいため、許認可要件を緩和していただきたい。	福島県平田村	活性 交流促進事業構想	平田村の美しい自然や環境、多彩な産業展開への取り組みを背景に、あぶくま高原道路平田 IC整備のインパクトを生かして、持続発展的な地域経済の活性化と、周辺市町村はもとより広域的な観光・文化交流を促進するため、平田に周辺地域においてハード・ソフト両面から、「道の駅ひらた」整備計画 「あぶくま高原ファミリー牧場」整備計画 「なるの里」河川公園整備計画に取り組むものです。	
1283	12831020		路上駐車帯を整備する際に『駐車場法』の中の整備計画の 変更を省略した上で整備を実施し,あわせて公開空地とし ての利用を図る。	し,イベント等実施の際にはイベント広場的に利用するほか, イベントの実施がないときは短時間駐車によるピンポイント購	水戸市の中心市街地は,黄門さん通り(国道50号)に沿って形成されている。黄門さん通り上に公開空地を設置することにより,イベントを実施する空間を生み出し活用する。また,イベント等の実施のない日,時間帯等は駐車施設としての活用も図り,ピンポイントでの消費活動が実践できるようになり,市街地を市民により身近な消費区域にすることができる。	水戸商工 水戸商所商 京水 一一会連 京城県 京城市	水戸黄門さんまちおこし特区	水戸市の中心市街地は、中央を東西に黄門さん通り(国道50号)に沿うように形成されている。中心市街地内及び周辺部には歴史とゆとりの空間、文化と聞いの空間、民間による勢いあるサブカルチャーといったものが多数存在している。これらの文化及び商業施設等を連携融合させることにより、巨大複合商業施設とし、いつでもどんなときでも、訪れる人がみな楽しい、歩いてみたい、過ごしてみたいと思うような、多様な人々が集う都市間競争に勝ち残るまちを形成していく必要がある。個々の施設・商店が複合していくよう既存の資産の活用を進め、その魅力を十分に引き出すとともに、不足する部分については補いながら、元気あふれる活気あるまちづくりを目指す。・・	
1127	11272020	道路管理の民間開放	道路上の自転車駐車場を道路の附属物として位置づけることについては、第4次の特区提案に対する政府の対応方針の中で本年度中の対応が示されることとなっており、また、地域再生のプログラム210002民間事業者等の経済活動に伴う道路使用許可の円滑化が図れることになっている。このような措置により、NPO法人が歩道に自転車駐輪場を設置し、自転車の有料駐車場事業を行うことの可能性もでてきたが、「民間でできることは民間に」の考えの下、歩道の自転車駐輪場の設置についても、NPO法人等民間の団体による設置条件の整備をお願いしたい。	用時間が一定時間に満たない利用者に、返金の代わりとして地域通貨を発行し、地元商店街において使用できるようにするこ	自治体による駐輪場の設置と地域通貨による商店街の活性化には、ある程度の初期投資が必要であるが、NPO法人が駐輪場機器の設置から管理までを一体的に行うことにより自治体の財政負担を軽減し、駅周辺の放置自転車対策及び地域経済の活性化が可能になる。		出する放置自転車対 策構想	特区第4次提案により可能となる「道路上に設置した自転車の駐車場」をNPO法人が設置し、駐車時間に応じて価値の異なる地域通貨を領収書として発行する。地元商店街において一定準による割引等を実施し、地域通貨として流通させることで、放置自転車対策及び地域経済の活性化を図るもの。	
1622	16222010	道路附属物駐車場にお ける利用料金制の採用		国路管理にあれても民間用放の観点が5一定の戦闘内で指定管理者制度の導入が認められたことから、道路附属物駐車場と別途管理運営している駐車場法に基づく駐車場とを、利用料金制の下で一体的に管理運営する。これにより、キャッシュフローの面で指定管理者の自由が広がるため、民間の創意工夫を発揮しやすくなり、指定管理者制度を導入したことによる効果を一展等的スートができる。	17、18份则禹初新里场16011(14、18份太先04米164),日田及自本点	大阪府 大阪府大 阪市	駐車場の機能向上に よる移動の円滑化	都市再生緊急整備地域 (大阪駅周辺 中之島・御堂筋周辺地域、難波 湊町地域) をはじめとし、市内の道路法に基づ〈駐車場について、指定管理者制度を採用した場合に利用料金制(外金収入を指定管理者に帰属させる) を導入することにより、一元的な駐車場管理が可能となり、業務の効率化が図れる。	

	12 国土交通省 (特区 )								
構想(プロジェクト)管理 番号	規制特例提 案事項管理 番号	規制の特例事項(事項 名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県 提案主体 構想(プロジェクトの名 名 名 称	提案概要		
1310	13101010	道路への鉄道敷設の特 例措置	鉄道は、原則として道路に敷設することができず、地下 鉄のような鉄道のみ例外として敷設できるよう許可手続が 定められている。一方、軌道(路面電車)は道路を占用し て、道路上に敷設することとされており、軌道敷の保有は 道路管理者、管理は軌道経営者が行う。この、道路への軌 道敷設条項を鉄道にも適用できるように規制特例措置を設 ける。	能登線に高速特急及び貨物列車を走らせる一方で、JR北海 道が開発中のデュアルモードビークル(DMV)を導入し、き め細かい地域交通ネットワークを構築する。その際、鉄道敷と 道路を共に道路管理者が一貫して保有するスキームがあること により、自治体が都市計画の中で一貫した交通政策を立案する ことが可能となるのみならず、鉄道施設維持費に地方交付税や 道路特定財源を活用することが、自治体の裁量で可能となる。	JR富山港線や吉備線など、軌道との一体運行を前提として、鉄道をLRT化し、軌道法を適用する事例が現れ始めている。これを適用すると、都心から郊外までの交通施設全体について、敷地は道路管理者が保有、運行は事業者が行うという一貫したスキームができる。 能登線に導入を図るDMVは、鉄道も道路も同じように走行できるため、LRT以上にきめ細かい交通ネットワークを構築することが可ることが、金の際、鉄道敷と道路は共に道路管理者が一貫して保有することが望ましいことは「具体的事業の実施内容」で説明した通りである。 現在の法規制では、道路への鉄道敷設、すなわち鉄道敷の道路としての保有は原則不可であり、それをクリアするには鉄道をLRT化し、軌道法を適用するしかない。しかし、能登線に軌道法を適用すれば、速度や車両長に制限が生じ、特急や貨物列車の運行は不可能となる。特急や貨物列車とDMVの運行を同一の路線で両立するためには、規制特例の適用が必要である。	道下喜美 能登半島活性 ようこ	(1)能登線を民間主体の新組織に経営を移管して観光路線として活用を実現化。試みとして、沿線住民有志が老朽化した車両を全面塗装し、デザイン・内装を一新した NOT。-EXPRESS」を、7月5日より七尾・蛸島間に走らせる。(添付資料1-1-1,2,3) (2)穴水此の木地区を奥能登の交通網ハブ拠点とし、七尾線、能登線、能登空港羽田線 伊丹線、特急バスにアクセスできる 奥能登総合駅」を設け、金沢や県外からの奥能登へのアクセスを強化する手段として、珠洲~金沢間を2時間20分で結ぶ特急を復活。(3) JR北海道が開発中のデュアルモードビークル (DMV) を能登線に導入し、きめ細かい地域交通ネットワークを構築。(4)能登線を支援する仕組みとして、地域通貨や特典付き乗車チケット綴り」を発行し会員を募る。(5)特急運行と特典付き乗車チケット綴り」を実施し、能登線の簡易高速化事業を進め、3年間で準備を整える。		
1163	11631010	道路への鉄道敷設の特 例措置	鉄道は、原則として道路に敷設することができず、地下 鉄のような鉄道のみ例外として敷設できるよう許可手続が 定められている。一方、軌道(路面電車)は道路を占用し て、道路上に敷設することとされており、軌道敷の保有は 道路管理者、管理は軌道経営者が行う。この、道路への軌 道敷設条項を鉄道にも適用できるように規制特例措置を設 ける。	ふるさと銀河線に高速特急及び貨物列車を走らせる一方で、 JR北海道が開発中のデュアルモードビークル(DMV)を導 入し、きめ細かい地域交通ネットワークを構築する。その際、 鉄道敷と遺を共に道路管理者が一貫して保有するスキームが あことにより、自治体が都市計画の中で一貫した交通政策を 立案することが可能となるのみならず、鉄道施設維持費に地方 交付税や道路特定財源を活用することが、自治体の裁量で可能 となる。	JR富山港線や吉備線など、軌道との一体運行を前提として、鉄道をLRT化し、軌道法を適用する事例が現れ始めている。これを適用すると、都心から郊外までの交通施設全体について、敷地は道路管理者が保有、運行は事業者が行うという一貫したスキームができる。ふるさと銀河線に導入を図るりMVは、鉄道も道路も同じように走行できるため、LRT以上にきめ細かい交通ネットワークを構築することが可能となる。その際、鉄道敷と道路は共に道路管理者が一貫して保有することが望ましいことは「具体的事業の実施内容」で説明した通りである。現在の法規制では、道路への鉄道敷設、すなわち鉄道敷の道路としてある。現在の法規制では、道路への鉄道敷設、すなわち鉄道をLRT化し、前道法を適用するしかない。しかし、ふるさと銀河線に軌道法を適用するしかない。しかし、ふるさと銀河線に軌道法を適用するよりがは、速度や車両長に制限が生じ、特急や貨物列車の運行は不可能となる。特急や貨物列車とDMVの運行を同一の路線で両立するためには、規制特例の適用が必要である。	ふるさど銀 河線左往 知床・オホーツク 十勝	1.知床世界遺産登録を契機として、道央圏及び新千歳空港から知床・オホーツク圏への鉄道アクセスを強化する。アクセス手段として、北海道ちほ〈高原鉄道ふるさと銀河線経由の札幌~北見~網走・斜里間直通特急を走らせる。 2.地域の生活交通手段として、デュアルモードビークル (DMV)を同線に導入し、鉄道と道路を一体としたきめ細かい地域交通ネットワークを構築する。 3.地域による支援財源として、減価型地域通貨、ゼロ金利債を導入すると共に、NPOによる支援活動を行う。 4.当面は特急運行と地域通貨の社会実験を実施し、実行可能な方策を探りつつ、ふるさと銀河線の簡易高速化事業を並行して進め、3年間で準備を整える。		
1379	13791010	地方別以広先と/赤の	国や都道府県などが整備する道路について、市町村が望め ば市町村の財源を当該事業に投入することができるように する。	市までがつながると、未整備時に3時間を要していた丹後から京都市内までの移動時間が約半分になると推測され、商品の配送時間が短縮されることから企業や大型商業店の進出が見込まれる。住民にとっては雇用の拡大につながり、買い物や通勤通学の範囲が広がることにより、若年等を中心とした定住化の促	従来、国及び都道府県が実施する広域道路建設は、それぞれの整備計画に基づいて行われるものであり、それは計画沿線の住民の願いが形となって表れているものである。しかし、道路建設はその法線や用地問題など、事業実施まではかなりな年数を要し、巨額の事業費が伴い、またたくさんの計画本数となっている。それゆえに特定計画のみに予算投えすることができないので、予算計画範囲内での事業計画とならざるをないところがある。今回の特区申請による地方財政法の緩和措置により、地域住民が1日でも早い完成を願い住民の意思に基づき市町村が事業費を負担して計画工期の短縮や早期完成を図ることができるようにするもの。	市民参加による幹線 道路整備促進構想 京都府 京丹後市 ペみんなの道路。 りくってほしいから みんなでつくろういへ ~	国 ・府が整備する広域道路建設については、地方財政法により市町村にその整備費用を負担させてはならないこととされているが、これを緩和し、市町村が望む場合は市町村の財源を広域道路建設に投下できる仕組みをつくることにより、喫緊に整備が望まれる道路の工期短縮、早期完成をめざし、市域及び道路周辺部の振興・発展を図る。また、合併特例債の有効活用と可能性を考え、合併特例債による調達資金を合併特例事業として広域道路建設の事業主体に貸付けることを可能とする。		

	12 国工父通省 (特区)							
構想(プロジェクト)管理 番号	規制特例提 案事項管理 番号 相制の特例事項(事項 名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県 名	提案主体 名	構想(プロジェクト)の名 称 提案概要	
1207	・ 12072010 <mark>一般国道における道路 構造の弾力的運用</mark>	<sup>1</sup>  即してローカルルールを適用するなど、地域の状況に応じ	から、地域の状況に応じ、より経済的な必要最低限の道路構造とすることにより、コストの縮減と早期整備が可能となる。	平成15年度の「道路構造令」の改定により、都道府県道については地域の状況に応じた道路構造令の弾力的な運用として、「1.5車線的道路」の整備が可能となったが、国道については認められていない状況にある。しかし、山地部の一般国道の交通不能区間の解消は、交通量は少ないものの広域的な交通ネットワークを形成する上で不可欠であり、コストの縮減を図りながら、早期整備を行う必要がある。		福井県	平成 15年度の 道路構造令」の改定により、都道府県道については地域の状況に応した道路構造令の弾力的な運用として、「1.5車線的道路」の整備が可能となったが、国道については認められていない状況にある。そこで、交通量は少ないものの広域的な交通ネットワークを形成する上で不可欠である山地部の一般国道の整備についても、都道府県道と同様に、政令上の弾力的な運用としてローカルルールの適用を容認することで、コストの縮減を図りながら、交通不能区間の早期解消を実現する。	
149	道路案内標識へのロー 14912040 マ字以外の併記の可能 化		道路の案内標識にローマ字以外の外国語表記を行う。	現状においては、道路案内標識の目的地名は、日本語とローマ字のみの 併記であり、それ以外のものは表記できないようになっているので、外 国語併記を行い、外国人にわかりやすく、優しい街というイメージアッ プにつなげる。		長崎県	長崎県は、地理的にも歴史的にも中国 韓国など東アジア地域との繋がりが強く 同地域を中心とした観光振興に力を入れてきた。国は、 外国人旅行者訪日促進戦略」の一つとしてビジット・ジャパン キャンペーンを実施し、2010年までに東アジアとの観光交流 計画 おりかり 2倍の1,000万人にすることにより、新たに約4兆3千億円の生産誘発効果及び約25万2千人の雇用創出効果を期待している。本県においても、訪日外国人の増加による生産誘発や雇用創出効果に期待し、観光客の増加を図るため、韓国人等のノービザ化、中国におけるビザ発給対象地域の拡	
1580	外国人観光客に対する 銀光支援のための道路 案内標識の外国語併記 による整備	現在、日本語とローマ字のみで標記されている道路案内標 識の、世界で広く使用されている英語で併記した整備	多言語表示とした道路案内標識の整備を推進し、外国人観光客 等の利便性の向上を図る。	外国人観光客の来訪増に伴い、一人歩きのできる旅行環境が求められ、 観光案内等を適切に行う必要性が高まっているが、道路案内標識の表記 については、法令上日本語とローマ字のみとなっていることから、外国 人観光客にとって、必要な情報提供ひいては観光ホスピタリティを推進 する上で大きな問題となっているため。	北海道	北海道	北海道経済に大きなウエートを占めている観光 産業は、関連する産業の裾野が広く、地域経済 への波及効果が大きいことから、積極的な観光 振興施策が必要であり、特に東アジア地域から の道内地方空港への国際チャーター便を利用し た外国人観光客の来訪が増加しているため、こ れに対応した体制づくり等を進める必要がある。 このため、東アジアの人々が観光旅行しやす い環境づくりか外国人観光客の受け入れ体制の 整備などを通して、外国人観光客の誘致促進を 図り、戦略的な北海道の国際観光を展開する。	
1528	15282010 立体道路整備特区	立体道路制度の弾力的運用(必要条件となっている機能、条件の緩和)	道路法における道路機能の目的の緩和及び都市計画法、建築基 準法及び都市再開発法における建築物制限の目的緩和	現行の立体道路制度は道路の新設・改築等を行う場合で、その適用条件が自動車専用道路等となっている。しかし、中心市街地での再開発事業等により一般道路を再編整備する際に、既存道路の機能を適切に分離し、安全性を確保できることを条件に「特区」内では立体道路制度の弾力的運用ができるよう道路法、都市計画法、建築基準法及び都市再開発法の道路に関する制限の緩和について早急に実施できるよう提案する。		千代田区	交通結節点における大規模開発に伴いインフラ整備が必要となるエリアを 特区」に指定し、建築、都市計画の権限と一体となった財源の確保を基礎的自治体が行い、スピーディーな都市再生を進める。そのため、 都市計画税を一定期間減免し、その相当額をこれまで補助金の対象とならなかった自由度の高い施設の維持管理に活用する。 TMOなど民間組織が主体となって地域経営やまちづくりが一体となる仕組みを創造する。 文化、福祉、教育などに係る広義のインフラを含む総合的な基盤整備によるまちづくりを進める。	

				(特区)			
構想(プロジェクト)管理 番号	規制特例提 案事項管理 番号 名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体 名 構想(プロジェクト)の名 称	提案概要
5067	50670001 立体道路整備構想	立体道路制度の弾力的運用 必要条件となっている機能、条件の緩和)	道路法における道路機能の目的の緩和及び都市計画法、建築基準 法及び都市再開発法における建築物制限の目的緩和	現行の立体道路制度は道路の新設 改築等を行う場合で、その適用条件が自動車専用道路等となっている。しかし、中心市街地での再開発事業等により一般道路を再編整備する際に、既存道路の機能を適切に分離し、安全性を確保できることを条件に、特区」内では立体道路制度の弾力的運用ができるよう道路法、都市計画法、建築基準法及び都市再開発法の道路に関する制限の緩和について早急に実施できるよう提案する。	0	千代田区 0	0
1194	ダム管理業務のアウト ソーシングの可能化	特区区域内において、特区計画を策定した地方自治体が設置するダム管理業務について、必要な代替措置がとられ、管理面で治水等に支障がないと認められている場合に限り、平成元年3月27日付建河開発第36号「ダム管理体制の充実強化について」にかかわらず、業務の全部を委託することを可能にする。	県の設置したダムいついて管理業務をアウトソーシングする。	県ではアウトソーシングの推進を図っているが、ダム管理業務について は委託できる業務が限定されているため、アウトソーシングの支障と なっている。	福井県	福井県 ダム管理業務アウト ソーシング推進特区	本県では、平成16年2月に福井県行財政構造改革プログラム」を策定し、3つの「S」(リーダーシップ、フレンドシップ、バートナーシップ)を改革の理念とした行政改革を進めている。その中で、市町村やNPO法人に加え民間団体とも連携しアウトソーシングを推進することとしているが、ダム管理業務については委託できる業務の範囲が定められているため効率的なアウトソーシングが妨げられている。このため、ダム管理業務について業務の全部を委託できる特例を設けることにより、アウトソーシングを効率的に実施し、民間団体との協働による県政運営の実現を図る。
1060	10602010   河川管理用通路利用規制の緩和	樹木の栽植等を伴う河川敷地の占用については、河川敷地占用許可準則第八により定められているほか、詳細については河川区域における樹木の伐採・植樹基準(建設省河治発第44号平成10年6月19日治水課長通達。以下「基準」という。)により定められているところである。本基準第七の2では河川管理用通路への植樹についての適合基準が掲げられており、その中で第七の2の四では河川管理用車両の通行に支障のないよう2.5m以上の車両通行帯を確保することが定められている。ここで当該対象とする富雄川の河川管理用通路について基準第	富雄川河川管理用通路の総延長3.8kmのうち一部の区間を活用 ・地域住民と行政の協働による樹木の植栽・維持管理 ・地域住民のため、あるいは、観光ルートにおけるオアシスとしての活用	河川管理用通路は河川管理者が維持管理を行うのが通常であるが、全国の河川の大部分は雑草が繁茂し、ごみが投棄されているのが現状であるように思われる。また、最近ではアダプト制度の活用などの事例はあるが、まだまだ少なく小規模であると聞き及んでいる。よって河川管理用通路を周辺景観と一体となるような景観形成を行うためには、河川法の規制の弾力的な運用と緩和が必要である。	奈良県	奈良県生 緑のプロムナード再生 駒市 構想	本市の貴重な地域資源である大和川水系富雄川では、現在、地域住民と共に河川管理用通路にコスモスを植栽し、周辺に潤いをもたらすものとなっているが、植栽期間以外は雑草が繁茂し、河川に併走する県道を走る車からごみが投棄される現状である。現行の法規では河川管理用通路には一定基準以外の樹木は植栽は禁止されているが、本河川には県道が併走していることから、県道が河川管理用通路としての機能を果たすことができ、本来の河川管理用通路には河川構造に配慮すれば樹木を植栽しても支障がないことからこれを実施し、再び周辺に潤いと安ら
1436	1,00,000 旧工事着手までに必要	基づき、県の判断で、即座に復旧作業に着手できるように	災害発生直後から復旧本工事の着手が可能、災害復旧事業の原 則である施設の原型復旧+グレードアップ	災害発生後、関係省庁に、災害復旧工事に必要な申請を行なっていては、時間を要し、復旧の遅れが懸念される。観光立県を推進する本県にとって、災害発生による観光地のイメージを損なわないよう一日も早い復旧が必要である。 ・災害発生から災害復旧本工事着手に至るまでに相当の日数を要するため。 ・自然公園内の行為の許可及び協議の同意を得る為には、環境省による協議及び審査に相当の日数を要するため。これらの事前協議を行なうことで、早期に景観等も配慮した災害復旧が行なえ、観光への影響を最小限にすることができる。	和歌山県	和歌山県 高野熊野世界遺産活 用地域再生構想	災害復旧工事について事前に関係省庁と災害 復旧工法の概略を決定しておき、災害発生時に は事前に決めた概略に基づき県の判断で即座 に復旧作業に着手できるようにする。

構想(プロジェクト)管理 番号	規制特例提 案事項管理 番号	規制の特例事項 (事項 名)	規制の特例事項の内容	12 国工父週省 具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県 提案主体名	は 構想(プロジェクト)の名 称	提案概要
1181	11811010		現行法制上は、水防団員に対し、非常勤の消防団員に支払 われるような退職報償金を支給することが出来ないが、水 防団員に対しても非常勤消防団と同様の退職報償金を支給 できるようにする。	消防団員と水防団員はどちらも、地方自治法第203条第1項に規定する非常勤職員であるが、退職報償金については、地方自治法第204条の2により「法律又はこれに基づく条例」以外は支給することができない。消防団員は、消防組織法第15条の8の規定により支給できるが、水防団員は法規定がないため支給できない。特区により水防団対して同様の支給をすることにより水防に対して同様の支給を発や活動の活性化を図り、ひいては地域住民が主体となった地域ぐるみの防災意識や活動を促進する。	本市の中心部を貫流している長良川は、洪水に弱い天井川であり、上流部に調整ダムがないなどの特徴があり、ひとたび豪雨になると一気に増水し、過去には多くの大水害を引き起こしている。多くの市民はこれらのことを鮮烈に記憶しており、水防に対する意識が非常に強い地域である。また、それらの洪水時において、水防団員の役割は極めて大きいものがあり、今後もこれらの意識を現実の水防活動に繋ぎながら水防を専任とする水防団組織の維持を考えている。そのためには、同じ防災組織に所属している消防団員と水防団員の処遇面での不均衡を解消することにより、市民の水防への意識、さらには総合的な防災意識を育みながら、市民協働による災害に強いまちづくりに取り組んで行きたい。	岐阜県 岐阜市	市民協働による災害に強いまちづくが特区	本市は、中心部を長良川が貫流しており、過去に大規模な水害を幾度か経験している。以前よりは減少したというものの、これらの水害に対する市民の危機意識は極めて高く、こういう地域性と長い水とのかかわりの歴史の中で水防団は形成され、今後も総合的な防災体制確立の取り組みの中で重要な役割を担っている。このような背景の中で、現法制下においては、非常勤消防団と非常勤水防団について処遇面での格差があり、これを特区によって解消することにより、両者の連携を図り、専任水防団の士気を高めながら市民の防災意識や活動を育成することによって、市民協働による災害に強いまちづくりに取り組んでいく
1181	11811020	非常勤水防団活動の公 務とする範囲の拡大	消水兼任の消(水)防団員と専任水防団員が同じ水害等の 予防活動を行った場合、広範囲の活動が公務と認められて いる消(水)防団員は公務となり、専任水防団員の場合は 公務とならないという差が生じているため、水防団員の公 務範囲の拡大を図り、併せて基金の公務災害補償の対象範 囲も拡大を図る。	る活動以外は認められていない。しかし、消水兼任の消(水) 防団員は、消防組織法第1条などで広範囲の活動が認められて いる。水害等の予防活動を行った場合、消(水)防団員は公務 となり、専任水防団員は公務とならない。特区によりこの不均	消水兼任の消(水)防団員と専任水防団員が同じ水害等の予防活動を行った場合、広範囲の活動が公務と認められている消(水)防団員は公務となり、専任水防団員の場合は公務とならないという差が生じている。このように両団の処遇面での相違があり、このことが協調して活動すべき両者の関係を悪化させたり、市民の積極的な防災意識や活動を阻害しないように、両者の公務範囲の不均衡を解消することにより、市民の水防への意識、さらには総合的な防災意識を育みながら、市民協働による災害に強いまちづくりに取り組んで行きたい。	岐阜県(岐阜市	市民協働による災害に強いまちづくり特区	本市は、中心部を長良川が貫流しており、過去に大規模な水害を幾度か経験している。以前よりは減少したというきのの、これらの水害に対する市民の危機意識は極めて高くこういう地域性と長い水とのかかわりの歴史の中で水防団は形成され、今後も総合的な防災体制確立の取り組みの中で重要な役割を担っている。このような背景の中で、現法制下においては、非常勤消防団と非常動が防団について処遇面での格差があり、これを特区によって解消することにより、両者の連携を図り、専任水防団の士気を高めながら市民の防災意識や活動を育成することによって、市民協働による災害に強いまちづくりに取り組んでいく。
1455	14551010	農業用水に従属する かんがい以外の目的の 使用に係る河川法上の 水利権申請の緩和	・地域用小はかんかい用小の元主使属の	・農業用水を散居村の重要な地域資源として認知してもらうため、地域住民主体で地域用水を運用できるよう、散居村保全活動をとおして地域用水管理システムを構築する。 ・散居村の克雪対策としての消流雪用水の確保を農業用水から可能となる。	農業用水の水利権は、かんがいのみを目的として許可されているものであり、地域用水(防火、消雪、環境、生活、景観、地下水涵養など)の使用となると、かんがい用水以外の具体的な目的毎に別途権利を取得することとされているが、必要水量の算定が難しいこと、河川の流況に余裕がないことなどから、新規水利権の取得が困難であり、現行制度では散居村の地域住民の要望に応えることが困難である。	富山県	散居村保全地域用水 特区構想	庄川扇状地に広がる散居村の環境保全と水田 農業の持続的発展を 図るために、農業用水が有する地域機能のうち、かんがいに影響を与 えない消流雪用水や景観保持などに使用する用 水については、散居村 保全地域用水として位置付け、農業用水かん がい)として取得した 水利権の範囲において、地域が自由に使用できるようにする。
1459	14591010	発電水利権取得に係る 規制の緩和	RPS法認定に該当する発電水利権の水利使用区分については、特定水利使用の適用除外とする。	農業用水と未利用水に係る発電水利権を取得し、効率的な、農 業用小水力発電の推進を図る。	発電水利権を取得する場合、発電規模にかかわらず全て特定水利使用区 分に位置付けられている。	富山県富山県	ふるさと創造小水力発 電プラン	農業用水に従属しない新たな発電水利権取得手続きの簡素化を図るとともに、土地改良施設の利用に伴う補助金などの負担・規制緩和により、民間企業が参入しやすい条件を整備し、採算性の高い効率的なRPS法認定の農業用小水力発電を推進する。また、発電施設の建設に際しては、農林水産省と経済産業省の補助事業を組み合わせて実施できるような規制緩和を行う。

+# +₽ / <b>-</b> ₽			(4元)			
構想(ブロジェクト)管理 番号	規制特例提 案事項管理 番号 規制の特例事項の内容 名)	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県 名	提案主体 名	構想(プロジェクト)の名 称
1216	水利権協議に係る規制 6 12162090 緩和 は届出による手続とされたい。		既存の土地改良施設で小水力発電を行う場合、発電水量は既設農業水利権の範囲内でしか運用できない。また、新たに水利権を取得するには、 多大の時間と労力を費やすこととなる。 〔	栃木県	那須野ヶ 原土地改 良区連合	特例市としての利点を生かすことが可能とされる 7市町村合併を見据えた広域的視点で 感じる 自然、豊かな緑、そよく風の高原』をコンセプト に、観光産業の再興、農畜産物の有機化を図 り、農業特産物の生産と食育推進、森林、畜産パイオマス・水力等の自然エネルギーの地産地消 による、窒素循環産業の創設を行うことにより、 新たな地域雇用創出を生み出すとともに、乱開 発によって蝕まれている那須野ヶ原地域におけ る地域再生を図る。那須野ヶ原グリーンツーリズムの一元化と情報発信システム構築、地域農産 物のオーガニック化の実施により、食育を主眼と した体験プログラムの構築。森林、畜産パイオマ ス等によるエコパワーセンターの整備を行う。
1402	河川の流水を占用許可 足尾町松木地区の地域 河川区域内の土地占有許可 再生事業に伴う河川法 河川区域内の土地において工作物の設置許可 河川区域内の土地において土地の掘削、盛土若 その他土地の形状を変更許可	事業展開ができない地域であります。また、国の事業により工 事用道路が設置されておりますが、安全性の面からも町道に認	現在、松木地区は歴史的な背景から、国、県により治山・治水事業が実施され立ち入りができない状況であります。しかし、足尾町の歴史は足尾銅山の歴史であり日本の近代化の歴史ともいえます。その大きな産業遺産が松木地区の荒廃裸地した山々であり全国どにもない足尾の特徴ともいえます。この地区は足尾町の地域再生の資源として活用するために住民(NPO等)、大学、企業、行政(国、県、町)が連携し、環境保全の大切さと環境破壊の恐ろしさを後世に伝えていくための事業展開には河川法の弾力的運用が必須であります。	彻水朱	足尾町	足尾町は、昭和48年足尾銅山の閉山以降、過疎化と少子高齢化が進行するなど厳い1状況におかれております。このような状況の中、町では、町内に点在する産業遺産等をネットワーク化することで全町を博物館化するエコミュージアムあしおの創造を策定し、地域資源を総合的に見せながら足尾を学び、楽しむ施策を進めております。しかし現状では、銅山観光」が単体で機能し保存れているのみで、それ以外の銅山の発展の歴史と公害の克服の歴史といった。非常に特色のある資源が点在し残されております。他にはないホンモノの資源を保存することにより、地域の文化を再認識し伝える文化的効果と交流人口を増やす経済的効果が期待できます。
1470	河川法並びに河川敷地 許可準則に特例を設 け、2級河川の一部に 置がけをし、第三セク ター方式で、駐車場 駐輪場を作れる特例の 提案	2級河川呑川、内川の一部に蓋がけをして駐車場、駐輪場を作りその利益で河川汚染の浄化の費用とする。これにより同時に蒲田駅周辺の無断駐輪を排除し通行の安全を確保するという、公共的な事業である。私と区、または都の第三セクター方式とするとし、2段階の浄水、汚濁の除去によって、河川の汚染をなくし、湾の汚れも綺麗になりかつ蒲田駅周辺の通行の安全を確保する。過去、河川敷地専用許可については、河川法24条、同26条、河川敷地許可準則第2章第6、第71項三号及び五号の基準に適合せず、不許可処分。	る。浦田駅向近の無断駐輪を排除しないと、交通の安全が確保できない。駐車場駐輪場を作ることで、交通の安全が確保され、その資金によって呑川の汚染が改善される。法令の規制がある限り、土地の確保が 数上したけでなくませな雰囲があかり、スレスは佐用会用がラインに実	東京都	北田卓志	2級河川吞川、内川の一部に蓋がけをして駐車場、駐輪場を作りその利益で河川汚染の浄化の費用とする。これにより同時に蒲田駅周辺の無断駐輪を排除し通行の安全を確保するという公共的な事業である。私と区、または都の第三セクター方式とするとし、2段階の浄水、汚濁の除去によって、河川の汚染をなくし、湾の汚れも綺麗になりかつ蒲田駅周辺の通行の安全を確保する。過去、河川敷地専用許可については、河川法24条、同26条、河川敷地許可準則第2章第6、第71項三号及び五号の基準に適合せず、不許可処分。
1479	背後が山、前面が川という山間部における道 14791010 河川法の規制緩和 るためには、莫大な費用がかかる。河川の有効 方法での解決が必要である。	略を確保す 町道湯2号線は幅員が狭く、車両のすれ違いが困難であるため、須雲川の上空を占用し、道路の拡幅、歩道の張り出し部を整備し、車両の通行並びに歩行者の安全確保を図るものである。	現在、町道湯2号線の歩道部は須雲川に張り出す状態で設置されているが、これを改修するには、須雲川の上空を占用し、工事を行わなければならないが、河川法の規制により実現ができない。この規制について、特例を適用することにより、河川の上空を占用し、工事を実施することとしたい。 また、温泉場特有の風情が残っている場所であり、歩行者の保護等交通安全面からも必要であることから、歩道の張り出し部を整備していきたい。		箱根町	背後が山、前面が川という山間部において道路 を確保するためには、莫大な費用がかかる。河 河川の縦断占用特区 河川の上部空間については、河川法により建築物 等の設置が原則認められないが、安全性を確保 した上で一定の空間利用を認めることで、新たに 経済価値の高い建築可能な空間を生み出す。
1642	温泉療法を保険治療と し、石川河川敷を利用 河川敷の有効利用をはかり、石川河川敷に温泉 した温泉療法センター りた温泉療法センター 特区を造る。		温泉療法は単にお風呂に入るということだけでなく、身体のリハビリ効果や、人間関係のコミュニケーションの場所として、精神的、心理的な癒し効果が非常に大きなものがあると考えられます。ちょうどこの石川は地元からの公園整備の声も上がっており、保険治療としての温泉リハビリと、温泉浴の後の自然散策は心身の大きな健康増進効果をもたらすものと考えます。	十個位		温泉療法は単にお風呂に入るということだけでなく、身体のリハビリ効果や、人間関係のコミュニケーションの場所として、精神的、心理的な癒し石川河川敷を利用した効果が非常に大きなものがあると考えられます。 温泉療法センター特区 ちょうどこの石川は地元からの公園整備の声も上がっており、保険治療としての温泉リハビリと温泉浴の後の自然散策は心身の大きな健康増進効果をもたらすものと考えます。

				12 国土交通省	(付位 <i>)</i>				
構想(プロジェクト)管理 番号	規制特例提 案事項管理 番号	規制の特例事項(事項 名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県 名	提案主体 名	構想(プロジェクト)の名 称	提案概要
1390	13902030	河川敷地内の占用許認 可要件の緩和	河川管理者外の河川敷地内における自然環境の再生事業と 伝統文化・教育・広域的な人事交流、物流・情報交換を図 るためイベントの開催等の許認可要件の緩和	平田IC整備によって改変された土地で「里山」の整備を進めるとともに、北須川の水質浄化を行いながら「ホタルのせせらぎ」やビオトープの整備を行いながら自然環境の再生を図るとともに、環境学習の場を提供する。	河川敷地内でのイベント開催における許可要件の緩和をお願いしたい。	福島県	福島県平田村	活性 交流促進事業構想	平田村の美しい自然や環境、多彩な産業展開への取り組みを背景に、あぶくま高原道路平田に整備のインパクトを生かして、持続発展的な地域経済の活性化と、周辺市町村はもとより広域的な観光・文化交流を促進するため、平田に周辺地域においてハード・ソフト両面から、 道の駅ひらた。整備計画
1384	13842010	河川区域内の土地においける、土地の掘削等の許可に係る弾力化	事業区域において、四季の花を植生する場合などにおいて、河川区域内の土地の掘削等の許可について、河川管理者から民間団体、NPO、法人に河川占用許可を弾力化して許可をあたえる。	河川占用許可の弾力化により必要な盛土や掘削等を行ない、四 季の花を植生させる。	花を植生する場合などには、河川管理者の占用許可が必要となるが、河川敷地の占用主体については、国、地方公共団体等の公的主体に限定されている。市民のニーズに対応した事業展開が求められることから、占用主体の拡大を図り民間団体等に河川占用許可を弾力化して許可をあたえる。	神奈川県	神奈川県厚木市	河川敷を利用した 四季の花のまち,推進事業	河川敷の未了、完了によって河川区域内の占用 許可の対応方法をそれぞれ弾力化していただき たい。 (1) 改修が未了の場合 現況の許可制度を基本として、一定区域を定め た許可を受けた後、その区域内においては、届 出制により各事業の実施を可能とする。 (2) 改修が完了の場合 全区域において包括的許可基準を定め区域内 における行為を届出制とする。
1633	16332030		【その他】 民間団体が河川区域内においてサッカーグランド等を整備 することを可能とする。	利根川河川敷の河川区域において,NPOや旅館組合等が主体と	河川区域の占有許可を受けることのできる者については,基本的には公共性・公益性を有する団体にのみ認められている。しかし,サッカーグランドは容易に原状回復が可能であり,占有施設としても認められていることから,NPOや旅館組合等の民間団体が設置主体であってもこれに係る占有許可を認めることとする。		茨城県	カシマスポーツ交流空間 創造 プロジェクト	対象地域は、自然環境、地理的条件に恵まれ、サッカー、トライアスロン、サーフィン、テニスなど非常に多くの大会が開催されるなどスポーツが盛んであり、また、更に需要が見込める地域である。特に、リリーグ鹿島アントラーズのホームタウンとしてサッカーの盛んな地域であり、これを生かし、サッカーを中心としたスポーツ合宿に取り組み、多くの経済効果をもたらしている。このような地域の特徴を生かして、域内全体で官民が一体となって誘客等のマネジメント組織を整備しながら、拠点となる新たなスポーツ施設の整備、民間による施設の拡
1239	12391020	ダムの放水操作規則の 緩和	ダム放水後の水位決定の弾力化		大野ダム放水後の水位の低下は最大18mになり、通常水面下の部分が露出しダム湖の景観を損ねている。	京都府	京都府美山町	想	本町は、これまでの継続的な地域づくりの成果として、年間70万人を越える来訪者を数える。しかし、少子化を主たる原因とする人口の減少には歯止めが利かず、地域を支える担い手が不足する危機感が高まっている。地域住民の持続的な地域づくりの取り組みと都市側住民を中心とした間接的な外部からの新たな支援を生む仕組みづくりが急務である。この協働の地域づくりによってかやぶき民家に象徴される自然豊かな日本の原風景を残し、日本一の田舎を実現する。そのために、多様な農業の担い手対策や遊休農地の利用、有害散渡害などの対策による農林業の振興、景観や環境保全の取り組みとグリーンツーリズムによる一層の交流事業を推進する。
1387	13871010	収用委員会の設置に関 する特例	収用委員会の設置は、土地収用法で都道府県知事の管轄 の下に設置するよう規定されているが、収用委員会の委員 が任命されない場合に、市町村又は一部事務組合のレベル で収用裁決事務を直接行うことを可能とする制度を創設す る。	市内に存在する用地買収未解決物件の収用裁決を実施する。	公共の利益となる事業に必要な土地等の収用または使用に際し、土地収用法に基づく収用委員会は不可欠の存在であるが、千葉県は、全国で唯一、昭和63年から16年間にわたって収用委員会の委員が全て欠員となっており、土地収用法に基づく機能が不全となっている(土地収用法が予定している裁決、和解、あっせん、仲裁のいずれの手続もできない)この状況から、県内自治体の公共事業において用地買収における1過剰要求等の様々な弊害が出ているのが現状であり、市民生活に大きな影響をもたらす公共事業の円滑な進行を図るためにも、市町村又は一部事務組合が直接収用裁定事務を行うことができる制度の創設を強く要望する。	千葉県	野田市	収用委員会の設置に 関する特例	収用委員会の設置は、土地収用法で都道府県 知事の管轄の下に設置するよう規定されている が、収用委員会の委員が任命されない場合に、 市町村又は一部事務組合のレベルで収用裁決 事務を直接行うことを可能とする制度を創設す る。

12 国土交通省 (特区 )								
構想(プロジェクト)管理 番号	規制特例提 案事項管理 番号	規制の特例事項(事項 名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県 名 名	構想(プロジェクト)の名 称	提案概要
1522	15221010	土地収用法に基づく事 業認定申請の提出書類 の緩和	事業認定申請時に必要とされている建物の配置・平面等の 図面添付について、基本構想の策定及び議会の承認等によ り代替できるように緩和する。	新庁舎建設事業を円滑に推進し、中心市街地の再生や活性化を図るため、本事業においては、土地収用法に基づく事業認定を受け、租税特別措置法の特別控除を適用させる必要がある。現在、認定にあたっては基本設計をまとめ、配置・平面等の図面を添付しなければならないとされているが、移転する地権者にとっては移転に2~3年の期間を要する場合もある。したがって、本事業に関する基本構想の策定及び議会の承認等により計画の概要が明確になった段階において認定されれば、地権者に十分な検討時間を与えることができ、もって事業の円滑な推進が図られる。	現行制度の中で添付書類とされている配置・平面等の確定した図面については、十分な検討時間を要する。特に本事業のような大規模な施設となると、市民・議会等との十分な議論の上に作成しなければならない。一方で、用地取得を円滑に進めるためには土地収用法に基づく租税特別措置法の特別控除を適用させたい。したがって、基本構想の策定及び議会の承認等が行われる事業の初期の段階で事業認定が適用になるようにするため。	福島県福島市	中心市街地のまちづく リル代ラ新庁舎建設事業	新庁舎建設事業を円滑に推進し、中心市街地の再生や活性化を図るため、土地収用法に基づ〈事業認定を受け、租税特別措置法の特別控除を適用させる必要がある。 そのため、認定にあたっては基本設計をまとめ、配置 平面等の図面を添付しなければならないとされているが、これを新庁舎に関する基本構想の策定及び議会の承認等をもって認定されるようまた、認定の効力についても1年から3年に延長されように緩和する。
1522	15221020	土地収用法に基づく事 業認定の効力期間の延 長	土地収用法に基づく事業認定がなされた場合のその効力期 間を1年から3年に延長する。	事業認定は、告示の日から1年以内に裁決申請をしないとその効力が失効してしまうが、本事業のように多くの地権者等(約63人)を対象としている場合、それぞれに事情があり、一概に裁決申請するべきものではなく、個々の事情を考慮しながら用地交渉を進めるべきと考えるが、すべての地権者と1年以内で話し合いをまとめることは困難を極める。したがって、事業認定の効力を1年から3年に延長することにより、地権者との十分な契約交渉期間を確保しながら事業の円滑な推進を図る。	本事業のように多くの地権者を対象とする用地取得においては、個々の事情を十分考慮して対応しなければならず、すべての地権者との契約を1年といった限られた期間に限定するのではなく、また、1年を経過するからといって一概に裁決申請をするのではなく、それぞれの事情に応じて対応する必要があるため。	福島県福島市	中心市街地のまちづくりに伴う新庁舎建設事業	新庁舎建設事業を円滑に推進し、中心市街地の再生や活性化を図るため、土地収用法に基づく事業認定を受け、租税特別措置法の特別控除を適用させる必要がある。そのため、認定にあたっては基本設計をまとめ、配置、平面等の図面を添付しなければならないとされているが、これを新庁舎に関する基本構想の策定及び議会の承認等をもって認定されるようまた、認定の効力についても1年から3年に延長されように緩和する。
1568	15681010	土地の現況地目の異動前における地籍調査事 業による分筆の実施	公共事業の用地取得計画地について、周辺部を含めて地籍 調査事業を行えることとし、買収用地の分筆を地籍調査事 業により実施することができれば、公共事業測量と地籍調 査測量を一体的に行うことができる。また、成果品として 不動産登記法第17条地図を登記所に備え付けることが可能 となり、地籍の明確化が推進される。	地籍調査と公共事業用地測量を連携して実施することで、全ての測量成果が不動産登記法第17条地図として登記所に備え付けられることができ、地籍の明確化が推進される。さらに、公図と現況の相違等で難解な分筆登記が確実に実施され、公共嘱託登記の合理化が図られる。	地籍調査と公共事業用地測量は別々に発注され、使用する作業規程も 別々であり、公共事業での測量成果は地図を作製しないことから地籍の 明確化にならないため、別々の事業を一体的に処理することで、測量の 重複を避けることができる。	静岡県 掛川市	公共事業連携地籍整備推進構想	市内に高精度に設置された公共基準点を活用し、市内各所で実施される公共事業と連携して地籍調査事業を合わせて実施し、事業における登記事務の合理化と、地籍の明確化を合わせて進め、不動産登記法第17条地図としての備え付けを推進する。また、公共用地管理の推進を合わせて進められるよう、地籍調査の権限を拡充するとともに、登記所における測量成果の座標値による管理やその公開手法および地図(地図に準ずる図面)の更新方法と基準点との関係について技術的、法制度的に整合を図っていただき、さらに、地籍調査事業の円滑化のため、事務処理及び事務手続きの簡素、合理化を行い、地籍の明確化を推進する.
1568	15681020	公共測量作業規定と地 籍調査作業規定準則の 共通化、一本化	1の特例事項を満たすため、土地境界測量及び基準点測量について、その体系と精度管理について、地籍調査事業測量と公共測量の整合を図っていただきたい。公共測量作業規程では、土地改良、土地区画整理等と基準点部分などで整合を図りながら作成されているが、地籍調査作業規定準則とは、全く整合性のない作業規程となっている。 上記1の事項を実現するためには、作業規程の準用や、相互利用を可能にすることで、測量法第1条目的としての、測量の重複を避けることができる。	公共事業と地籍調査測量が連携できることで、地籍の明確化が促進される。	測量に関する作業規定が事業により異なり、その内容についても、作業手法、精度管理等に整合がないことで、全庁的に一元化された成果品の管理を行うための事務手続きが煩雑になっており、唯一整合性のない地籍調査作業規定準則について、所用の変更を行い、土地境界測量成果の一元的な管理を可能にすることで、地籍の明確化を促進したい。	静岡県 掛川市	公共事業連携地籍整 備推進構想	市内に高精度に設置された公共基準点を活用し、市内各所で実施される公共事業と連携して地籍調査事業を合わせて実施し、事業における登記事務の合理化と、地籍の明確化を合わせて進め、不動産登記法第17条地図としての備え付けを推進する。また、公共用地管理の推進を合わせて進められるよう、地籍調査の権限を拡充するとともに、受記所における測量成果の関係にではよる管理やその公開手法および地図(地図に準する図面)の更新方法と基準点との関係について技術的、法制度的に整合を図っていただき、さらに、地籍調査事業の円滑化のため、事務処理及び事務手続きの簡素 合理化を行い、地籍の明確化を推進する。

			12 国土交通省	(行位)				
構想(プロジェクト)管理 番号	規制特例提 案事項管理 番号	規制の特例事項(事項 名) 規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県 名	提案主体 名	構想(プロジェクト)の名 称	提案概要
1568	15681040	一元化以前に官有地へ 転を可能としていただきたい。また、譲与済みの法定外公	地境界のみでなく土地としての権原を明確にした管理が可能となる。また、未着手市町村等に対して、地籍調査事業を実施する動機付けとなる。	地籍調査では、道路・河川等の長狭物内については現地確認不能地として処理して良いこととなっているが、公共用地管理の観点からは、個人名で残っている土地や法定外公共物の確定ができず、道路の付け替え等による登記処理ができないこととなってしまう。このような土地についても、地籍調査事業の中で処理できれば、実施主体である市町村としてのメリットが生まれ、事業が促進される。	静岡県	掛川市	備推進構想	市内に高精度に設置された公共基準点を活用し、市内各所で実施される公共事業と連携して地籍調査事業を合わせて実施し、事業における登記事務の合理化と、地籍の明確化を合わせて進め、不動産登記法第17条地図としての備え付けを推進する。また、公共用地管理の推進を合わせて進められるよう、地籍調査の権限を拡充するとともに、登記所における測量成果の座標値による管理やその公開手法および地図(地図に準ずる図面)の更新方法と基準よとの関係について技術的、法制度的に整合を図っていただき、さらに、地籍調査事業の円滑化のため、事務処理及び事務手続きの簡素 合理化を行い、地籍の明確化を推進する.
1568	15681080	地籍調査事業にかかる 事務手続きの簡素化に る。また、GIS整備を進めているのに、同類の調査が年間に何度もあり、事業推進そのものに支障が出ているより、職員の負担を軽料についてはデータでの情報交換がないなど、事務手続き減し、事務への専念時間を確保して、事業を GISデータでの情報交換又は出力図により申請が可能な促進せる。事務事業 の簡素化	事業大郎可回囚、事業財産制宜囚及び中間区域囚に、は13 データでの情報交換が出来ることで、位置精度を高めた資料が 作成されると同時に 事務が理の会理化が可能とたる	例年、調査の進捗等に関して同様の調査が繰り返されているが、以前提出した資料があるにもかかわらず、過去に調査された項目を繰り返えし調査しており、これに係る事務量が本来の地籍調査の業務に負担を与えているため。		掛川市	公共事業連携地籍整 備推進構想	市内に高精度に設置された公共基準点を活用し、市内各所で実施される公共事業と連携して地籍調査事業を合わせて実施し、事業における登記事務の合理化と、地籍の明確化を合わせて進め、不動産登記法第17条地図としての備え付けを推進する。また、公共用地管理の推進を合わせて進められるよう、地籍調査の権限を拡充するとともに、登記所における測量成果の座標値による管理やその公開手法および地図(地図に準ずる図面)の更新方法と基準する図面のの更新方法と基合を図っていただき、さらに、地籍調査事業の円滑化のため、事務処理及び事務手続きの簡素、合理化を行い、地籍の明確化を推進する.
1568	15681090	公共測量実施計画書の 付図の作成について は、掛川市土地情報シ ステムによる出力図で も対応可能としていた だきたい。 原則として国土地理院発行の地形図を用いることとなって いる公共測量実施計画書の付図作成については、掛川市が 構築した土地情報システムに登録されている地形図、三角 点、基準点等の情報を活用した図面でも対応可能とするこ だきたい。	地形図の表示項目を設定しておくことで、必要な項目を表示、 印刷できる。また、事業計画区域を合わせて登録することで、 区域管理を同時に行うことが可能となる。	公共測量実施計画書の作成には、地理院発行の地形図を使用することとされ、手元にない場合には手続きにも支障が生じる。また、図面の切り貼りやおおよその図形の書き込みしかできず、事務と連携した処理ができないため。	静岡県	掛川市	備推進構想	市内に高精度に設置された公共基準点を活用し、市内各所で実施される公共事業と連携して地籍調査事業を合わせて実施し、事業における登記事務の合理化と、地籍の明確化を合わせて進め、不動産登記法第17条地図としての備え付けを推進する。また、公共用地管理の推進を合わせて進められるよう、地籍調査の権限を拡充するとともに、登記所における測量成果の座標値による管理やその公開手法および地図(地図に準ずる図面)の更新方法と基準点との関係について技術的、法制度的に整合を図っていただき、さらに、地籍調査事業の円滑化のため、事務処理及び事務手続きの簡素 合理化を行い、地籍の明確化を推進する.
1656	16561010	一般貸切旅客自動車運 送事業の許可 最低車両台数の3台を1台に緩和していただきたい	小規模バス会社の設立と運営により交通不便な高知県内での観光(体験型観光)活性化を促進する (内容的には別紙事業提案書を参照) 従来の名所旧跡等の見物型観光に加え、自然のフィールドを 使ったアウトドアスポーツなどの体験型観光で高知への観光客 数を増やし、観光収入を増やし、付随する2次的収入(農産物の お土産等)を増やす			有限会社 高知パレ スホテル		交通不便な高知県において観光産業を活性化するために、従来の旅行業者の企画 催行する ツアーでは対応し切れていない観光客のニーズ を実現する小規模で、融通性の利ぐツアーをタクシー以上、大型 中型バス以下の小型バスを使い、運転手自らが高知観光をナビゲート出来る バス会社を立ち上げたい。例えば、高知市内で宿泊しているお客様が日帰り若しばは 1泊程度の高知県内での小規模ツアー 一言野川でのラフティング(ゴムボートでの激流下り)を体験する ~ ラフティング手配から送迎までを請け負うバス会社 ~ 西部地方でのスキンダイピングを体験する ~ スキンダイピングの手配から送迎までを請け負う

				12 国土父通省	(44位 )		1		
構想(プロジェクト)管理 番号	規制特例提 案事項管理 番号	規制の特例事項 (事項 名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県 名	提案主体 名	構想(プロジェクト)の名 称	提案概要
1484	14841010		道路運送法第6条第1項における車両数の最低車両数が、営業区域ごとに3両という数量を緩和し、1両でもよいという緩和措置が必要	大阪の街と川(水域)をつなげる新たな交通手段として、水陸両用バスを、新たな大阪の観光資源水運を活性化するために定期乗合、貸切として活用してゆきたいと考えている。現在、3頃年に高い水陸両用車活用時期であり、水都観光節を大阪の戻せる名にも、すぐに活用することが、大阪の元気を取りであると考えている。水陸両用車は、陸を走のりにも車両の形が珍しいこともあり、大阪の元気を取りであると考えている。水陸両用車へ々の乗りであると考えているともあり、大阪の元気を乗りでしている。水陸両用車のでは、下ーマルの原にも車両の形が珍しいこともあり、大阪の元気を集らいこととなる。ことからより一層わくの対感がスの営業の促進、現在大阪で考えられている観光船の事業のに進、現在大阪で考えられている観光船の表えている。まり、日本の街と川東での展開を考えているが、これらが、各都市の街と川東での展開を考えているが、これらが、各都市の街と川東でのとなげる。ならに、水として発展していくことも期待している。な質浄化へとの関心が向くことを期待している。	0	大阪府	利活動法 人 大阪	x - 人版の街 O II (小 う域 )をつなげる新たな 交通手段 -	大阪の街と川 (水域 )をつなげる新たな交通手段として、水陸両用バスを、新たな大阪の観光資源水運を活性化するために定期乗合、貸切として活用してゆきたいと考えている。しかし、道路運送法第6条第1項における車両数の最低車両数が、営業区域ごとに3両必要であり、年間1台に限られた輸入数約1年かかる様々なテストなどにより、定数に達するには、後、4年を必要とする。人々の関心が川に向けられている現在こそが、水陸両用車活用時期であり、すぐに活用することが、大阪の元気を取り戻せるタイミングであると考えている。
1263	12631060	自動車運送法の規制緩 和	・NPO法人が、会員の自家用貨物自動車を使用し、有償での 地元農産品等の宅配事業を可能としたい。		・農産品の地産地消を進めるために、NPO役員や会員の自家用貨物自動 車で有料の宅配事業を実施する場合、道路運送法第80条の「有償で運 送の用に供してはならない」の条項に抵触するため、構想の事業実施が 困難である。	青恭県	青森県八戸市、仮NPO法人	(を)はちのへ農援隊特区 構想	基幹産業が農業である近隣町村と八戸市など都市部の持つ マンパワー」などを町村の地域資源と結びつけることで、農業関連ビジネスの振興を図り、生産者の所得向上につなげる。NPO法人や株式会社の農地取得容認、漕税法緩和による濁酒やワイン醸造、販売、地産地消をキーワードとした農産品や加工品の宅配に限り、自家用貨物自動車の有償運送事業を容認等を導入により、当該地域の活性化を図る。
1554	15542010	乗合いタクシーの許可 に関する基準の弾力化 等	新交通システム(伊達ライフモビリティ事業)は、会員制、予約制、乗合い方式で戸口から戸口までの生活支援輸送システムであるため、乗合いではあるがタクシー事業に準じる運行形態と思われること、予定している車輌は最大 7人乗車人数10人乗りのボンゴ車で、乗客は最大7人無のと考えていることから、現道路運送法では「一般乗用旅客自動車運送事業」と「一般貸切旅客自動車運送事業」との許可を受け、更に第21条2の許可が必要である。さらに「一般乗用旅客自動車運送事業」における最低車両数は、離島等を除き営業区域内人口が50万人未満	か、ハスにプロでは中内値場路線は「日任復3度、6度しかなく助」  成制度により運行維持している実態である。この実態を踏ま	0	北海道	伊達市	少子高齢社会に対応した豊かなまちづくり計画 ~ 伊達ウェルシーラント構想の実現を目指して~	積雪寒冷地の北海道にあって、比較的温暖な気候特性などから人口が増え続けている数少ない地方都市である。医療福祉施設や、大型店舗・金融機関などが集積した都市基盤を形成しているが、人口の増加と共に高齢者人口も増えており、高齢者をはじめとする住民の生活の質を高め、生涯安心して暮らせるまちづくりが求められている。そこで、多様な住環境整備や新交通システムの整備を推進し、新たな生活サービス産業の創出、雇用拡大を図るシステム構築を官民協働で行うことにより、少子高齢社会対応型の地域再生を目指す。
1554	15542020	乗合いタクシーの許可 に関する基準の弾力化 等	新交通システム (伊達ライフモビリティ事業)は、会員制、予約制、乗合い方式で戸口から戸口までの生活支援輸制とステムであるから、乗合いではあるがタクシー事業に準じる運行形態と思われること、予定している車輌は最大乗車人数10人乗りのボンゴ車で、乗客は最大7人までを限度と考えていることから、現道路運送法では「一般乗用旅客自動車運送事業」と「一般貸切旅客自動車運送事業」との許可を受け、更に第21条2の許可が必要である。しかし、乗合いタクシーは新しい一つの運行形態であると思われることから、第21条許可における制度上の	公共交通としては、JR、バス(1社)、タクシー会社(2社)があるが、バスについては市内循環路線は1日往復3便、6便しかなく助成制度により運行維持している実態である。この実態を踏まえ、生活の足を確保するため会員制、予約制、乗合い方式の戸口から戸口までの生活支援輸送システムである乗合いタクシーについて平成15年度、夏期と冬期に4ヶ月間の実証実験を行ったが、負担軽減を図った利用料金の設定、顔なじみの運転手が利用者の乗降への手助けなどをしたことにより、お出かけ先、頻度とも増加している状況にあり、実験後に実施したア	0	北海道	伊達市	少子高齢社会に対応した豊かなまちづくり計画 ~ 伊達ウェルシーラント構想の実現を目指して~	積雪寒冷地の北海道にあって、比較的温暖な気候特性などから人口が増え続けている数少ない地方都市である。医療・福祉施設や、大型店舗・金融機関などが集積した都市基盤を形成しているが、人口の増加と共に高齢者人口も増えており、高齢者をはじめとする住民の生活の質を高め、生涯安心して暮らせるまちづくりが求められている。そこで、多様な住環境整備や新交通システムの整備を推進し、新たな生活サービス産業の創出、雇用拡大を図るシステム構築を官民協働で行うことにより、少子高齢社会対応型の地域再生を目指す。

構想(プロジェクト <u>)</u> 管理	規制特例提 案事項管理 番号	規制の特例事項 (事項 名)	規制の特例事項の内容	12 国工交通有 具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県	提案主体 名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
番号		利用者の立場に立った タクシー運賃	現在ゾーン制となっているタクシー運賃を撤廃し、より柔 軟なシステムとする。また、小型・中型別料金制度をやめ て、同一料金とすることができるようにする。	用者が増え、ドライバーの所得や企業のキャッシュフローは良くなる。現在、運賃はゾーン運賃制度となっており、上限下限	和すれば、逆に発展する可能性を大きく秘めていると考えられる。	大分県		利用者の立場に立っ たタクシー利用活性化 プロジェクト	今、皆さんは気持ちよくタクシーを利用できていますか。料金が高い、車両が窮屈だ、ドライバーの態度が悪いなど、多くの不満を抱えていませんか。タクシー業界にいる私たちは、多くの人に安く快適に利用してもらいたいと思っていますが、その思いを充分に伝えるためには、まず規制緩和により料金を下げる必要があると考えています。タクシーを多くの人が利用するようになれば、環境にも優しい取組になります。合わせて、タクシーの安全運行のための条件整備も重要な課題ですから、地域の実情にあった柔軟な対応ができるようお願いしたいと考えていま
5068	50680001	道路運送法80条第 1項 による福祉有償運送の 許可基準 (使用車両)の 緩和と早期の全国化	国自旅240号通達の4. ②)使用車両」について、福祉有償運送の場合は、いわゆる福祉車両のみの使用が認められているが、普通車両の使用も認めるべきである。また、本年度実施される構造改革特区事業が上記のモデル実施にあたるが、1年間の特区実施を待つことなく、早急に全国化すべきである。	普通車両を使用した移動制約者の通院通所その他の外出支援サービスを実施する。	普通車両を使用した非営利移動、移送サービスは全国で実施されており、移動制約者のニーズは福祉車両に限定されていないから。全国化された道路運送法80条第 1項の福祉有償運送の許可基準では、普通車両による活動については許可申請ができない。事務連絡等でおおむ2年をめどに許可を取ることされている中で、申請の道が開かれていないことは、担い手を激減させ、移動制約者のニーズを放置することにつながるから。	0	特定非営 利人 福援セ ンター		0
5088	50880001	ボランティアによる福祉 有償車両	法令等による規制の撤廃	セダン特区の早急な全国展開の実施	内閣府のセダン特区の申請期限までにNPOと地方自治体との協議が整わない場合或いはNPOに情報が届かず、制度のついてである場合にはセダン型等の一般車両の使用許可w受けることができない。セダン型等の一般車両はボランテアによる福祉有償運送にひろく使用されており、無許可使用となる事態が続発すると懸念される。	0	特定非営 利活動法 人北九州 あいの会		0
5049	50490001	ボランティアによる福祉 有償運送	法令等による規制の撤廃	セダン特区の早急な全国展開の実施	内閣府のセダン特区の申請期間までにNPOと地方自治体との協議が整わない場合或いはNPOに情報が届かず制度について無知である場合にはセダン型等の一般車両の使用許可を受けることが出来ない。セダン型等の一般車両はポランティアによる福祉有償運送にひろく使用されており無許可使用となる事態が続発すると懸念される。	0	特定非営 利活動法 人い福祉北 九州		0
5049	50490005	ボランティアによる福祉 有償運送	法令等による規制の撤廃	私用車両 セダン型等の一般車両」の記載がない。	道路運送法第80条第一項の許可用件に セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」とあるが、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(3)使用車両 にセダン型等の一般車両の記載がない。 セダン型等の一般車両」を使用車両として記載して頂きたい。	0	特定非営 利活動法 人い福祉 ルイル州		C

構想(プロジェクト)管理	規制特例提 案事項管理 番号 規制の特例事項(事項 規制の特例事項の内容 名)	12 国土交通    具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体 名	構想(プロジェクト)の名 称 提案概要
番号	国自旅240号诵達の4 名)使用原	分の使用が認められている 同も認めるべきである。また、  普通車両を使用した移動制約者の通院通所その他の外出支援も 事業が上記のモデル実施にあ   ピスを実施する。	普通車両を使用した非営利移動、移送サービスは全国で実施されており、移動制約者のニーズは福祉車両に限定されていないから。 - 2004.3.31付けで全国化された道路運送法80条第 1項の福祉有償運送の許可基準では、普通車両による活動については許可申請ができない。事務連絡等でおおむね 2年をめどに許可を取ることとされている中で、申請の道が開かれていないことは、担い手を激減させ、移動制約者のニーズを放置することにつながる。		移動サー ビス動 市全国 ネットフ ク	0
5088	50880005 有償運送 法令等による規制の撤廃	使用車両に セダン等の一般車両」の記載がない。	道路運送法第80条第一項の許可用件に セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」とあるが、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(3)使用車両 にセダン型等の一般車両の記載がない。 セダン型等の一般車両」を使用車両として記載して頂きたい。	0	特定非営 利活動法 人北九州 あいの会	0
5089	50890001 ボランテアによる福祉 有償車両 法令等による規制の撤廃	セダン特区の早急な全国展開の実施	内閣府のセダン特区の申請期限までにNPOと地方自治体との協議が整わない場合或いはNPOに情報が届かず、制度のついてである場合にはセダン型等の一般車両の使用許可w受けることができない。セダン型等の一般車両はボランテアによる福祉有償運送にひろく使用されており、無許可使用となる事態が続発すると懸念される。	0	特定非営活動活力を対ける。	0
5089	50890005 有償運送 (法令等による規制の撤廃	使用車両に セダン等の一般車両」の記載がない。	道路運送法第80条第一項の許可用件に セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」とあるが、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(3)使用車両 にセダン型等の一般車両の記載がない。 セダン型等の一般車両」を使用車両として記載して頂きたい。	0	特定非営法人人をする。	0
5097	、 50970001 ボランテアによる福祉 法令等による規制の撤廃 有償車両	セダン特区の早急な全国展開の実施	内閣府のセダン特区の申請期限までにNPOと地方自治体との協議が整わない場合或いはNPOに情報が届かず、制度のついてである場合にはセダン型等の一般車両の使用許可吸受けることができない。セダン型等の一般車両はボランテアによる福祉有償運送にひろく使用されており、無許可使用となる事態が続発すると懸念される。	0	特定非営利活動法人くらいたすの会	0

+# ★日 / →			12 国土交通省 	(40匹)			
構想(プロジェクト)管理 番号	規制特例提 案事項管理 番号	規制の特例事項(事項 名) 規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県 名	提案主体 名	構想(プロジェクト)の名 称 提案概要
5097	50970005	ボランティアによる福祉 有償運送 法令等による規制の撤廃	使用車両に セダン等の一般車両」の記載がない。	道路運送法第80条第一項の許可用件に セダン型等の一般車両について は、構造改革特区の認定を受けている場合に限」認める」とあるが、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(3)使用車両 にセダン型等の一般車両の記載がない。 セダン型等の一般車両」を使用車両として記載して頂きたい。	0	特定非営 利活動法 人ぐらした すけあい の会	0
5098	50980001	1.車両の使用を福祉車両に限定することは、ニーズに沿った 市民の外出支援活動の 現状の活動を阻害する。組合員の(市民の)持つ、社会資源とし 実態に合った許可基準 が必要 が必要 1.車両の使用を福祉車両に限定することは、ニーズに沿った でのセダン型乗用車の使用を認めるべき。2.利用対象者は、 父母が身体的、精神的に不安定な場合など一定の基準を持っ て乳幼児も認めるべき。	日を必要としている組合員はさまさまで、近年心の不安定による名い 母親の支援が少なくない。母子の生活の安定(通園・通院支援など) は、安心して暮らせる街づくりの実践である。	1.福祉クラブ生協の移動サービス4団体におけるセダン型自家用車の活動 台数は80%を超える。福祉車両会所有9台、組合員4台/自家用車53台)また、活動の60%がこれらのセダン型自家用車で行われており、その効果として車両維持コストが削減され、利用者の側は使いやすい、幅広い利用(生活を楽しむ買い物 友人との外出 美術館などの利用が可能となり、介護予防を促進する。また、移動困難者は福祉車両を必要とする人ばかりではない。知的障害・内部障害など福祉車両を必要としない。福祉車両に限定した場合、現状の利用ニーズの半数	0	福祉クラブ 生活協同 組合 理事 長 田川元子	§ 0
5099	50990001	ボランテアによる福祉 有償車両 法令等による規制の撤廃	セダン特区の早急な全国展開の実施	内閣府のセダン特区の申請期限までにNPOと地方自治体との協議が整わない場合或いはNPOに情報が届かず、制度のついてである場合にはセダン型等の一般車両の使用許可w受けることができない。セダン型等の一般車両はボランテアによる福祉有償運送にひろく使用されており、無許可使用となる事態が続発すると懸念される。	0	特定非営 利活動法 人すけあい の会	0
5099	50990005	ボランティアによる福祉 有償運送	使用車両に セダン等の一般車両」の記載がない。	道路運送方第80条第一項の許可要件に セダン型等の一般車両については、構造改革とつくの認定を受けている場合に限り認める」とあるが、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(3)使用車両 にセダン型等の一般車両の記載がない。 セダン型等の一般車両」を使用車両として記載していただきたい。	0	特定非営法 人福岡た すけあい の会	0
5100	51000001	ボランティアによる福祉 有償運送	セダン特区の早急な全国展開の実施	内閣府のセダン特区の申請期限までにNPOと地方自治体との協議が整わない場合或いはNPOに情報が届かず制度について無知である場合にはセダン型等の一般車両の使用許可を受けることが出来ない。セダン型等の一般車両はボランティアによる福祉有償運送にひろく使用されており無許可使用となる事態が続発すると懸念される。	0	特定非営 利活動法 人〈る〈る	0

構想(プ ロジェク ト)管理	規制特例提 案事項管理 番号 名) 規制の特例事項 (事項 規制の特例事項の内容	12 国土交通省 具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクトの名 振
番号 5100	ボニンティフにトスクラか	使用車両に セダン型等の一般車両」の記載がない。	道路運送法第80条第一項の許可用件に セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」とあるが、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(3)使用車両 にセダン型等の一般車両の記載がない。 セダン型等の一般車両」を使用車両として記載して頂きたい。	0	特定非営利活動法人〈る〈る	0
5101	51010001 ボランティアによる福祉 有償運送 法令等による規制の撤廃	セダン特区の早急な全国展開の実施	内閣府のセダン特区の申請期限までにNPOと地方自治体との協議が整わない場合或いはNPOに情報が届かず制度について無知である場合にはセダン型等の一般車両の使用許可を受けることが出来ない。セダン型等の一般車両はボランティアによる福祉有償運送にひろく使用されており無許可使用となる事態が続発すると懸念される。	0	特定非営法人がファミリーサポートセンター	
5101	51010005 ボランティアによる福祉 有償運送 法令等による規制の撤廃	使用車両に セダン型等の一般車両」の記載がない。	道路運送法第80条第一項の許可用件に セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」とあるが、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(3)使用車両 にセダン型等の一般車両の記載がない。 セダン型等の一般車両」を使用車両として記載して頂きたい。	0	特定非営利活動法人さわっています。サインアミリーサポートセンター	0
5102	51020001 ボランティアによる福祉 有償運送 法令等による規制の撤廃	セダン特区の早急な全国展開の実施	内閣府のセダン特区の申請期限までにNPOと地方自治体との協議が整わない場合或いはNPOに情報が届かず制度について無知である場合にはセダン型等の一般車両の使用許可を受けることが出来ない。セダン型等の一般車両はボランティアによる福祉有償運送にひろく使用されており無許可使用となる事態が続発すると懸念される。	0	稲沢福祉 ネットワー クなおい	0
5102	51020005 ポランティアによる福祉 有償運送	使用車両に セダン型等の一般車両」の記載がない。	道路運送法第80条第一項の許可用件に セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」とあるが、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(3)使用車両 にセダン型等の一般車両の記載がない。 セダン型等の一般車両」を使用車両として記載して頂きたい。	0	稲沢福祉 ネットワー クなおい	0

		12 国土交通省	(行区)			<u>,                                      </u>
構想(プロジェクト)管理 番号	規制特例提 案事項管理 番号 名) 規制の特例事項(事項 規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県 名	提案主体 名	構想(プロジェクト)の名 称 提案概要
5103	51030001 ポランティアによる福祉 有償運送	セダン特区の早急な全国展開の実施	内閣府のセダン特区の申請期限までにNPOと地方自治体との協議が整わない場合或いはNPOに情報が届かず制度について無知である場合にはセダン型等の一般車両の使用許可を受けることが出来ない。セダン型等の一般車両はボランティアによる福祉有償運送にひろ〈使用されており無許可使用となる事態が続発すると懸念される。	0	特定非営法を非当法を表する。	0
5103	51030005 ポランティアによる福祉 有償運送	使用車両に セダン型等の一般車両」の記載がない。	道路運送法第80条第一項の許可用件に セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」とあるが、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(3)使用車両 にセダン型等の一般車両の記載がない。 セダン型等の一般車両」を使用車両として記載して頂きたい。	0	特定非常活化を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示という。	0
5104	51040001 ポランティアによる福祉 有償運送	セダン特区の早急な全国展開の実施	内閣府のセダン特区の申請期限までにNPOと地方自治体との協議が整わない場合或いはNPOに情報が届かず制度について無知である場合にはセダン型等の一般車両の使用許可を受けることが出来ない。セダン型等の一般車両はボランティアによる福祉有償運送にひろく使用されており無許可使用となる事態が続発すると懸念される。	0	特定非営 非動戸祉 が 調福 るる ごごろ	0
5104	51040005 ボランティアによる福祉 有償運送	使用車両に セダン型等の一般車両」の記載がない。	道路運送法第80条第一項の許可用件に セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」とあるが、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(3)使用車両 にセダン型等の一般車両の記載がない。 セダン型等の一般車両」を使用車両として記載して頂きたい。	0	特定非営 利利瀬 瀬福 る さ ごころ	0
5105	51050001 ボランティアによる福祉 古償運送	セダン特区の早急な全国展開の実施	内閣府のセダン特区の申請期限までにNPOと地方自治体との協議が整わない場合或いはNPOに情報が届かず制度について無知である場合にはセダン型等の一般車両の使用許可を受けることが出来ない。セダン型等の一般車両はボランティアによる福祉有償運送にひろ〈使用されており無許可使用となる事態が続発すると懸念される。	0	特定非営利活動法人ワーカーズかすがい	0

				12 国土交通省	(可 <u>区</u> )			
構想(プロジェクト)管理 番号	規制特例提 案事項管理 番号	規制の特例事項(事項 名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体 構想(プロジェクト)の名称	提案概要
5105	51050005	・ボランティアによる福祉 有償運送	法令等による規制の撤廃	使用車両に セダン型等の一般車両」の記載がない。	道路運送法第80条第一項の許可用件に セダン型等の一般車両について は、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」とあるが、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(3)使用車両 にセダン型等の一般車両の記載がない。 セダン型等の一般車両」を使用車両として記載して頂きたい。	0	特定非営 利活動法 人ワー 0 カーズか すがい	0
5106	51060001	ボランティアによる福祉 有償運送	法令等による規制の撤廃	セダン特区の早急な全国展開の実施	内閣府のセダン特区の申請期限までにNPOと地方自治体との協議が整わない場合或いはNPOに情報が届かず制度について無知である場合にはセダン型等の一般車両の使用許可を受けることが出来ない。セダン型等の一般車両はボランティアによる福祉有償運送にひろく使用されており無許可使用となる事態が続発すると懸念される。	0	特定非営 利活動法 人在宅福 祉の会じゃ がいも	0
5106	51060005	ボランティアによる福祉 有償運送	法令等による規制の撤廃	使用車両に セダン型等の一般車両」の記載がない。	道路運送法第80条第一項の許可用件に セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」とあるが、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(3)使用車両 にセダン型等の一般車両の記載がない。 セダン型等の一般車両」を使用車両として記載して頂きたい。	0	特定非営 利活動法 人在宅福 祉の会じゃ がいも	0
5107	51070001	ボランティアによる福祉 有償運送	法令等による規制の撤廃	セダン特区の早急な全国展開の実施	内閣府のセダン特区の申請期限までにNPOと地方自治体との協議が整わない場合或いはNPOに情報が届かず制度について無知である場合にはセダン型等の一般車両の使用許可を受けることが出来ない。セダン型等の一般車両はボランティアによる福祉有償運送にひろく使用されており無許可使用となる事態が続発すると懸念される。	0	地域たす けあいあ ゆみ	0
5107	51070005	ボランティアによる福祉 有償運送	法令等による規制の撤廃	使用車両に セダン型等の一般車両」の記載がない。	道路運送法第80条第一項の許可用件に セダン型等の一般車両について は、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」とあるが、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(3)使用車両 にセダン型等の一般車両の記載がない。 セダン型等の一般車両」を使用車両として記載して頂きたい。	0	地域たす けあいあ ゆみ	0

		12 国土交通省	(行区)			<u>,                                      </u>
構想(プロジェクト)管理 番号	規制特例提 案事項管理 番号 名) 規制の特例事項(事項 規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体 名	構想(プロジェクト)の名 称 提案概要
5108	がランティアによる福祉 有償運送 法令等による規制の撤廃	セダン特区の早急な全国展開の実施	内閣府のセダン特区の申請期限までにNPOと地方自治体との協議が整わない場合或いはNPOに情報が届かず制度について無知である場合にはセダン型等の一般車両の使用許可を受けることが出来ない。セダン型等の一般車両はポランティアによる福祉有償運送にひろ〈使用されており無許可使用となる事態が続発すると懸念される。	0	東海市在 宅介護家 事援助の 会 ふれ愛	0
5108	ボランティアによる福祉 有償運送 法令等による規制の撤廃	使用車両に セダン型等の一般車両」の記載がない。	道路運送法第80条第一項の許可用件に セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」とあるが、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(3)使用車両 にセダン型等の一般車両の記載がない。 セダン型等の一般車両」を使用車両として記載して頂きたい。	0	東海市在 宅介護家 事援助の 会 ふれ愛	0
5109	ボランティアによる福祉 古償運送 法令等による規制の撤廃	セダン特区の早急な全国展開の実施	内閣府のセダン特区の申請期限までにNPOと地方自治体との協議が整わない場合或いはNPOに情報が届かず制度について無知である場合にはセダン型等の一般車両の使用許可を受けることが出来ない。セダン型等の一般車両はボランティアによる福祉有償運送にひろく使用されており無許可使用となる事態が続発すると懸念される。	0	特定非営利ベタニアホーム	0
5109	ボランティアによる福祉 法令等による規制の撤廃 有償運送	使用車両に セダン型等の一般車両」の記載がない。	道路運送法第80条第一項の許可用件に セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」とあるが、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(3)使用車両 にセダン型等の一般車両の記載がない。 セダン型等の一般車両」を使用車両として記載して頂きたい。	0	特定非営利活動法人ペタニアホーム	0
5110	51100001 ボランティアによる福祉 有償運送 法令等による規制の撤廃	セダン特区の早急な全国展開の実施	内閣府のセダン特区の申請期限までにNPOと地方自治体との協議が整わない場合或いはNPOに情報が届かず制度について無知である場合にはセダン型等の一般車両の使用許可を受けることが出来ない。セダン型等の一般車両はボランティアによる福祉有償運送にひろ〈使用されており無許可使用となる事態が続発すると懸念される。	0	特定非営 利活動法 人ひだまり	0

				12 国土交通省	(特区)			
構想(プロジェクト)管理 番号	規制特例提 案事項管理 番号	規制の特例事項(事項 名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県 名	提案主体 構想(プロジェクト)の名 称	提案概要
5110	51100008	5 有償運送	法令等による規制の撤廃	使用車両に セダン型等の一般車両」の記載がない。	道路運送法第80条第一項の許可用件に セダン型等の一般車両について は、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」とあるが、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(3)使用車両 にセダン型等の一般車両の記載がない。 セダン型等の一般車両」を使用車両として記載して頂きたい。	0	特定非営 利活動法 人ひだまり	0
5111	5111000 <sup>-</sup>	1 イ 有償運送	法令等による規制の撤廃	セダン特区の早急な全国展開の実施	内閣府のセダン特区の申請期限までにNPOと地方自治体との協議が整わない場合或いはNPOに情報が届かず制度について無知である場合にはセダン型等の一般車両の使用許可を受けることが出来ない。セダン型等の一般車両はボランティアによる福祉有償運送にひろく使用されており無許可使用となる事態が続発すると懸念される。	0	特定非営 利活動法 人ポートセン ターさわや か愛知	0
5111	51110008	5 ボランティアによる福祉 有償運送	法令等による規制の撤廃	使用車両に セダン型等の一般車両」の記載がない。	道路運送法第80条第一項の許可用件に セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」とあるが、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(3)使用車両 にセダン型等の一般車両の記載がない。 セダン型等の一般車両」を使用車両として記載して頂きたい。	0	特定非営 利活動法 人福业サ ボートセン ターさわや か愛知	0
5112	5112000 <sup>-</sup>	1 ボランティアによる福祉 有償運送	法令等による規制の撤廃	セダン特区の早急な全国展開の実施	内閣府のセダン特区の申請期限までにNPOと地方自治体との協議が整わない場合或いはNPOに情報が届かず制度について無知である場合にはセダン型等の一般車両の使用許可を受けることが出来ない。セダン型等の一般車両はボランティアによる福祉有償運送にひろく使用されており無許可使用となる事態が続発すると懸念される。	0	NPO法人 ラルあゆ み	0
5112	51120008	5 有償運送	法令等による規制の撤廃	使用車両に セダン型等の一般車両」の記載がない。	道路運送法第80条第一項の許可用件に セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」とあるが、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(3)使用車両 にセダン型等の一般車両の記載がない。 セダン型等の一般車両」を使用車両として記載して頂きたい。		NPC法人 ラルあゆ み	0

構想(プロジェクト)管理 番号	規制特例提 案事項管理 番号 名) 規制の特例事項(事項 規制の特例事項の内容	12 国土交通省 具体的事業の実施内容		都道府県	提案主体名	構想(プロジェクト)の名 称 提案概要
5113	がランティアによる福祉 有償運送 法令等による規制の撤廃	セダン特区の早急な全国展開の実施	内閣府のセダン特区の申請期限までにNPOと地方自治体との協議が整わない場合或いはNPOに情報が届かず制度について無知である場合にはセダン型等の一般車両の使用許可を受けることが出来ない。 セダン型等の一般車両はボランティアによる福祉有償運送にひろく使用されており無許可使用となる事態が続発すると懸念される。	0	ほっと愛	0
5113	51130005 ボランティアによる福祉 有償運送 法令等による規制の撤廃	使用車両に セダン型等の一般車両」の記載がない。	道路運送法第80条第一項の許可用件に セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」とあるが、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(3)使用車両 にセダン型等の一般車両の記載がない。 セダン型等の一般車両」を使用車両として記載して頂きたい。	0	ほっと愛	0
5114	ボランティアによる福祉 有償運送 法令等による規制の撤廃	セダン特区の早急な全国展開の実施	内閣府のセダン特区の申請期限までにNPOと地方自治体との協議が整わない場合或いはNPOに情報が届かず制度について無知である場合にはセダン型等の一般車両の使用許可を受けることが出来ない。セダン型等の一般車両はボランティアによる福祉有償運送にひろく使用されており無許可使用となる事態が続発すると懸念される。	0	NPO法人 自立支援 センター四 岳館	0
5114	51140005 ポランティアによる福祉 有償運送 法令等による規制の撤廃	使用車両に セダン型等の一般車両」の記載がない。	道路運送法第80条第一項の許可用件に セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認めるとあるが、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(3)使用車両 にセダン型等の一般車両の記載がない。 セダン型等の一般車両」を使用車両として記載して頂きたい。	0	NPO法人 自立支援 センター四 岳館	0
5115	51150001 ボランティアによる福祉 有償運送 法令等による規制の撤廃	セダン特区の早急な全国展開の実施	内閣府のセダン特区の申請期限までにNPOと地方自治体との協議が整わない場合或いはNPOに情報が届かず制度について無知である場合にはセダン型等の一般車両の使用許可を受けることが出来ない。セダン型等の一般車両はボランティアによる福祉有償運送にひろく使用されており無許可使用となる事態が続発すると懸念される。	0	特定非営 利活動法 人移動 ネットあい ち	0

			12 国土交通省	(11/△ )	1		
構想(プロジェクト)管理 番号	規制特例提 案事項管理 番号	規制の特例事項(事項 名) 規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容		都道府県名	提案主体 名	構想(プロジェクト)の名 称 提案概要
5115	51150005	ボランティアによる福祉 有償運送	使用車両に セダン型等の一般車両」の記載がない。	道路運送法第80条第一項の許可用件に セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」とあるが、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(3)使用車両 にセダン型等の一般車両の記載がない。 セダン型等の一般車両」を使用車両として記載して頂きたい。	0	特定非当営法のある。	0 0
5116	51160001	ボランティアによる福祉 有償運送 法令等による規制の撤廃	セダン特区の早急な全国展開の実施	内閣府のセダン特区の申請期限までにNPOと地方自治体との協議が整わない場合或るいはNPOに情報が届かず制度について無知である場合にはセダン型等の一般車両の使用許可を受けることが出来ない。セダン型等の一般車両はボランティアによる福祉有償運送にひろく使用されており無許可使用となる事態が続発すると懸念される。	0	特利人在支援を対しています。	0
5116	51160005	ポランティアによる福祉 有償運送 法令等による規制の撤廃	使用車両に セダン型等の一般車両」の記載がない。	道路運送法第80条第一項の許可用件に セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」とあるが、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(3)使用車両 にセダン型等の一般車両の記載がない。 セダン型等の一般車両」を使用車両として記載して頂きたい。	0	特利人三介センター	0
5117	51170001	ボランティアによる福祉 有償運送 法令等による規制の撤廃	セダン特区の早急な全国展開の実施	内閣府のセダン特区の申請期限までにNPOと地方自治体との協議が整わない場合或いはNPOに情報が届かず制度について無知である場合にはセダン型等の一般車両の使用許可を受けることが出来ない。 セダン型等の一般車両はボランティアによる福祉有償運送にひろく使用されており無許可使用となる事態が続発すると懸念される。	0	特定非営 利活動法人 ノッポの会	0
5117	51170005	ボランティアによる福祉 有償運送	使用車両に セダン型等の一般車両」の記載がない。	道路運送法第80条第一項の許可用件に セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」とあるが、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(3)使用車両 にセダン型等の一般車両の記載がない。 セダン型等の一般車両」を使用車両として記載して頂きたい。	0	特定非営利活動法人 ノッポの会	0 0

構想(プロジェクト)管理 番号	規制特例提 案事項管理 番号 お) 規制の特例事項(事項 規制の特例事項の内容	12 国土交通省 具体的事業の実施内容		都道府県	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称 提案概要
5118	ボランティアにトス海外	セダン特区の早急な全国展開の実施	内閣府のセダン特区の申請期限までにNPOと地方自治体との協議が整わない場合或いはNPOに情報が届かず制度について無知である場合にはセダン型等の一般車両の使用許可を受けることが出来ない。セダン型等の一般車両はボランティアによる福祉有償運送にひろく使用されており無許可使用となる事態が続発すると懸念される。	0	特定非営 利活動すけ あい名古 屋	0
5118	51180005 ポランティアによる福祉 有償運送 法令等による規制の撤廃	使用車両に セダン型等の一般車両」の記載がない。	道路運送法第80条第一項の許可用件に セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」とあるが、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(3)使用車両 にセダン型等の一般車両の記載がない。 セダン型等の一般車両」を使用車両として記載して頂きたい。	0	特定非営法人たちに名古屋	0
5119	がランティアによる福祉 有償運送 法令等による規制の撤廃	セダン特区の早急な全国展開の実施	内閣府のセダン特区の申請期限までにNPOと地方自治体との協議が整わない場合或いはNPOに情報が届かず制度について無知である場合にはセダン型等の一般車両の使用許可を受けることが出来ない。 セダン型等の一般車両はボランティアによる福祉有償運送にひろく使用されており無許可使用となる事態が続発すると懸念される。	0	福祉サ ボートセン ター さりや か名城	0
5119	51190005 ポランティアによる福祉 法令等による規制の撤廃 有償運送	使用車両に セダン型等の一般車両」の記載がない。	道路運送法第80条第一項の許可用件に セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」とあるが、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(3)使用車両 にセダン型等の一般車両の記載がない。 セダン型等の一般車両」を使用車両として記載して頂きたい。	0	福祉サ ポートセン ター さりや か名城	0
5120	51200001 ポランティアによる福祉 古償運送 法令等による規制の撤廃	セダン特区の早急な全国展開の実施	内閣府のセダン特区の申請期限までにNPOと地方自治体との協議が整わない場合或いはNPOに情報が届かず制度について無知である場合にはセダン型等の一般車両の使用許可を受けることが出来ない。セダン型等の一般車両はボランティアによる福祉有償運送にひろく使用されており無許可使用となる事態が続発すると懸念される。	0	特定非営 利活動法 人 か <i>く</i> れんぼ	0

構想(プロジェク	規制特例提 案事項管理 番号 名) 規制の特例事項(事項 規制の特例事項の内容	12 国土交通省 具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県	提案主体	構想(プロジェクト)の名 提案概要
5120	ボニンティフにトスクラクト	使用車両に セダン型等の一般車両」の記載がない。	道路運送法第80条第一項の許可用件に セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」とあるが、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(3)使用車両 にセダン型等の一般車両の記載がない。 セダン型等の一般車両」を使用車両として記載して頂きたい。	0	特定非営利活動法人かくれんほ	0 0
5121	51210001 ボランティアによる福祉 有償運送 法令等による規制の撤廃	セダン特区の早急な全国展開の実施	内閣府のセダン特区の申請期限までにNPOと地方自治体との協議が整わない場合或いはNPOに情報が届かず制度について無知である場合にはセダン型等の一般車両の使用許可を受けることが出来ない。セダン型等の一般車両はボランティアによる福祉有償運送にひろく使用されており無許可使用となる事態が続発すると懸念される。	0	特定非営利活動法人のめじろう	0
5121	51210005 有償運送 法令等による規制の撤廃	使用車両に セダン型等の一般車両」の記載がない。	道路運送法第80条第一項の許可用件に セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」とあるが、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(3)使用車両 にセダン型等の一般車両の記載がない。 セダン型等の一般車両」を使用車両として記載して頂きたい。	0	特定非営利活動法人の	0
5122	51220001 ボランティアによる福祉 有償運送 法令等による規制の撤廃	セダン特区の早急な全国展開の実施	内閣府のセダン特区の申請期限までにNPOと地方自治体との協議が整わない場合或いはNPOに情報が届かず制度について無知である場合にはセダン型等の一般車両の使用許可を受けることが出来ない。セダン型等の一般車両はボランティアによる福祉有償運送にひろ〈使用されており無許可使用となる事態が続発すると懸念される。	0	特定非当法のインターを表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を	0
5122	51220005 ポランティアによる福祉 有償運送	使用車両に セダン型等の一般車両」の記載がない。	道路運送法第80条第一項の許可用件に セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」とあるが、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(3)使用車両 にセダン型等の一般車両の記載がない。 セダン型等の一般車両」を使用車両として記載して頂きたい。		特定非当法あれるションを表現である。	0

		12 国土交通省	(特区)	_		
構想(プロジェクト)管理 番号	規制特例提 案事項管理 番号 名) 規制の特例事項(事項 規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県 名	提案主体 名	構想(プロジェクト)の名 称 提案概要
5123	51230001 ポランティアによる福祉 古償運送	セダン特区の早急な全国展開の実施	内閣府のセダン特区の申請期限までにNPOと地方自治体との協議が整わない場合或いはNPOに情報が届かず制度について無知である場合にはセダン型等の一般車両の使用許可を受けることが出来ない。 セダン型等の一般車両はボランティアによる福祉有償運送にひろく使用されており無許可使用となる事態が続発すると懸念される。	0	特定非営 利活動護 サービスさ くら	0
5123	51230005 ポランティアによる福祉	使用車両に セダン型等の一般車両」の記載がない。	道路運送法第80条第一項の許可用件に セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」とあるが、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(3)使用車両 にセダン型等の一般車両の記載がない。 セダン型等の一般車両」を使用車両として記載して頂きたい。	0	特定非営 利活護 人介ーピスさ くら	0
5124	51240001 ポランティアによる福祉 有償運送	セダン特区の早急な全国展開の実施	内閣府のセダン特区の申請期限までにNPOと地方自治体との協議が整わない場合或いはNPOに情報が届かず制度について無知である場合にはセダン型等の一般車両の使用許可を受けることが出来ない。セダン型等の一般車両はボランティアによる福祉有償運送にひろ〈使用されており無許可使用となる事態が続発すると懸念される。		知多地域障害支援センターらい	0
5124	51240005 有償運送 法令等による規制の撤廃	使用車両に セダン型等の一般車両」の記載がない。	道路運送法第80条第一項の許可用件に セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認めるとあるが、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(3)使用車両 にセダン型等の一般車両の記載がない。 セダン型等の一般車両」を使用車両として記載して頂きたい。	0	知多地域障害者生活支援センターらい	0
5126	51260001 ボランティアによる福祉 法令等による規制の撤廃	セダン特区の早急な全国展開の実施	内閣府のセダン特区の申請期限までにNPOと地方自治体との協議が整わない場合或いはNPOに情報が届かず制度について無知である場合にはセダン型等の一般車両の使用許可を受けることが出来ない。 セダン型等の一般車両はボランティアによる福祉有償運送にひろく使用されており無許可使用となる事態が続発すると懸念される。	0	特定非営法人の方	0

構想(プ ロジェク ト)管理	規制特例提 案事項管理 番号 名) 規制の特例事項 (事項 規制の特例事項の内容	12 国土交通省 具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名 扱案概要
番号 5126	ボニンティフにトスクラか	使用車両に セダン型等の一般車両」の記載がない。	道路運送法第80条第一項の許可用件に セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」とあるが、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(3)使用車両 にセダン型等の一般車両の記載がない。 セダン型等の一般車両」を使用車両として記載して頂きたい。	0	特定非営法人ネットワーク大府	0
5127	51270001 ボランティアによる福祉 有償運送 法令等による規制の撤廃	セダン特区の早急な全国展開の実施	内閣府のセダン特区の申請期限までにNPOと地方自治体との協議が整わない場合或いはNPOに情報が届かず制度について無知である場合にはセダン型等の一般車両の使用許可を受けることが出来ない。セダン型等の一般車両はボランティアによる福祉有償運送にひろく使用されており無許可使用となる事態が続発すると懸念される。	0	特定非営 利活動法 人ゆいの 会	0
5127	51270004 ポランティアによる福祉 有償運送 法令等による規制の撤廃	使用車両に セダン型等の一般車両」の記載がない。	道路運送法第80条第一項の許可用件に セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」とあるが、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(3)使用車両 にセダン型等の一般車両の記載がない。セダン型等の一般車両」を使用車両として記載して頂きたい。	0	特定非営 利活動法 人ゆいの 会	0
5128	51280003 ポランティアによる福祉 有償運送	使用車両に セダン型等の一般車両」の記載がない。	道路運送法第80条第一項の許可用件に セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」とあるが、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(3)使用車両 にセダン型等の一般車両の記載がない。 セダン型等の一般車両」を使用車両として記載して頂きたい。	0	NPOさわ やか豊田	0
5129	51290001 ポランティアによる福祉 法令等による規制の撤廃	セダン特区の早急な全国展開の実施	内閣府のセダン特区の申請期限までにNPOと地方自治体との協議が整わない場合或いはNPOに情報が届かず制度について無知である場合にはセダン型等の一般車両の使用許可を受けることが出来ない。セダン型等の一般車両はボランティアによる福祉有償運送にひろ〈使用されており無許可使用となる事態が続発すると懸念される。		特定非営利活動法人あおいの共産	0

構想(プ ロジェク ト)管理	規制特例提 案事項管理 番号 名) 規制の特例事項(事項 規制の特例事項の内容	月体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名 提案概要
5129	ボニンティフにトスケラル	使用車両に セダン型等の一般車両」の記載がない。	道路運送法第80条第一項の許可用件に セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」とあるが、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(3)使用車両 にセダン型等の一般車両の記載がない。 セダン型等の一般車両」を使用車両として記載して頂きたい。	0	特定非営法人あいの会をごころ	0 0
5130	51300001 ボランティアによる福祉 有償運送 法令等による規制の撤廃	セダン特区の早急な全国展開の実施	内閣府のセダン特区の申請期限までにNPOと地方自治体との協議が整わない場合或いはNPOに情報が届かず制度について無知である場合にはセダン型等の一般車両の使用許可を受けることが出来ない。 セダン型等の一般車両はボランティアによる福祉有償運送にひろく使用されており無許可使用となる事態が続発すると懸念される。	0	特定非営 利活動法 人やさい ) 手	0
5130	51300005 ポランティアによる福祉 有償運送 法令等による規制の撤廃	使用車両に セダン型等の一般車両」の記載がない。	道路運送法第80条第一項の許可用件に セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限「認める」とあるが、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(3)使用車両 にセダン型等の一般車両の記載がない。 セダン型等の一般車両」を使用車両として記載して頂きたい。	_	特定非営利活動法 人やさい 1手	0
5131	51310001 ポランティアによる福祉 有償運送	セダン特区の早急な全国展開の実施	内閣府のセダン特区の申請期限までにNPOと地方自治体との協議が整わない場合或いはNPOに情報が届かず制度について無知である場合にはセダン型等の一般車両の使用許可を受けることが出来ない。セダン型等の一般車両はボランティアによる福祉有償運送にひろ〈使用されており無許可使用となる事態が続発すると懸念される。	0	NPO法人 絆	0
5131	51310003 ポランティアによる福祉 有償運送	使用車両に セダン型等の一般車両」の記載がない。	道路運送法第80条第一項の許可用件に セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」とあるが、国自旅第240号の道路延送第80条件「切かずの許可の取扱い第4項運送の条件(3)使用車両 にセダン型等の一般車両の記載がない。 セダン型等の一般車両」を使用車両として記載して頂きたい。	0	NPO法人 絆	0

	12 国土交通省(特区)								
構想(プロジェクト)管理 番号	規制特例提 案事項管理 番号	規制の特例事項(事項 規制の特例事項の内容 名)	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県 名	提案主体 名	構想(プロジェクト)の名 称 提案概要		
5132	51320001	ボランティアによる福祉 有償運送 法令等による規制の撤廃	セダン特区の早急な全国展開の実施	内閣府のセダン特区の申請期限までにNPOと地方自治体との協議が整わない場合或いはNPOに情報が届かず制度について無知である場合にはセダン型等の一般車両の使用許可を受けることが出来ない。セダン型等の一般車両はボランティアによる福祉有償運送にひろく使用されており無許可使用となる事態が続発すると懸念される。	0	ケアサ ポーターズ さわやかと よあけ	0		
5132	51320003	ボランティアによる福祉 有償運送 法令等による規制の撤廃	使用車両に セダン型等の一般車両」の記載がない。	道路運送法第80条第一項の許可用件に セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」とあるが、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(3)使用車両 にセダン型等の一般車両の記載がない。 セダン型等の一般車両」を使用車両として記載して頂きたい。	0	ケアサ ポーターズ さわやかと よあけ	0		
5133	51330006	福祉有償運送及び過疎地有償運送に係る道路交通法第80 福祉有償運送における 条第1項による許可の取扱いについて」(平成16年3月16日付 け国自旅第240号))に基づく福祉有償運送に使用できる車両を 福祉車両に限定しないこととする。	IST EN COUNTY OF COUNTY	福祉有償運送及び過疎地有償運送に係る道路交通法第80条第1項による許可の取扱いについて」(平成16年3月16日付け国自旅第240号)によれば、使用車両をいわゆる福祉車両に制限し、一般車両を使用する場合には、構造改革特別区域計画の認定を受けなければならないこととされている。NPO法人等の活動は一般車両を利用するのが通常であり、福祉車両に限定するのは、事実上構造改革特別区域計画の認定を受けなければ福祉有償運送を実施できないこととなる。また、この制度は本来平成16年度から全国規制緩和として措置されることとさ	0	愛知県	0		
5134	51340001	ボランティアによる福祉 有償運送 法令による規制の撤廃	セダン特区の早急な全国展開の実施	使用車両が福祉車両に限定されているわけで、使用には特区申請が必要だが、運営協議が整わない現在、一般車両の使用許可を受けることができない。セダン型等の一般車両はボランティアによる福祉有償運送に広く使われており無許可使用となる事態が多発されると懸念される。	0	移動サー ビス・ネット ワークみ やぎ	0		
5134	51340002	ボランティアによる福祉 有償運送	使用車両に セダン車等の一般車両」の記載	道路運送法第80条第1項の許可要件に セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」とあるが、道路運送法80条第1項の許可の取り扱い第4項運送条件 ② 使用車両 にセダン型等の一般車両を使用車両として記載していただきたい。	0	移動サー ビス・ネット ワークみ やぎ	0		

構想(プロジェクト)管理 番号	規制特例提 案事項管理 番号	規制の特例事項(事項 名)	規制の特例事項の内容	T2 国工交通自   具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県 名	提案主体 名 構想(プロジェクト)の名 称	提案概要
5138	51380001	ボランティアによる福祉 有償車両	法令等による規制の撤廃	セダン特区の早急な全国展開の実施	内閣府のセダン特区の申請期限までにNPOと地方自治体との協議が整わない場合或いはNPOに情報が届かず、制度について無知である場合にはセダン型等の一般車両の使用許可を受けることができない。セダン型等の一般車両はボランティアによる福祉有償運送にひろく使用されており、無許可使用となる事態が続発すると懸念される。	0	特定非営 利活動法 人 地域福 祉を支える 会 そよか ぜ	0
5138	51380005	ボランティアによる福祉 有償運送	法令等による規制の撤廃		道路運送法第80条第一項の許可用件に セダン型等の一般車両については、構造改革特区の認定を受けている場合に限り認める」とあるが、国自旅第240号の道路運送法第80条第一項の許可の取扱い第4項運送の条件(3)使用車両 にセダン型等の一般車両の記載がない。 セダン型等の一般車両」を使用車両として記載して頂きたい。	0	特定非営 利活動法 人 地域福 祉を支える 会 そよか ぜ	0
1183	11831030	NPO等による循環・ 交流施設へのボラン ティア輸送の有償化事 業	当該NPO等が当該視察者に対して行うボランティア輸送については、有償運送を可能にする。この場合、当該地域内におけるタクシー等の公共交通機関に配慮をもして、運営主体については当該地域内の循環・交流施設を案内することのできるとして当該地方公共団体が指定したNPO等に限定するとともに、運送対象についても交流・視察目的で当該地域を訪れる者に限定する。また、運送の対価につい	紫波町では、「循環型まちづくり条例」の下、他の多くの人たち(公共団体、民間組織)と積極的な交流・連携を図ることとしており、近年、町内の堆肥製造施設や産地直売所、町産品で開放会、農業体験施設などの循環・交流拠点を視察に訪れる者が増加(H15年度:1,550人)している。当町では、これらの交流・視察内を行っているが、このポランティア輸送を有償運送により行いたい。運送主体としては、循環・交流施設に詳しいNPO法人紫波みらい研究所、シルバー人材センターなどを町から協力を関値した者とする。運送の対象としては、予め町が指定した者とする。運送の対象として予め町が指定した施設、場所に限定する。これにより、紫波町及び視察者双方にとって、継続して実行可能な受入体制が確立し、他の公共団体や民間組織と積極的を広く理解していただき、新たな連携やビジネスチャンスの創出を図ることにより、紫波町の環境や資源循環の取り組みを広く理解していただき、新たな連携やビジネスチャンスの創出を	紫波町は、農業を基幹産業としており、昭和60年から産直を通じて早内上郊の消費者との交流を図るとともに、地産地消運動のモデルケースとして先進的な取り組みを進め、現在、町内に7箇所、年間売上高6億円、来客数61万人に成長し、全国の産直モデルとなっている。また、紫波町は、平成13年6月に循環型まちづくり条例の制定など、自然と共生し、循環を責金では、現境にできるでは、関連をは、現場では、現場にできるでは、関連をは、場別を担いる。とれている。とれている。構築し、環境にやさしい循環農業に取り組みをともに、紫波町は、平台にでは消費者に安全・安心を構築し、環境にやさしい循環農業に取り組みをともに、紫波町の有機資源をコンポスト化し、農地に還元むともに、紫波町の月から、町内の森林学のアランド化と農業の活性化を目指している。というまなに、紫波町のカーンド化と農業の活性化を進めている。である。とがう音を再生とし、間伐材等炭化施設のを生ころなを視察については「100年後の子どもたちによりよい紫波を強かすることには、100年後の子どもたちによりよい紫波を入「紫波町が対応している。しかし、根薬である。という未来づくいでするために設立された町民有志によるNPO油のよが、たいが研究所、が対応している。しかし、根薬である。また、パス、タクシー等の公共交通機関の利用により視察を行った場合には、紫波町が東西に28km、南北に13kmの広がりをブルーツで、大の町内の循環及び交流の拠点施設が散らばっていることから、から、中産が関係である。また、パス、タクシー等の公共交通機関の利用により視察を行った場合施設、産直センター、小学校(町産材の木造校舎)、フルークな流の両の循環及び交流の拠点を指すでいることが、対域を行った場合施設、を直をは、場では、環境や資源循環について、他の公共の時間組織との積極がなる。	岩手県	岩手県紫 波町 循環型まちづく)構想	紫波町は、自然と共生し循環を基調とする町づくりを進めており、持続的に自立可能な循環型まちづくりを実現する観点から、再生利用を目的とした食品産業廃棄物処理法の規制緩和、循環農業啓蒙に係る市民農園における農地貸付面積要件の緩和、NPO等による循環・交流施設へのボランティア輸送の有償化、中古品使用に係る補助事業、町産材活用住宅における建築確認申請の簡素化、町産材による公共施設の木造化に係る補助事業の運用改善、郵便投票制度の拡充、民生委員の推薦手続きの簡略化について提案を行う。
1403	14031010	グリーンツーリズム、 地域観光を対象にした 有償ボランティア輸送	現在福祉目的の有償ボランティア輸送については、全国展開あるいは特区(セダン型車両)が認められているが、これをグリーンツーリズムや地域観光にまで範囲を広げ、地域活性化につなげていくため、範囲の拡大を求めるもの	地域に福祉輸送を目的としたNPO設立の動きがあり、これを特区として申請したいと考えている。折角システムを構築するこの	地域間の移動については、一定の市場規模を必要とする公共交通は、現 状維持が最大の取組であり、拡大発展は望めない。このため、地方では 慢性的に移動手段が不足している状況にある。一方で、地方にはそれぞ れが移動手段としてマイカーを持っている特性がある。グリーンツーリ ズムによる農村宿泊や地域内での移動にマイカーを利用して地域観光に 大きな広がりを持たせ、地域の活性化につなげていくこととしたい。 現在福祉目的の輸送については、特区が認められ、さらにセダン型車両 でも良いとの輸送手段の拡大も行われた。 グリーンツーリズムの普及やスローフード、地産地消などで地域の生活 文化そのものに関心が高まり、地域に点在する色々なものを観光資源と して再発見して行く動きがある。 こうした展開を図るためには拡大に限界がある地方の公共交通機関では 対応は困難であり、ボランティア輸送を組み込んで総合的な輸送力の アップを考えていく必要がある。	大分県	大分県庄 神楽の里のフラワーグ 内町 リーン計画	過疎高齢化による農地の遊休化対策として、民間業者、NPO法人に対し、貸借による農地の取得に併せて認定農業者になれる道を開き、農業への参入を促進する。また、現在福祉目的に限り全国展開あるいは特区(セダン型車両)が認められている有償ボランティア輸送について、地域活性化を目的としてグリーンツーリズムや地域観光にまで対象範囲の拡大を求めるもの。

構想(プロジェクト)管理 番号	規制特例提 案事項管理 番号	規制の特例事項(事項 名)	規制の特例事項の内容	12 国土交通省 具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県 括名 名	是案主体 名	構想(プロジェクトの名称	提案概要
1039	10391010	住民による自家用車共 同使用の規制緩和	非営利かつ公益の為に継続的に行う必要の有る「地域住民による自家用自動車の共同使用」に対し、実施に必要な複雑な手続きを簡素化する規制緩和。 < 現行> 共同使用契約書を全使用者で署名捺印。 当事者が連署した共同使用許可申請書を提出(を添付)、許可書受諾。 全員の車庫使用承諾書を取得、連名で車庫証明申請。 全員の住民票と委任状と車庫証明を持参し登録。車検証使用者に全員の名前を記載。 共同使用許可書の写しを携行して共同使用。 メンバー変更や、車両変更時は、新規に許可申請(上記全作業やり直し)。 < 特例> 上記と「「共同使用契約書の写しを携行」のみに簡略化。(あるいは加えてと「「メンバー変更時は運輸支局に申告」)	〈内容〉地域住民による自家用車の共同使用・共同管理(ただしこれは事業ではなく、純粋に住民同士の共同使用である)(注;NPOとしては共同使用の運営を事業としておらず、「共同使用の企画と環境整備、認知拡大」を事業としている)。・共同使用参加者は車両の使用及び管理に対し権限と責任を有し、あらかじめ合意。車両保有費や維持費も利用に応じて分担。 〈目的〉地域の「環境」を守りながらの「駐車場不足問題」の解決が目的〈効果〉・植栽や緑地をつぶして駐車場を作ることがなくなる。(自動車の共同利用により車の保有台数が減り、空間の対利用となる為)・違法駐車減少。・通行車両削減、地域の交通渋滞緩和(共同使用は使用毎にコストを考える為、個人所有に比べ車の利用は約半分になる為。)	「車の共同使用」は一般になじみがなく、参加には慎重な人が多い。この障害を克服して「車の共同使用」による駐車場不足問題を解決する為には、実績を示しながら理解を広めることで順次共同使用を普及させ、より多くの人に所有官とであることで要がある。 また、大転出にも対応して継続的に同じ趣旨で共同使用する必要が有る。しながら、現状では「メンバー変更時や車両変更時は新たに申請・登録」等が掛がり過ぎることから、「住民による社会にはアは、と言われてきた。今回、地域の強い必要性で複雑な手続きを超んで共同使用を開始はしたものの、普及や継続は大変困難。本規制緩和が地域の駐車場不足問題の解決には不可欠である為、提案となった。また、本提案により、意識の高い市民が数人集まりさえすれば、小規模でもカーシェアリングを実施しやすくなる。小規模のカーシェアリングが散発するようになれば、結果としてカーシェアリングの認知を拡大し、レンタカー型カーシェアリングの普及拡大にも寄与すると考えられる	埼玉県	NPO法人 志木の輪	住民による自家用車 共同使用に関する規 制緩和	志木ニュータウンでは、長年の駐車場不足問題の改善を目的として、住民による自家用車の共同使用」を5月より実施中であるが、現状の共同使用許可申請、登録方法では手続きに手間が掛かり過ぎ、普及、継続するのは大変困難。そこで、特例として、非営利かつ公益の為に継続的に行う必要の有るこの、地域住民による共同使用」に対し、手続きの簡素化」あるいは、許可不要化(自家用車の共同使用の許可規制を撤廃)」を提案。
1084	10841010	「官民一体型の協議会」で結論を得たバス	運輸行政、都道府県警察、地元自治体、道路行政、道路管理者、地域住民、医療・福祉・教育関係者、パス、タクシー事業者らで「官民一体型の協議会」を組織し、当協議会で結論を得た路線の新設については、これを現行の認可制から届出制とする。	市街地で、かつ、大規模の医療、福祉、教育施設などの周辺地 区では、市民の公共交通利用の促進、特に交通弱者のニーズを 的確、かつ迅速に公共交通のあり方や施策に反映させるため、 路線バスの路線の新設についてはこれを届出制とする。	岐阜県岐阜市では、岐阜大学医学部付属病院が中心市街地から同大学のキャンパスへ移転、今年6月に「高度先進特定機能病院」として開院した。これに伴い、従来の学生に加え、多くの患者らが通院することが予想されることから、バス事業者は路線の新設、延長などを実施したが、バラ後の状況の変化にスピーディーに対応してほしい」などの声がある。また、バス事業者においても、利用者に通院患者が多く含まれていることを踏まえると、可能な限り迅速に対応したいと考えているが、現行では路線パスの路線の新設は認可制となっており、市民や交通弱者の二一ズを略線、かつ迅速に反映できない状況にある。なお、「官民一体型の協議会」で利用者のニーズを踏まえ協議することにより、たとえば、医療施設と福祉施設間を結ぶ「医療、福祉型パス路線」など、新しいタイプの路線が誕生することも考えられる。	岐阜県	社団法人 吱阜県経 斉同友会	公共交通特区」構想	公共交通利用の促進は、少子高齢化、環境保全などから、自動車依存の高い 地方」においては 喫緊の課題である。市民の公共交通利用の促進、特に交通弱者の移動を確保するには、彼らのニーズを的確、かつ迅速に公共交通のあり方や施策に反映させる必要がある。そのため、市街地で、かつ、大規模の医療、福祉、教育施設などの周辺地区に、地域の公共交通のあり方を 官民で検討する 官民一体型の協議会」を組織 ム 当協議届出制とするとともに、道路における交通規制は、当協議会で得た結論に基づき都道府 県公安委員会が実施する。
1109	11091010	に週出られる 近距離	道路法施行規則第4条に係るコミュニティバスの運行については、通達により「概ね2キロメートルまでの近距離区間」に限り、上限運賃の特例が認められているが、その近距離区間を「概ね5キロメートル」に拡大する。	公共公益施設や商業施設の立地など、地域の特性に応じた柔軟なコミュニティバス路線を設定する。これにより、利便性・経済性を高め、バス利用による本市中心部における地域経済の活性化を図るとともに、更には、その活用促進による環境に配慮したまちづくりを展開する。	0	山口県	山口県宇部市	エコシティ <b>う</b> べ推進プロ ジェクト	宇部市においては、グローバル500賞受賞都市として地域から地球環境の保全に努め、循環型社会の実現を目指しており、宇部方式」の精神から、市民事業者研究機関・行政の各主体がエネルギー消費量の削減と地球温暖化対策をそれぞれの役割に応じて実践、実行していく。また、産学・官連携の取り組みやそれを支援するための施設整備の充実、リサイクルボートの指定を受けた重要港湾を抱えるという特性を最大限に発揮し、基礎研究から技術開発・事業化までの総合的な支援により、環境関連ビジネスを振興するとともに、地域循環、環境保全型の農業である地産地消や緑化運動をすすめることにより、地域経済の活性化及び雇用の創造を図る。
1233	12331010	マイカー乗り合い輸送システムの制度化 (過疎地有償輸送の拡大)	過疎地有償輸送の要件を緩和し、会員制度によるマイカー 乗り合い制度広く過疎地域に認めることによって、地域の 交通システムの飛躍的発展を図る。	既に構造改革特区で認められている過疎地有償運送の考え方をより敷衍し、地域住民の視点に立ったマイカー乗り合い制度を創設する。 (実施主体、方法等)ポランティア・マイカータクシー運営組織で運営する。基本とするシステムは過疎地有償運送による。既存の特区が「交通空白」という極めて限定された状況を頂き組織に登録し、利用者はその状況を確認した上で、利用スケジュールを調整するというシステムを一般化することに意味がある。(スケジュール)特別な施設が必要なものではないので、運営組織、運営に係る規約などがまとまればすぐに実施できる。	(改革の必要性) 固まりとしての乗客の需要が小さい、相互の距離が長い、結果として便数が少ない等の事情から、過疎地域において公共交通の利用は進まず、産業としての発展は望めない。一方でこれらの地域にもマイカーという交通手段が広く普及している。マイカーを相互に有効活用するシステムを構築し、自主自立の精神で、地域における移動の便宜の向上を目指す。あわせて、乗り合いという精神の普及により、地域コミュニティの再編を図るとともに、地球環境に優しい取組を進める。(経済的社会的効果) 地域における輸送手段が大幅に広がり、過疎地のイメージが変革する起爆剤になる。グリーンツーリズム、エコツーリズムその他の体験観光など地域間交流が活発になる。	大分県石	マイカー乗 り合いoita 研究グ ループ	マイカー乗合いによる 新しい地域交通システムの創設	今、地域には多くの自家用車(マイカー)があり、それを運転できる多くの人がいる。一方で人口の減少とマイカーの普及は、鉄道、バス、タクシーという既存の公共交通体系に深刻な影響を与え、マイカーを持たない人々の移動は、困難を増している。多くの過疎地域では公共交通機関は役割を充分に果たせなくなっており、地域ごとの特性を踏まえた抜本的な変革が求められている。地域コミュニティ機能を活かし、地域にある資源を最大限に活用して、だれもが快適な生活を送れる輸送手段として、構造改革特区で認められた過疎地有償運送を拡大し、会員制度によるマイカーの乗合い利用制度を創設する。

			12 国土交通省				
構想(プロジェクト)管理 番号	規制特例提 案事項管理 番号 規制の特例事項(事項 名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県 名	提案主体 構想(プロジェクト)の名 名	提案概要
1414	各地方運輸局で公示されている「一般乗用旅 れている「一般乗用旅客自動車運送事業の許可および譲渡譲受認可申請事案の審査基準」の特例	【 イヤー事業者に運転者として雇用されていることを除外す	個人事業者のタクシー運転手が増加し、観光客向けや、過疎地の高齢者向けなどの様々な個人タクシー事業者が増加することにより、事業者の創意工夫で様々な料金体系のタクシーが現れ、観光客、過疎地、中心市街地等における地元住民の利便性が増し、経済の活性化にもつながる。	0	宮崎県	宮崎県個人タクシー設立特区	鉄道、バスといった比較的安価な公共交通機関の整備が脆弱な本県において、観光客向けや、過疎地の高齢者向けなどの様々な個人タクシー事業者が増加することにより、事業者の創意工夫で様々な料金体系のタクシーが現れ、観光客、過疎地、中心市街地等における地元住民の利便性が増し、経済の活性化にもつながる。
1026	場合、デイサービスセ 10261090 ンターの利用時間より	が設からヘルパー資格者が病院へ移送する場合、現制度ではデイサービスの利用時間より減算して介護保険を請求することになっている。国土交通省との関係でヘルパー資格・者が施設から通院介助することは白タクになるとの議論がある。	片送の場合千円で1割負担百円で通院介助できるが、実質的には 病院で待ち、また施設まで通院介助しなければならず、利用者 の要望が強い病院移送を続ける為には減算しないでこのサービ スを実施する。	利用者は介護してもらっている介護職員より通院介助サービスを受けたいと思っている。 又、送迎している時間はデイサービスの利用を受けていないという議論もあるが、実質的には介護する者が一人かかりきりでサービスをする為、減算する必要までは利用者は要求していない。	福岡県	法人教手会 ケィティ・ エンタープ ライズ株式 会社 有限会社 かじと 提票 係的	介護 医療 保育所等の介護福祉施設の財源は、社会的強者の福祉、カジノの経済活動で賄い、自立した強い地域を作る 日本の美、伝統文化の建築美を意識した観光産業的空間特性を明確にして、グローバル化社会に対応する民間活力で総事業費550億円のインフラ整備を10年間で完フレ、ハード・ソフト面の達成で、鞍手町内ビーク時の3万2千人に回復させる 経済改革特区債権の発行分に対して、利子補給と元本を政府が保証する 介護保険1割自己負担金分を事業者に割引の裁量権を認める
1182	して行う、自主的パトロールにおいて、個人車両を使用する場合は、当該パトロール中に限り、車両を限って、ゴムマグネット着脱可能な青色回転灯の使用を、できるだけ	これを、都道府県知事、警察本部長若しくは警察署長又は 市町村長から防犯活動の委嘱を受けた者が、『道路運送車 両の保安基準』第55条の定めるところにより地方運輸局 長に対しゴムマグネット等による着脱式の青色回転灯の装 備を例外的に認めるための基準緩和申請警察本部長(窓口は 申請者を構成員とする団体が、都道府県等の部門となる	防犯活動の委嘱を受けた者を構成員として含む団体が、ゴムマグネット等による着脱式の青色回転灯を事前に認可を得た車両に装備して、都道府県警察本部長(窓口は所轄の警察署)に対し、一定の事項(団体の概要、構成員、パトロールの概要、使用	・ゴムマグネット等による着脱可能な青色回転灯を車両に装備することは、二重の意味で規制されている。一つは、青色回転灯が認可されていないこと。他の一つは、着脱可能な形式が認められていないというこである。前者については、制度改正に向けての動きがあり、改正案が公開されてパブリックコメントが求められている。後者についてはこの案の中でも認められていない。公開案は、行政機関(直接には警察)の権限の及ぶ範囲の中で、認めようとしている。そのため青色回転灯は、固定式でなければならず、実際に市民の一般車両について、提案制度を活用することは極めて困難であると考えられる。		回転灯を付けて心に 岐阜市 安心の灯りを点けよう 特区	岐阜市には、地域の課題を地域が自らの力を発揮することによって、その解決を図り、それが、互いの結束を固め、新たな活動を誘発するといった好ましい循環を生み出している例がいくつか在る。これらの活動の一つとして、自主的な防犯活動や、長い歴史を持つ専任の水防団活動がある。本特区は、これらの市民が主体となって行づ防犯パトロールや、河川堤防等のパトロールにおいて、パトロールに使用する車両に着脱式の回転灯を装備使用できるようにするものである。これによって、これらの活動に対する土気を高めようとするものである。
1421	道路運送車両の保安基準の緩和 (車両への、取り外し	動車には一定の灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなる虞のあるものとして告示で定める灯火又は反射器を備えてはならない。」ことはから、規定されている灯火以外に取りかしの出来る白若しくは青色の灯火(回転灯)を大垣市のさわやかパトロールに使用する車両や、ボランティア団体が使用する車両の上部に搭載できるものとする。また、取り外しを要望する理由は、業務委託は1年ごとに入札しており、車両自体も業者持ちであり取り外しでないと費用が高くつくため。更	察、市が協働して、防犯パトロール等を進めるとともに、市では独自事業として平成15年度から警備業者へ委託した地域安全パトロール業務「さわやかパトロール」を推進。これらの成果により平成15年の犯罪発生件数は対前年比2割減の成果を出した。しかしながら、依然として10年前の約2倍に当たる4千件の刑法犯が発生しており、特に夜間の犯罪(車上狙い・自転車盗・自動車等)が多発していることから、10年前の水準に	犯罪の抑止効果として最も大きなものは人の目であるが、夜間の暗闇では人の目は届かないことから、特に視覚効果に優れ一般的にも『回転灯ェ非常事態やパトロールカー』として認知されている回転灯を市独自事業である地域安全パトロール業務「さわやかパトロール」のパトロールカーや、防犯活動を目的とする市が認めたポランティア団体のパトロールカーに搭載することにより、夜間における犯罪の抑止力としたい。	岐阜県	岐阜県大 きらきらパトロール特 垣市 区構想	犯罪の抑止効果として最も大きなものは人の目であるが、夜間の暗闇では人の目は届かない。そのため、特に視覚効果に侵れ一般的にも回転灯 = 非常事態やパトロールカー』として認知されている回転灯を市独自事業である地域安全パトロール業務 さわやかパトロール」や防犯活動を目的とする市が認めたボランティア団体のパトロールカーに搭載することにより、夜間における犯罪の抑止力としたい。道路運送車両の保安基準第42条により、一般の自動車に回転灯の設置は認められていないことから、特例措置として取り外しの出来る白又は青色の回転灯を認めてもらいたいもの。

				12 国土交通省	(特区)		
構想(プロジェクト)管理 番号	規制特例提 案事項管理 番号	規制の特例事項(事項 名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県 提案主体 構想(プロジェクト)の名 名 名	提案概要
1291	12911010	自動車の警光灯(回転 灯)装備と公道走行の 柔軟化	警光灯(回転灯)は、一部の自動車を除いてその装備と公 道の走行が許可されていないが、一般車輌の通行が極めて 少量で、かつ、限定する短距離の経路に限り、自動車の警 光灯(回転灯・脱着式)装備と走行を許可する。	1093000が必安しのリ、ソースノル内と自復心政内しは、八	現状では、警光灯(回転灯)取付け・取外しのために、特定の敷地内とはいえ、大型車輌の一時停車が頻繁に発生し、時間的ロスが大きいことに加え、安全性に懸念が生じている。また、夜間作業においては、さらに安全性が低下すると考えられ、他の車輌からの認識を増大させる上からも、警光灯(回転灯)による差別化が最善と考える。	愛知県 名古屋港 名古屋港産業ハブ特 管理組合 区計画	名古屋港は、海上輸送と陸上輸送の結節点として、中部地域の発展に大きぐ寄与している。こうした中、急増する海上コンテナ貨物の港湾内 (陸域)における効率的な輸送が重要となっており、自動車の警光灯 (回転灯) 装備と公道走行を柔軟化し、物流機能の更なる効率化をめざす。また、港湾施設整備において、地域の自主裁量性の拡大により、港湾の国際競争力強化に努める。
1182	11821020	において行っています。 において行っています。 ででいますが、 ででいますが、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 でいますが、 でいまが、	『道路運送車両の保安基準』により、ゴムマグネット等による着脱式の赤色回転灯を車両に装備することは認められていない。これを、岐阜市水防団員が、岐阜市長の認めた車両について、『道路運送車両の保安基準』第55条の定めるところにより地方運輸局長に対しゴムマグネット等による着脱式の赤色回転灯の装備を例外的に認めるための基準緩和申請をしけ行うの装備を見とする水防団が、水防活動の一環として行う河場である。(『道路運送車両の保安基準』第55条の定める地方運輸局長の基準緩和申請にかかる認定基準の緩和。)		・ゴムマグネット等による着脱可能な赤色回転灯を車両に装備することは、二重の意味で規制されている。一つは、赤色回転灯が緊急車両に限って認可されていること。他の一つは、着脱可能な形式が認められていないということである。前者については、水防活動を行う車両は、緊急車両とすることが認められている。後者については、緊急車両の場合でも特別の場合以外は、装備使用が認められていない。水防団に公的に車両を配備することは、現状では極めて日難であり、水防団側の車両にブ川堤防等のパトロールを行うことも止むを得ないのが現状である。水防活動においての回転灯装備の必要性は認められており、一般車両について赤色回転灯が悪用されないように配慮しながら、限定的に装備使用することにより、水防活動の安全性を確保していきたい。	回転灯を付けて心に 岐阜県 岐阜市 安心の灯りを点けよう 特区	岐阜市には、地域の課題を地域が自らの力を発揮することによって、その解決を図り、それが、互いの結束を固め、新たな活動を誘発するといった好まい」循環を生み出している例がいくつか在る。これらの活動の一つとして、自主的な防犯活動や、長い歴史を持つ専任の水防団活動がある。本特区は、これらの市民が主体となって行づ防犯パトロールや、河川堤防等のパトロールにあいて、パトロールに使用する車両に着脱式の回転灯を装備使用できるようにするものである。これによって、これらの活動時の安全性や効果、市民のこれらの活動に対する土気を高めようとするものである。
1224	12241010	可番号標による試運転	臨時運行許可番号標について、日本への輸入窓口となり、 日本での型式指定等の手続を行っている輸入業者について も、自動車製造者と同様に、その使用を容認する。	る臨時運行許可番号標について、日本への輸入窓口となり、日本での型式指定等の手続を行っている輸入業者についても、自	三河港に所在するフォルクスワーゲングループジャパン㈱は、日本に正規に輸入する車両について厳密な調査をし、日本仕様に改良・変更するために、車両の試運転を行っている。この車両の試運転は、日本で登録前の車両を使うことから道路運送者両法に基づく臨時運行計可番号標(仮ナンバー)が必要であるが、現行制度では自動車製造者に限って使用が許明は輸入業者であることから、仮フォルクスワーゲングループジャパン(株)は輸入業者であることから、仮ナンバーの交付を受けることができない。そのため、自動車を豊橋から陸揚げし、東京ヘトレーラーで回送した上、東京に所在する技術部が東京で仮ナンバーの交付を受け、試運転終了後、仮ナンバーを返却し、豊橋ヘトレーラーで回送している。そこで、輸入業者であるフォルクスワーゲングループジャパン(株)が仮ナンバーの交付を受け、試運転を行うことができれば、このような煩雑な手続や作業を行うことなく、豊橋から自走で東京を往復することが可能となる。	愛知県 愛知県 国際自動車特区	現行制度において、自動車製造者に限って使用が許可されている臨時運行許可番号標について、日本への輸入業者についても、自動車製造者と同様に、その使用を容認する。

				12 国土交通省	(行区)		
構想(プロジェクト)管理 番号	規制特例提 案事項管理 番号	規制の特例事項(事項 名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県 提案主体 構想(プロジェクト)の名 名 名	提案概要
1388	13881010	道路運送車両法第61 条の自動車検査証の有 効期間の延長	道路運送車両法第61条の自動車検査証の有効期間の延長(規制特例)初めての自動車検査:五年継続の自動車検査:四年(現行)(自動車検査証の有効期間)第61条 自動車検査証の有効期間は、旅客を運送する自動車運送事業の用に供する自動車、貨物の運送の用に供する自動車及び国土交通省令で定める自家用自動車及び国土交通省のものものとのものとの各号に掲げる自動車について、初めて前条第1項対策を対しては、前項の規定により自動車検査証を交動車検査にあいては、前項の規定により自動車検査証の有効期間と1年、とする自動車のうち車両総重量8トン未満の貨物の運送自動に供する自動車及び国土交通を証の有効期間を1年とされる自動車の可は上交通を証の有効期間を1年とされる自動車のうち車両総重量8トン未満の貨物の運送自動車の方を車両総重量8トン未満の貨物の運送自動車及び国土であるもの2年2・前項の規定により自動車検査証の有効期間を2年とされる自動車のうち自家用乗用自動車であるもの3年	車検期間を延長することにより、車検制度のための車両運搬費用の軽減が図られ、高齢者の利便性向上などの離島の生活を維持できる移動手段としての役割や離島の地域活性化の手段として、自動車のさらなる活用を促すことができ、公共福祉の向上につなげていくものである。	0	宮城県塩 浦戸諸島活性化特区 電市 (車検特区)	本市の浦戸諸島地域では、自動車を所有する場合、離島のため、台船をチャーターは、車検制度のために一定期間の間隔で本土へ自動車を運搬し、車検を受けている状況となっている。このことは、検査費用のほか台船代等の費用が発生し、住民にとっては、大きな負担となっている。高齢者の利便性を図り、離島の生活を維持できる移動手段として、自動車のさらなる活用を促し、さらに近年の自動車検査証の有効期限を5年、さらに継続される場合も4年とする)を延長し、走行が離島限定とした車検とは、離島の生活の維持向上につなげていくものである。
1366	13661020	「外国大学の日本分校 の認定とそれに伴う通 学定期の学生割引適用 に関する告知」	ばならない。しかし外国大学の日本校が、日本の大学として諸基準を適用し認可されることは、外国大学がその特徴をそのまま生かし運りしていくことを困難にし、実情に則してない。そこで、外国大学の日本校がその国の正式な認定機関から認定を受けている場合、または認定を受けかつ教育内容の質を証明する新たな基準を満たす場合、その大	ら、指定寄付金制度も適用されないため、寄付金の募集も難しい。学費に財源を頼るため、年間の学費は首都圏所在の一流私立大学より高額であり、学生、保護者の経済的負担は大きい。通学定期券の学生割引対象者となることにより、外国人学生を含む学生と保護者の経済的負担が著しく軽減されるとともに、より高度な教育サービスが提供でき、地域の活性化にも資する。	テンプル大学ジャパンで学生はアメリカ本校と同レベルの教育を受け、同一の単位、学位を取得している。特に日本人の学生は、英語による米国式参加型授業をアメリカ本校と同レベルで英語で受講するため、学習量が多く、大学に通学する機会も頻繁である。定期券の学生割引が適用されないことは、学生と保護者の経済的負担であると同時に「本当の大学ではない」という印象を与え、差別待遇を受けているという精神的担になっている。平成15年6月に、鉄道局から民間業者に、外国大学の日本校の学生に対する学生割引適用を促す米国政府の要請が伝えられたが、効果がなかった。最終的には民間業者が学割の対象を決定するものであることは理解するが、国土交通局から民間業者に、1.「TUJが学校教育法一章の第一条の大学に準ずるものである」という公的な認定がなされる2.従ってTUJの学生には定期券の学割適用が望ましい、という2点が告知されれば実際の効果をもたらすと考える。学校法人である場合は、専門学校でも学割は与えられるものであり、イコールフッティングの観点からも是非支援をお願いしたい。	学ジャパン区	港区は経済的、政治的に国際化が進み外国大学日本校の果たす役割が大きいが、港区に位置 L22年間の実績を持つテンブル大学ジャパン は、日本での認可がないため運営上不利益な立場に立つ。そこでカリキュラム内容や運営はそのままに、本校を認定する認定機関からの認定がある場合、または認定とその教育内容の質を証明する新たな基準を満たす場合、日本の大学またはそれに準ずるものとし、同等の法的立場を与える。これにより学生の経済的負担が軽減し国際的人材の育成、留学生等の受入れ拡大による地域の国際化、経済活性化が促進し、国際教育の拠点としてあらゆるリソース提供が可能になる。
1502	15021010	光船に対する小型船舶	24m以内のバリアフリー化した観光船に対しては、レジャー船と扱いを同じにしトン数に関係なく小型船拍の基準の適用を受けたい	地域に先駆け造船技術の向上を図って、先進地としての地位を確立することで産業の育成と雇用の拡大に繋がる。 日本海に	観光が産業の柱の一つになっている当地域においては、海上遊覧なくしての観光は考えられない、全国的に高齢化社会となり当地域においても、高齢者や身体の不自由な観光客も増加してきている、これに対応するためにも観光船のバリアフリー化が必要となってきた。採算ベースで考えたとき定員45名は必要となるが、バリアフリーで45人定員の船を建造すると、最低でも長さは24mでトン数は28トンとなり小型船舶の基準を超えることになる。昨年の改正によりレジャー船の場合は24mまでなら、トン数に関係なく小型船舶の取り扱いにするとの規則の改正がされている、この規定を旅客船にも適用すると、乾舷・予備浮力・復元性など格段に良くなり、オープンスペース等も広く、究極のバリアフリー船を建造することができる、これによりサービスの向上も図れ、観光産業の発展が望める。		全国的に高齢化社会となり、当地域においても高齢者や身体の不自由な観光客も増加している、これに対応するためにも観光船のパリアフリー化が必要となっている、昨年の規則の改正によりレジャー船の場合はトン数に関係なく小型船舶の扱いをするとの規則の改正がされた、この規定を旅客船にも適用できるよう規制の緩和をしてもらいたい、観光産業の発展、他地域に先駆けた造船技術の向上などが図れる。

構想(プロジェクト)管理 番号	規制特例提 案事項管理 番号	規制の特例事項 (事項 名)	規制の特例事項の内容	12 国工父週省 具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県 提案主体 名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1007	10071010	強制水先の必要な船舶 (外国籍船)の見直し	関門区において入出港する強制水先が必要な船舶のうち、下記について適用を除外とする特例を設けること。 水先法第13条ただし書きに定める船舶の船長について、関門区において定期的に入出港する外国籍強制水先対象。 相の船長のうち、下記要件を満たす船長を対象とする欄:関門医の指し、第2欄門港航路区域のみを航行し、開門区の銀速を通過する船舶的いては第4欄の回数を50回とにより、外国を通りにの船とで、日本籍船よりも厳しい条件を設定することにより、で、日本籍船よりも厳しい条件を設定することにより、で、日本籍船よりも厳しい条件を設定することにより、で、日本籍船よりも厳しい条件を設定することにより、で、日本籍船よりも厳しい条件を設定することにより、1、日本籍のみを対象と全性を確保する。 2、下記安全対策設備等を登載している船舶のみを対象とし、安全性動識別装置(AIS) 2)自動衝突予防援助装置(ARPA) 3)SOLAS条約に基づくSMC(安全管理証書) 3、輻輳水域での行き合い船とのコミュニケーションを図るため、船長、一等航海土をはじめ操船にあたる複数の船舶職員が英語を話すことが出来ること。	H15年4月21日に認定して頂いた本市構造改革特別区域計画 (名称:下関市・東アジアロジスティック特区)の目標に掲げ ている下関港における物流の更なる効率化を図る。 具体的には、下関港で発着する国際フェリー航路及び定期コン テナ航路に就航する船舶のうち、関門区の航行環境を十分に把 握している船長(外国人)が乗船する船舶を強制水先対象外と し、下関港利用にあたっての利便性向上を実現し、下関港の国 際競争力アップにつなげ、地域経済の活性化を図る。	本市が行ってきた強制水先制度の緩和要望については、規制改革の推進に関する第3次答申及び規制改革・民間開放推進3か年計画において、強制水先の必要な船舶の範囲の見直し」を平成16年度中に結論・実施という方向性が示された。 本市の第3次までの規制緩和提案に対しては、輻輳水域においては日本語によるコミュニケーションが不可及とは言えず、水先人の支援なく、輻輳水域で各船舶間でのコミュニケーションを図りつつ安全航行を確保することは困難であるとのご指摘を受けている。このことについては、1.通峡船舶の規制事例等から考えても、英語によるコミュニケーションで安全航行を確保することは困難であるとのご指摘を受けている。このことについては、1.通峡船舶の規制事例等から考えても、英語によるコミュニケーションで安全航行を確保することは可能と考える。2.下関港を入出港する定期外航フェリー等は多頻度に出入港しており、当該外国籍船舶の船籍船間を19世界での大きを10、当該外国籍船舶の船籍船間を10、当該外国第船の船長(外国大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大	山口県下関市	下関市・東アジアロジスティック特区	今回の第 5次提案として、港域におけるコスト面での競争環境を整え、下関港の特徴を活かした事業展開を図る民間の自由な活動を支援するため、強制水先の必要な船舶の見直 しについては、外国籍船船長 例国人船長 次航海実績の回数を日本路船船長の6回に対し数倍の50回とし、合わせてA 5、A R P A、SM C等を備えた船舶のみとした。コミュニケーション問題は、世界共通語の英語が最も有効であり、十分であると考える。
1368	13681030	強制水先の必要な船舶 (外国籍船)の見直し	横浜港に入港する外国籍船の船舶について、定期的な入港類度(入港経験)がある場合、強制水先を免除あるいは、特例料金を設定し、水先料金の低減化を図ります。	水先法の見直しによる水先料金の低減化を図り、横浜港の国際競争力を強化します。	安全面で支障が生じない範囲で料金低減につながるような制度の見 直しの可能性について、ユーザーからの要望もあることから、特区とし て再検討をお願いします。	神奈川県横浜市	国際物流特区	地域経済を支える横浜港の活性化を図るためには、港湾利用コストの低減化やリードタイムの短縮化など港湾利用サービスの向上により国際競争力を強化することが必要です。横浜市 国際物流特区 『では、検疫の迅速化や通関との連携強化、水先制度の見直 し、外国船舶による国内輸送の実施に向けた特例措置などを提案 実現することで、国際コンテナを中心とした港湾取扱貨物の増加と背後地域を含めた臨海部の活性化を図ります。
1558	15581011	強制水先の必要な船舶 (外国籍船)など水先 制度の見直し	実歴認定制度(強制水先の対象船舶であっても、当該強制区を年に一定回数以上航海した船長が運航する日本籍船であれば水先人の乗船義務を免除)の対象を拡大する。具体的には、「当該港または水域において国土交通省令で定める一定回数以上航海に従事したと認めるもの」という条件設定に関し、より厳格な要件(日本の航路、国内海事省(今について船長が十分な知識・経験を有すると国土交通省が認定した場合等)を付した上で外国籍船を加える。また、東京湾内の複数の水先区を統一し、一つの水先区とする。	安全性に問題のない船舶について、現行の実歴認定制度の対象 船舶を拡大することにより、水先料金の低減化を図り、アジア 諸港に伍した国際競争力のある東京港とする。	現在、「水先制度のあり方に関する懇談会」において、水先制度の抜本的な見直しが行われているところであるが、東京港の国際競争力を強化するためには、次の事項については特区において速やかに実現される必要がある。まず、今日までの船舶機能・航行技術・航路監視システムなどの著しい進歩に鑑み、強制水先の必要な船舶の見直しを要望する。また、東京港に入港する場合には東京および横須賀水先区の水先人が、東京港、横浜港の両港に入港する場合には東京、東京湾および横須賀水先区の水先人が東京港、横浜港の両港に入港する場合には東京、東京湾および横須賀水先区の水先人のみで航行できるよう、水先区の統合を要望する。併せて、1年間に一定回数以上入港する船舶に対する割引制度を導入するなど、料金体系の柔軟化を含め、料金制度のあり方を検討し、より一層の水先料金の引き下げをするよう要望する。	東京都東京都	国際港湾特区	アジア諸港が中継機能を増大させながら、サービス水準の向上・コス H低減を図っていく一方で、東京港を含む我が国港湾の競争力は低下してきており、大型コンテナ船の寄港頻度の減少が懸念されている。 国際港湾特区」の設置によって、税関の執務時間外の体制整備」および、税関における時間外手数料の半減」がなされ、一定のサービス水準の向上が図られた。今後はそれらに加えて、習熟した船長に対する水先人の乗船義務の緩和」や外航コンテナ船による国内輸送を認める特例措置」など規制の特例を拡充し、より一層のサービス向上、コストの低減を図ることで、東京港、ひいては我が国の港湾全体の国際競争力を強化していく
1368	13681010		横浜港における水先料金については、平成16年4月の全国的な改訂を受けて、見直しが行われましたが、スーパー中枢港湾に向け、更なる料金の低減化をお願いします。	水先法の見直しによる水先料金の低減化を図り、横浜港の国 際競争力を強化します。	特区指定に合わせて特区以外の水先料金との差別化(格差)をお願いします。 国土交通省が進める「スーパー中枢港湾」は港湾コスト3割減を目標としており、更なる料金低減が必要と考えます。	神奈川県横浜市	国際物流特区	地域経済を支える横浜港の活性化を図るためには、港湾利用コストの低減化やリードタイムの短縮化など港湾利用サービスの向上により国際競争力を強化することが必要です。横浜市 国際物流特区』では、検疫の迅速化や通関との連携強化、水先制度の見直し、外国船舶による国内輸送の実施に向けた特例措置などを提案・実現することで、国際コンテナを中心とした港湾取扱貨物の増加と背後地域を含めた臨海部の活性化を図ります。

			12 国土交通省 (特区 )							
構想(プロジェクト)管理 番号	規制特例提 案事項管理 番号	規制の特例事項(事項 名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県 提案主体 構想(プロジェクト)の名 名 名 称	提案概要			
1368	13681020		港域に設定された強制区(横浜川崎区)において、強制水先の対象となる船舶の大きさを、3千総トン以上から国内の他主要港と同等とすることで、水先料金の低減化を図ります。	] 水先法の見直しによる水先料金の低減化を図り、横浜港の 国際競争力を強化します。	現港湾計画の最終年度(平成17年度)を目途として見直すとのことですが、横浜港の現港湾計画における主たる整備である本牧B・C突堤間の岸壁が完成したことから、対象船舶の大きさについて他の主要港と同水準となるよう、見直しを前倒しでお願いしたいと考えるため。	神奈川県 横浜市 国際物流特区	地域経済を支える横浜港の活性化を図るためには、港湾利用コストの低減化やリードタイムの短縮化など港湾利用サービスの向上により国際競争力を強化することが必要です。横浜市 国際物流特区』では、検疫の迅速化や通関との連携強化、水先制度の見直し、外国船舶による国内輸送の実施に向けた特例措置などを提案 実現することで、国際コンテナを中心とした港湾取扱貨物の増加と背後地域を含めた臨海部の活性化を図ります。			
1368	13681040	強制水先区の見直しに よる水先料金の低減化	東京港と横浜港を移動する船舶は、水先人(東京港の水 先人、東京湾の水先人、横浜港の水先人)のきょう導により航行することとなります。 安全性を考慮しつつ、1人の水先人で一体的に水先業務を 行えるような特例の実現をお願いします。	〈 水先法の見直しによる水先料金の低減化を図り、横浜港の国 際競争力を強化します。	スーパー中枢港湾を目指す上で、東京湾内における港湾相互間の連携が求められていることから、京浜港内相互間の移動は、1人の水先人できょう導できるよう特例の実現をお願いするものです。	神奈川県 横浜市 国際物流特区	地域経済を支える横浜港の活性化を図るためには、港湾利用コストの低減化やリードタイムの短縮化など港湾利用サービスの向上により国際競争力を強化することが必要です。横浜市 国際物流特区。では、検疫の迅速化や通関との連携強化、水先制度の見直し、外国船舶による国内輸送の実施に向けた特例措置などを提案 実現することで、国際コンテナを中心とした港湾取扱貨物の増加と背後地域を含めた臨海部の活性化を図ります。			
1558	15581012	強制水先の必要な船舶 (外国籍船)など水先 制度の見直し	実歴認定制度(強制水先の対象船舶であっても、当該強制区を年に一定回数以上航海した船長が運航する日本籍船であれば水先人の乗船義務を免除)の対象を拡大する。具体的には、「当該港または水域において国土交通省令で定める一定回数以上航海に従事したと認めるもの」という条件設定に関し、より厳格な要件(日本の航路、国内海事法令について船長が十分な知識・経験を有すると国土交通省が認定した場合等)を付した上で外国籍船を加える。また、東京湾内の複数の水先区を統一し、一つの水先区とする。	安全性に問題のない船舶について、現行の実歴認定制度の対象 船舶を拡大することにより、水先料金の低減化を図り、アジア 諸港に伍した国際競争力のある東京港とする。	現在、「水先制度のあり方に関する懇談会」において、水先制度の抜本的な見直しが行われているところであるが、東京港の国際競争力を強化するためには、次の事項については特区において速やかに実現される必要がある。まず、今日までの船舶機能・航行技術・航路監視システムなどの著しい進歩に鑑み、強制水先の必要な船舶の見直しを要望する。また、東京港に入港する場合には東京および横須賀水先区の水先人が、東京港、横浜港の両港に入港する場合には東京市のよび横須賀水先区の水先人が、東京港、横浜港の両港に入港する場合には東京といび横須賀水先区の水先人が乗船することになるが、安全性を確保した上で、1人の水先人のみで航行できるよう、水先区の統合を要望する。併せて、1年間に一定回数以上入港する船舶に対する割引制度を導入するなど、料金体系の柔軟化を含め、料金制度のあり方を検討し、より一層の水先料金の引き下げをするよう要望する。	東京都 東京都 国際港湾特区	アジア諸港が中継機能を増大させながら、サービス水準の向上・コスト低減を図っていく一方で、東京港を含む我が国港湾の競争力は低下してきており、大型コンテナ船の寄港頻度の減少が懸念されている。 国際港湾特区」の設置によって、税関の執務時間外の体制整備」および税関における時間外手数料の半減」がなされ、一定のサービス水準の向上が図られた。今後はそれらに加えて、習熟した船長に対する水先人の乗船義務の緩和」や外航コンテナ船による国内輸送を認める特例措置」など規制の特例を拡充し、より一層のサービス向上、コストの低減を図ることで、東京港、ひいては我が国の港湾全体の国際競争力を強化していく。			
1168	11681010	海上運送法第20条不 定期航路事業の<届出 >業務の緩和	現在の届出については、船舶安全法の旅客定員が13名以上にもかかわらず、<届出>業務は12名以下の定員に限られている。よって、離島間の航路事業について冠婚葬祭行事並びに離島間を移動回近する観光客へのアクセスができない。旅客定員についての緩和を要望するものであるが、船舶安全法で20トン未満の小型船舶に限られた容積率により与えられた旅客定員を限度とするのも一考である。	・複数の島を回遊する観光客の運送 ・本土と離島間を往復する定期航路のダイヤの関散時間帯 ・定期航路の最終時間から始発時間までの時間帯 ・離島で開催されるイベントへの会加者のための空期航路の関	本土と離島の移動は、集約地から放射線状に航路が開設されている。そのため、単数の島と島の間の移動についても集約地の基点からの乗船に限られており、目視できるほど近距離の島に移動する場合でも起点を経由し移動しなければならない。これでは、時間的にも経費的にも不合理である。更に、島の経済活性化のためにイベント等が開催される場合、現在は離島の定期航路のダイヤが1日2便となっている場合が多く、航路のダイヤに合わせてイベントのスケジュールを組むとイベント自体が間延びしたものになり開催趣旨が阻害される場合も多く発生している。	佐賀県 高場信行 玄界灘海上運送特区	離島航路は、安全性 利便性 迅速性のすべてが必要ですが、すべてを満たすためにそれらのどれかが欠如する場合もあります。不定期航路事業は、定期航路事業の補完事業でありますから、この特区構想の実現で双方の事業推進により競合することなく島在住民、島への来島者等が臨機応変に往来できるようになることを願っております。			

構想(プロジェクト)管理 番号	規制特例提 案事項管理 番号	規制の特例事項(事項 名)	規制の特例事項の内容	12 国工交通自   具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県 提案主体 構想(プロジェクト)の名 名 名	提案概要
1292		外航商船に対するいわ	日本籍外航商船に対するいわゆる日本人船員配乗要件の改 廃。また、外国人船員の海技資格承認試験制度の抜本的見 直し等、関連資格の取得手続の簡便化等を図る。	わが国外航商船について国際競争力のある第二船籍制度が創設されれば、これまで外国に置籍されていた船舶や今後の新造船の多くが日本籍船に登録され、5.5%に過ぎないわが国商船隊に占める日本籍船の割合が飛躍的に伸びることが期待される。	愛媛県今治市を中心とする今治圏域は、海運・造船を中心と外に海事産業集積を形成しており、倒域の外航船主は500隻近い外国籍希籍船は作っている。一方、わが国外航船船は1,873隻のうち日本籍船は作ったりに103隻(2003年7月現在)に減少している。日本籍船を所有した場合、税制・船員配乗要件・厳しい設備/検査要件などの高コスト要因にパよの大などの海外に船額を置きるでは、1000000000000000000000000000000000000	愛媛県、東 治市、社団 わが国外航商船の第 京都 法人日本 二船籍制度創設	わが国外航商船の第二船籍制度を創設する。すなわち () )日本籍外航船に対するいわゆる日本人船員配乗要件の改廃、 (2) )日本籍外航船に対する船舶設備・検査要件の緩和。
1292		外航商船に対する船舶	日本籍船への登録を促進するため、証書発給、海外ドック 時の対応、測度、設備要件、検査インターパル等、日本籍 船特有の船舶設備・検査要件や売買船に際しての各種手続 きおよび規制について、国際標準並みのものとする。	77か国外肌間所にプロで国際競争力ののの第一航籍制度が創設	愛媛県今治市を中心とする今治園域は、海運・造船を中心と外流等を 業集積を形成しており、圏域の外航船主は500隻近い外国籍結晶に に103隻(2003年7月現在)に減少している。日本籍船を所有した場合、 税制・船員配乗要件・厳しい設備/検査要件などの高コスト要因によよって などの海外に船舶を置った。とから流域では、かいの政治を らこうした外国籍制を名をには、りかの政治を らこうした外国籍制度を受けず、さらにいかのでは、 会には、おいては、 会には、 を定性に保護管理の直接的からも問題とから、報籍を所名と、 を定性によるする程点ないがある。日本籍船を所名との の安定輪送を確保する程点ないがある。日本籍組 の安定輪送を確保する程点ないがある。日本籍組 の安定輪送を確保する程点ないがののとと、 国際競争力が大幅に発きるをには、 会による、 会による、 会による、 ののととはなるをにはないかのが、 会による、 会にはないかのでは、 ののののでは、 を定性にもりのでは、 のののでは、 を定性にもりのでは、 のののでは、 のののののには、 ののののののには、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	愛媛県今 愛媛県、東 京都 法人日本 船主協会	わが国外航商船の第二船籍制度を創設する。すなわち () )日本籍外航船に対するいわゆる日本 人船員配乗要件の改廃、 (2 )日本籍外航船に対する船舶設備 検査要件の緩和。
1368	12691050	送)に係る規制(自国	現在、船舶法により日本各港間の輸送(貨物及び旅客)は、原則日本籍船でなければ行えないところ、横浜港で扱う海上コンテナに関しては、外国籍船の母船同士による国内積み替え輸送を可能とします。		貨物を輸送する場合、「A港 釜山港 横浜港 北米」という現在の ルートでなく、「A港 横浜港 北米」というルートで輸送できるよう	神奈川県 横浜市 国際物流特区	地域経済を支える横浜港の活性化を図るためには、港湾利用コストの低減化やリードタイムの短縮化など港湾利用サービスの向上により国際競争力を強化することが必要です。横浜市 国際物流特区』では、検疫の迅速化や通関との連携強化、水先制度の見直 し 外国船舶による国内輸送の実施に向けた特例措置などを提案 実現することで、国際コンテナを中心とした港湾取扱貨物の増加と背後地域を含めた臨海部の活性化を図ります。

				12 国土父 <b>迪省</b>	(1√C)				
構想(プロジェクト)管理 番号	規制特例提 案事項管理 番号	規制の特例事項(事項 名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県 名	提案主体 名	構想(プロジェクト)の名 称	提案概要
1558	15581020	送の自国運送業者への	東京港を経由する国際コンテナ貨物のうち、通し船荷証券を有する「外国から輸送され、東京港で積み替えられ、船荷証券記載の日本の目的港まで輸送される貨物」及び「日本の積込港から輸送され、東京港で積み替えられ、外国に輸送される貨物」に限り、船舶法3条但書の沿岸輸送特許の取得を認めることにより、限定的にカボタージュ規制を解除する。また、空コンテナの輸送については年間で包括的に承認するなど、手続きの簡素化を行う。	東京港を経由する国際コンテナ貨物について、限定的にカボタージュ規制を解除する。このことにより、現在、海外において積み替えがなされている地方港向け(出し)貨物を集積し、基幹航路としての東京港の地位を確固としたものとする。	国土交通省では、アジア港湾の中での相対的な地位が低下している我が国のコンテナ港湾の国際競争力を重点的に強化するために「スーパー中枢港湾」の指定を行うとしている。この構想を実効性あるものとするために当規制緩和が不可欠である。この結果、国内他港とのフィーダー輸送が活発に行われ、双方の取扱貨物量が増加するだけでなくきた「モーダルシフトの推進にも寄与する。なお、国土交通省の主張してきた「安全保障上の問題」については、現在一部船社に対し船舶法3条但書物送特許の運用により限定的に規制を解除していること、また、写治に規制を解除していること、また、当規制緩和によってトランシップ港を外国港から東京港にシフトさせることが期待できるものであり、内国海上運送業者の貨物を奪うわけではないことからも問題は生じない。また、特例的に認められる空コンテナない制度の申請手続きについては輸送の都度行わなければならないこととから、年間で包括的に承認するなど手続きの簡素化を求める。	東京都	東京都	国際港湾特区	アジア諸港が中継機能を増大させながら、サービス水準の向上・コス H低減を図っていく一方で、東京港を含む我が国港湾の競争力は低下してきており、大型コンテナ船の寄港頻度の減少が懸念されている。 国際港湾特区」の設置によって、税関の執務時間外の体制整備」および税関における時間外手数料の半減」がなされ、一定のサービス水準の向上が図られた。今後はそれらに加えて、習熟した船長に対する水先人の乗船義務の緩和」や外航コンテナ船による国内輸送を認める特例措置」など規制の特例を拡充し、より一層のサービス向上、コストの低減を図ることで、東京港、ひいては我が国の港湾全体の国際競争力を強化していく
1476	6 147620	地方独立行政法人が港 10 湾管理者となるための 法的措置	立行政法人が名法徳を一元的に管理する法徳管理者となる	際競争力を高める。 	関西の活性化には産業再生が不可欠であり、産業インフラとしての物流機能の高度化は関西にとって重要な課題である。神戸港・大阪港はじめ大阪湾の諸港が東アジア地域における競争に勝ち残り、国際ハブ港湾の地位を回復するため、大阪湾の諸港を一元的かつ民間的発想で経営することにより、コストの削減、利用者に対するサービス向上を図る。現状では、各港の管理が政今市、府県の単位ではらばらに行われているため、投資が重複していることに加え、機能分担が明確でなく、利用者はそれぞれの港で課税されるなど利便性が損なわれている。また、港湾、空港、鉄道、道路を通じた総合輸送・物流政策の視点が欠けているため、国際競争力が低下している。これにより、大阪湾域から国際基幹航路が減少すれば、物流コストが上昇、スピーディな輸出入業務が阻害され、荷主企業の国際競争上大きなダメージを受ける。	大阪府、京 都府、兵庫 県	(治済(治済関者大会都議商所)) 関合関方経会商所工、会開友経会商所工、会経会商所工、会	大阪湾港湾の一元的 経営事業の推進 【	神戸港・大阪港はじめ大阪湾の諸港を一元的かつ民間的発想で経営することにより、コストの削減、利用者に対するサービス向上を図る。各港湾管理当局を統合改組し、地方独立行政法人、関西港湾機構、仮称)」を設立し、各港湾を一元的に管理する。コスト削減やリードタイム短縮に向けて、航空輸送、鉄道輸送、道路輸送との連携を強化する。利便性向上について対外的に情報発信を行うことにより、海外基幹航路の誘致や瀬戸内海のフィダー機能の回復を図る。一元的経営事業の効果を高めるため、港湾にかかわる手続きを完全に電子化する。なお、本提案は、関西州、産業再生、特区構想」における12の具体的事業構想の一つである。
1363	13631040		届出の条件である漁協の同意書のかわりに、その不同意書の事情を記載した書面の提出によって手続き要件を充足させる	港湾の建設	馬毛島へのアクセス方法は海路のみであります。西之表市と馬毛島の葉山港を船で約30分で結びますが、この葉山港は水深2mと浅いため小船しか入港できず、北東の風波、うねりでは、この小船すら出入港はできないため、馬毛島に常駐している従業員の生活物資の補給すら満足に行えない状況であります。その他の漁港で高坊・池田とありますが使用できない港です。また、西之表市が管理する地方港湾として椎ノ木・王籠・岬とありますが、船は着けない港湾であります。そのため、ライフラインの確保の為に港湾建設は必要になります。	鹿児島県	民間企業	馬毛島地域再生特区 構想	鹿児島県種子島西之表市に属する馬毛島は、 鹿児島県大隈半島佐多岬の南方約40km、種子 島西之表市西方約13kmの海上に位置し、島の 中心部にある岳之越を最高所とする面積約8.4k ㎡の平坦な島で南北方向約5km、東西方向約 3.3km、周囲約16.45kmの長い楕円形を成している。 無人島であった島は終戦後に入植が開始されたが昭和53年末には全世帯転出し、現在様々な開発を計画しているが、各種の規制により有効的な利用には至っていない。 馬毛島は雇用、観光、教育等においても潜在的に多大な価値があり、当島を最大限に活用し、地域経済の発展と地域の活性化を図る。
1385	13851010	リサイクルポート効率 化推進事業	・リサイクルポートにおける自動車リサイクル関連の「バラ 荷」の流通の効率化を図るため、規則に一項目追加	リサイクルの促進 港湾利用の際のランニングコストを抑え競争力を高める	現在の特区施行規則では、コンテナ船、ロールオン・ロールオフ船、自動車運搬船による貨物について、国有財産である特定埠頭の貸し付けを可能にしているが、今後、リサイクルを促進する上で、シュレッダーダスト、鉄くずなどバラ荷についても、適用できるよう願いたい。	ル海坦	I - CARプロジェクト チーム		『- CARプロジェクト』 リサイクルポート 石狩湾新港』の活用 石狩湾新港地区に自動車リサイクル拠点を創出(リサイクル率100%) 新港地区内にリサイクルゾーンを設定 景観や職場空間に配慮した環境整備 関連事業者の誘致による効率化 ・プロジェクト会社によるマネージメント力の強化 自動車100%再資源化 ・地域産業振興の基本とする

				12 国土交通省	(付位)			
構想(プロジェクト)管理 番号	規制特例提 案事項管理 番号	規制の特例事項(事項 名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県 名	提案主体 名	構想(プロジェクト)の名 称 提案概要
1476	14761010	港湾にかかわる手続き の完全電子化のための 規制改革	その他の電子データ保存に関する規制を見直し、緩和すること。 輸出人の円滑化を図る観点から、船荷証券及び原産地証 明書などについても、例外なく電子化を進めること。	神戸港・大阪港はじめ大阪湾の諸港が東アジア地域における 競争に勝ち残り、国際ハブ港湾の地位を回復するため、大阪湾 の諸港を一元的かつ民間的発想で経営することにより、コスト の削減、利用者に対するサービス向上を図る。 一元的経営事業の効果を高めるため、港湾にかかわる手続き を完全に電子化する。現状、通関手続きは申請書類が電子化さ れているが、他法令に基づく電子化されていない書類の添付が 義務づけられていることから、実質的な完全電子化は達成され ていない。	関西の活性化には産業再生が不可欠であり、産業インフラとしての物流機能の高度化は関西にとって重要な課題である。 現状では、大阪湾内の各港湾の管理が政令市、府県の単位でばらばらに行われているため、投資が重複していることに加え、機能分担が明確でなく、利用者はそれぞれの港で課税されるなど利便性が損なわれている。また、港湾、空港、鉄道、道路を通じた総合輸送・物流政策の視点が欠けているため、国際競争力が低下している。これにより、大阪湾域から国際基幹航路が減少すれば、物流コストが上昇、スピーディな輸出入業務が阻害され、荷主企業の国際競争上大きなダメージを受ける。	大阪府、京都府、兵庫県	(社) 清関者大会都議商所開合四人。 関合四方、一個人。 関合四方、一個人。 一個人。 一個人。 一個人。 一個人。 一個人。 一個人。 一個人。	削減、利用者に対するサービス向上を図る。 各港湾管理当局を統合改組し、地方独立行政 法人、関西港湾機構(仮称)」を設立し、各港湾を 一元的に管理する。コスト削減やリードタイム短 統に向けて、航空輸送、鉄道輸送、道路輸送と の連携を強化する。利便性向上について対外的 に情報発信を行うことにより、海外基幹航路の誘 致や瀬戸内海のフィダー機能の回復を図る。
1072	2 1072201	ドクターへリ安全運 0 のための架空線標識の 設置	i 所に着陸しなければならない。輝かしい救命の現場で実績   をあげている愛知ドクターヘリでは、特に三河山間部で救	置を決めたが、全国的な問題として取り上げられることはもちろんであるが150m以上についての議論はドクターへリの現場では納得できない。この問題を特区として愛知県内については	先の地域再生月間の折、地域産業の振興の一環として申請した。ところが恐れていたことが3月に現実のものとなった。行政では検討委員会を作り検討してくれることにはなったが法どおりの対応はされない見込み。新聞記事によると鉄塔の強度(重量や風圧)等の技術的な問題により対応に問題点があるように表現されているが着雪・氷のホームページを見ても分かるように例え数個の標識をつけても重量や風圧に十分耐えれる構造になっていると判断できる。全国的早急な要求は無理に十分でもドクターへりの守備範囲の地域については法どおり早急な設置を要求する次第です。なお今は高圧線のみの議論になっているが、架空線にはその他の線類が全て含まれているはずである。資材運搬用の索道(材木、休廃止鉱山、土木現場等々)はどのように対応されるのか・		愛知医科 大学高度 救命救急セ ンター	長野の事故後航空局では高圧線に標識をつけるための検討委員会を発足させる新聞記事を読んだが、航空法には60m以上の高圧線に標識をつけると規定されているが、いつのまにか150メートルと上に検討するという発表になっている。いろいろ高圧線所有者サイトからの技術的な言い訳も記事に見られるが着雪着氷をPCで検索してみるとそのような言い訳は全く認めるわけにはいかない。150メートルという数字はヘリコプターの空輸には安全上効果があるかもしれないが、ドクターヘリのように事故現場を探すフライトのほかに着陸地点を探し着陸しなければならない。法どおり60m以上の高圧線に標識設置を要求する。
1072	10721010	ドクターへリ安全確保 のための架空線標識の 設置	あげている愛知ドクターヘリでは , 特に三河山間部で救命   のためなくてはならないものとなっている。ところが事故	3月の木曾谷の事故の後行政では標識設置の検討委員会の設置を決めたが,全国的な問題として取り上げられることはもちろんであるが150m以上についての議論はドクターへりの現場では納得できない。この問題を特区として愛知県内については現行法どおり60m以上で早急に対処してほしい。	先の地域再生月間の折地域産業の振興の一環として申請した。ところが恐れていたことが3月に現実のものとなった。行政では検討委員会を作り検討してくれることにはなったが法どおりの対応はされない見込み。新聞記事によると鉄塔の強度(重量や風圧)等の技術的な問題により対応に問題点があるように表現されているが着雪・氷のホムページを見てもわかるように例え数個の標識をつけて重量や風圧に対しても十分別表られる構造になっていると判断できる。全国的早急な要求は無理にしてもドクターへりの守備範囲の地域に着いては法どおり早急な設置を要求する次第です。なお今は高圧線のみの議論になっているが、架空線にはその他の線類が全て含まれているはずである。資材輸送用の索道(材木、休廃止鉱山、土木現場等々)等はどのように対応されるのか?	愛知県	愛知医科度 対の高急 センター	長野の事故後航空局では高圧線に標識をつけるための検討委員会を発足させる新聞記事を読んだが、航空法には60m以上の高圧線に標識をつけると規定されているが、いつのまにか150メー けい以上に検討するという発表になっている。いるいる高圧線所有者サイドからの技術的な言い訳も記事に見られるが着雪着氷をPCで検索してみるとそのような言い訳は全く認めるわけにはいかない。150メー けいという数字はヘリコブターの空輸には安全上効果があるかもしれないが、ドクターへリのように事故現場を探すフライトのほかに着陸地点を探し着陸しなければならない。法どおり60m以上の高圧線に標識設置を要求する。
1072	2 1072202	(田)カカウがはっきます マワ	現在わが国には公共.非公共用ヘリポートの制度はあるが、基地制限表面内にある航空機の航行の安全を著しく害する恐れのある物件に対する標識の設置は飛行場も含め見当たらない。愛知医科大学高度救命救急センターは国の制度に則った歴とした社会資本である。更にドクターへリの制度1も国の制度でありその経費は国と県が負担している。ところが今のところへリポートは臨時ヘリポートであるが社会を資本に鑑み航空法施行規則132条二の2項:航行の安全を資本に鑑み航空法施行規則132条二の2項:航行の安全を害する架空線に対して照明付き標識を設置してほしい。現在ドクターヘリ9時~17時が運航時間帯であるが冬期悪天候時には日没前とはいえ視界が確保できにくい。又病院周辺には人家も多く制限表面のみならず1km範囲内について必要と判断する。	愛知ドクターヘリ基地周辺の架空線に対して60m以下のものであっても照明付き標識を設置してほしい.愛知ドクターヘリ基地は臨時ヘリポートであるがドクターヘリ制度は国の制度に即ったものであることに鑑み特別の配慮をお願いする。	航空法施行規則132条二の2項では着陸帯の中の物件又は進入表面、水平表面、転移表面、延長進入表面、円錐表面もしくは外側水平表面の投影面と一致する区域内にある物件であって航空機の安全を著しく害する恐れのあるものに標識をつけるよう規定されている。この文面から見ると公共又は非公共用飛行場、又はヘリポートについてのみと読み取りポートであっても特別に認めてほしい。公お冬期の日没前の出動に対して大変危惧しており照明付き標識を検討してほしい。公お全助に対して大変危惧しており照明付き標識を検討してほしい。公お全国の出のドクターヘリ基地を見てみるに倉敷:川崎医科大学、浜松:聖隷三方が原病、伊勢原:東海大学等々周辺に高い高圧線があり安全上切実な問題である。又全て臨時ヘリポートで運用されている。	愛知県	愛知医科 大学高度 救命救急セ ンタ-	長野の事故後航空局では高圧線に標識をつけるための検討委員会を発足させる新聞記事を読んだが、航空法には60m以上の高圧線に標識をつけると規定されているが、いつのまにか150メートルとに検討するという形表になっている。いろいる高圧線所有者サイトからの技術的な言い訳も記事に見られるが着雪・着氷をPCで検索してみるとそのような言い訳は全く認めるわけにはいかない。150メートルという数字はヘリコプターの空輸には安全上効果があるかもしれないが、ドクターへリのように事故現場を探すフライトのほかに着陸地点を探し着陸しなければならない。法どおり60m以上の高圧線に標識設置を要求する。

構想(プロジェクト)管理 番号	規制特例提 案事項管理 番号	見制の特例事項(事項 3)	規制の特例事項の内容	T2   国工交通自   具体的事業の実施内容		都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名 称 提案概要
1072	10721020 周	愛知ドクターへリ基地 引辺架空線に対する照 月付き標識の設置	の制度も国の制度でありその経費は国と県が負担してい る。ところが今のところヘリポートは臨時ヘリポートであ	愛知ドクターヘリ基地周辺の架空線に対して安全を害する架空線に対して60m以下のものであっても照明付き標識を設置してほしい。愛知ドクターヘリ基地は臨時ヘリポートであるがドクターへリ制度が国の制度に則ったものであることに鑑み特別の配慮をお願いする。	航空法施行規則132条の二の2項では着陸帯野中の物件又は進入表面、水平表面、転移表面、延長進入表面、円錐表面もしくは外側水平表面の投影面と一致する区域内にある別件であって航空機の安全を著しく害する青それのあるものに標識をつけるよう規定されている。この文面から見ると公共又は非公共用飛行場又はヘリポートについてのみと読み取れるが、ドクターへリ基地については社会資本であることに鑑み臨時へリポートであっても特区して認めてほしい。なお冬期の日没前の出国のドクターへリ基地を見てみるに倉敷:川崎医科大学、浜松:聖隷三方が原病院、伊勢原:東海大学等々周辺に高い高圧線があり安全上切実な問題である。又全て臨時へリポートで運用されている。		愛知医科度 学学の 対 センター	長野の事故後航空局では高圧線に標識をつけるための検討委員会を発足させる新聞記事を読んだが、航空法には60m以上の高圧線に標識をつけると規定されているが、いつのまにか150メー けい以上に検討するという発表になっている・いろにに線所有者サイトからの技術的な高い記書に見られるが着雪・着氷をPCで検索してみるとそのような言い訳は全く認めるわけにはいかない。150メー けいという数字はヘリコプターの空輸には安全上効果があるかもしれないが、ピクターヘリのように事故現場を探すフライトのほかに着陸地点を探し着陸しなければならない。法どおり60m以上の高圧線に標識設置を要求する。
1363		飛行場設置認可申請手 売きの簡素化	0	4000mの滑走路の建設	0	鹿児島県	民間企業	鹿児島県種子島西之表市に属する馬毛島は、鹿児島県大隈半島佐多岬の南方約40km、種子島西之表市西方約13kmの海上に位置し、島の中心部にある岳之越を最高所とする面積約8.4kmの平坦な島で南北方向約5km、東西方向約3.3km、周囲約16.45kmの長い楕円形を成している。 無人島であった島は終戦後に入植が開始されたが昭和53年末には全世帯転出し、現在様々な開発を計画しているが、各種の規制により有効的な利用には至っていない。馬毛島は雇用、観光、教育等においても潜在的に多大な価値があり、当島を最大限に活用し、地域経済の発展と地域の活性化を図る。
1467	14671010 行	〒政財産の無償使用	空港内の行政財産を、地方公共団体が空港利用者の駐車場 として使用する場合に、無償で使用できることとする。	管理する。地域の実情を把握している県が駐車場を整備・管理 することにより、利用者のニーズに的確に対応できるとともに	米子空港(美保飛行場)の駐車場は、有料として国土交通省が管理しており、当該地域の空港利用者の利便性は低いものとなっている。地方公共団体が無料駐車場とするためには、厳しい財政事情のおり国有財産の使用料を無償とする必要がある。	鳥取県	鳥取県	米子空港(美保飛行場)の駐車場は、民間の有料駐車場として運営しているが、慢性的に駐車場が不足しているが、慢性的に駐車場が不足しているが、慢性的に駐車場であると、駐車場が有料となると山陰地方の他空港と比べ、空港利用者の利便性が低くなるため、厳しい財政状況の中、本県は空港利用者の駐車場無料化に取り組んでいるが、県の大きな財政的負担となっている。県が空港内の行政財産を駐車場として使用する場合に、無償で使用できるよう規制の特例を設け、その上で米子空港内の行政財産の使用許可を県が優先的に受けることで、県が無料駐車場として整備管理を行い、当空港の利便性向上、利用促進を図り、地域の活性化、自立ある発展につなげる。
1647	16471020 大補	大阪国際空港周辺移転 捕償跡地の活用	正等に関する法律」による移転補償跡地のうち、第2・3種区 域外に存する跡地で、指定通所介護事業所の隣地にある未 利用地について、市が無償貸与を受け、これを農園として 活用することにより、施設を利用する高齢者の予防介護事 業につながるよう、指定通所介護事業所にその管理を委託	市が、無償貸与を受けた移転補償跡地について、予防介護の推進を目的とした農園として活用する。また、指定通所介護事業所にこの管理を委託し、当該農園の利用者の範囲を広げることで、指定通所介護事業所を利用する高齢者が菜園を作ったり、近隣の幼稚園や保育所児童等の学習農園としての利用や、また、一般市民の市民農園として活用することにより、農作業を通した利用者同士の交流促進が図られ、予防介護の推進にもその効果が期待される。	0	大阪府	大阪府豊 中市	介護保険制度における要介護認定者のみの利用とされる指定通所介護事業所について、独り暮らしであって、要介護状態にない高齢者の利用を可能とし、自立生活の延伸につなげる。また、大阪国際空港周辺の第2・3種区域外に存する移転補償跡地のうち、指定通所介護事業所の近隣に位置する未利用跡地について、市が無償貸与を受け、指定通所介護事業所の管理する農園として、高齢者や保育所等児童、市民が農作業を行うことにより、利用者同士の交流を図り、予防介護の効果が期待できる。また、この取組みを通して指定通所介護事業所を地域の社会福祉資源とし、予防介護の推進拠点等の場として活用する。

	12 国土交通省(特区)								
構想(プロジェクト)管理 番号	規制特例提 案事項管理 番号	規制の特例事項(事項 名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県 提案主体名	、 構想(プロジェクト)の名 称	提案概要	
1467	14672010	行政財産の地方公共団 体への優先的無償使用	米子空港利用者の空港アクセス手段としては自家用車利用が大きなウエイトを占めている中で、米子空港(美保飛行場)ターミナル地区の駐車場は、民間の事業者が国有財産の一時使用許可を得、その使用料を支払い、有料駐車場として運営しているが、慢性的に駐車場が不足している状況である。 一方、米子空港の旅客数の8割を超える東京便の運賃は割高な上、駐車場が有料となると、空港利用者の利便性が低くなるため、厳しい財政状況の中、本県は空港利用者の既存有料駐車場の無料化に取り組んでいるが、県の大きな財政的負担	米子空港(美保飛行場)のターミナル地区において、鳥取県が 国の行政財産を無償で使用し空港利用者の駐車場として整備・ 管理する。地域の実情を把握している県が駐車場を整備・管理 することにより、利用者のニーズに的確に対応できるとともに 無料駐車場とすることで空港の利便性向上、利用促進が図ら れ、地域の活性化につながる。	米子空港(美保飛行場)の駐車場は、有料として国土交通省が管理しており、鳥取県は既存有料駐車場の無料化に取り組んでいるものの、当該地域の空港利用者の利便性は十分とはいえず、地方独自の取り組み市場限界がある。	鳥取県	米子空港活性化構想	米子空港 僕保飛行場)の駐車場は、民間の有料駐車場として運営しているが、慢性的に駐車場が不足している状況である。 当空港の航空運賃が割高な上、駐車場が有料となると山陰地方の他空港と比べ、空港利用者の利便性が低(なるため、厳しい財政状況の中、本県は空港利用者の駐車場無料化に取り組んでいるが、県の大きな財政的負担となっている。県が空港内の行政財産を駐車場として使用する場合に、無償で使用できるよう規制の特例を設け、その上で米子空港内の行政財産の使用許可を県が優先的に受けることで、県が無料駐車場として整備管理を行い、当空港の利便性向上、利用促進を図り、地域の活性化、自立ある発展につなげる。	
1523	15232010	払いの原則(一般競争 入札)の特例措置	八尾空港西側跡地を地域のまちづくりに活かすとともに、国有地を効率的に処分するためには、一般競争入札だけではなく、事業コンペなど多様な手法による方法を採用できる特例を会計法はもとより、関係法令通達等に盛り込んでいただきたい。	八尾空港西側跡地について、一般競争入札にかかわらない柔軟な手法による処分を実施 20年以上未利用の状態で都市基盤が全く未整備の国有地について、都市基盤整備等を行うことにより、付加価値を上げ、まちづくりに必要な都市機能を誘導することで処分を効率的に実現できる。	国が未利用国有地を国有地の処分という視点のみではなく、都市計画や地域のまちづくり支援という視点を持って対応していただくことが、結果として、国有地を効率的、効果的に処分できることになると考えます。 また、単に空港整備特別会計所管の財産ということではなく、この土地が全国でも例がない市街地の中の大規模な土地であり、国が進めている地域再生の政策に有効活用するための検討を進めていただくためにも、処分方法の柔軟な対応が是非とも必要であります。	大阪府 大阪府 <i>川</i> 尾市	未利用国有地を活用 いた災害に強いまちづく()	千代田区と防災協力協定を締結している嬬恋村にて、千代田区のオフィス街の地域 LANと嬬恋村のリゾー H施設周辺の地域 LANを専用の高度情報回線で接続する。平常時は、リゾー H情報などのイベン H情報を千代田区と嬬恋村が相互に流したり、嬬恋村のリゾー H施設をリゾート・オフィスとして機能させ、被災時には、相互のオフィス施設やリゾー H施設は一時疎開場所や支援基地として機能させる。また被災時に、NTT回線が輻輳した場合に、千代田区オフィス街の通信機能を内線接続で嬬恋村にバックアップさせ、通信の迂回機能を果たさせる。	
1552	15521010	グリーンツーリズム・ エコツーリズムにかか る斡旋業務	グリーンツーリズム・エコツーリズムを、NPOや地元住民 が、旅行者を直接募集し、斡旋できるための規制緩和	することにより、地域特産物の販売増加、また新たな雇用機会の拡大等による経済的が取りません。	都市住民のグリーンツーリズム・エコツーリズムの高まりがある一方で、地域の受け入れ体制はまだ不十分である。地域活性化を図り、新たな観光産業に位置づけをするためにも、地域一体となり取り組む必要性がある。本町ならではのコンセプト及び魅力あるメニューの情報発信は、地域自らが発していかなければならない。しかし、現在は、旅行業法の規制により、NPO及び地元住民が旅行手配を含む斡旋業務を行うことができない。そのため、グリーンツーリズム・エコツーリズム推進の阻害要因となっている。	高知県大方町	グリーンツーリズム・エコツーリズムによるふれあい交流促進プロジェクト構想	大方町は豊かな自然に恵まれていて、グリーンツーリズム・エコツーリズムを求める旅行者にとって、十分期待に応えられる環境にある。また、自然はもとより、文化・人々との交流等地域情報は、地元NPO及び地域住民が網羅しており、旅行手配を含む斡旋業務を行うことができれば、地域の特性を最大限活かしたツアーを提供することができる。大方町独自の魅力あるツアーで旅行者を惹きつけ、グリーツーリズム・エコツーリズムを推進し、地域活性化を図る。	

				12 国土交通省	(特区 )		
構想(プロジェクト)管理 番号	規制特例提 案事項管理 番号	規制の特例事項(事項 名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県 提案主体 構想(プロジェクト)の 名	名提案概要
1216	12162010	市町村・NPOの旅行 業(農家による民泊含む)の開業に係る旅行 業登録免除	那須野ヶ原グリーンツーリズム確立の一環として、体験農業などによる滞在型の旅行企画を提案し、公共施設等の遊休施設を利用した市町村及びNPOによる宿泊施設の開業並びに都市と農村の交流の観点から農家による民泊開業を通して地域再生を図る。旅行業法による旅行業登録免除等規制緩和を要望します。	型が上端に関するの名とは、 はか公民館等公共施設の既設利用または、農家による民泊施設 に宿泊してもらう。旅行商品企画にはグリーンツーリズムを全 面的に打ち出し「感じる自然・豊かな緑・そよぐ風の高原」を コンセプトとする。また、宿泊施設の開業により新たな雇用創	当地は那須・塩原を中心とする観光地であるとともに、内地でも有数の農業地帯でもある。バブル崩壊後観光客の大幅な減少(日帰中心、宿泊客減少)が観光業の低迷を招いている。また、市町村には、小学校等の廃校施設及び利用効率の良くない公共施設があり、施設の維持費にも苦慮しているところである。都市と農村の共生・対流を通して食と農の大切さを伝えるためには、郷土料理や農家のくらしを加で感じるシステムが不可欠である。このため、農家や施設など地域の資源を有効に活用することが重要である。	部 別 別須野ヶ 原土地改 良区連合 現境再生プロジェク	特例市としての利点を生かすことが可能とされる7市町村合併を見据えた広域的視点で 聴じる自然、豊かな緑、そよく風の高原』をコンセプトに、観光産業の再興、農畜産物の有機化を図り、農業特産物の生産と食育推進、森林 畜産バイオマス・水力等の自然エネルギーの地産地消による、窒素循環産業の創設を行うことにより、計たな地域雇用創出を生み出すとともに、乱開発によって触まれている那須野ヶ原地域における地域再生を図る。那須野ヶ原グリーンツーリズムの一元化と情報発信システム構築、地域農産物のオーガニッグ化の実施により、食育を主眼とした体験プログラムの構築。森林、畜産バイオマス等によるエコパワーセンターの整備を行う。
1262	12622010	旅行業法の適用外	地域を限定した産業観光、体験観光をNPO法人が主催して非営利で行う場合、旅行者の安全と安心を確保した上で、旅行業法の適応を受けずに、活動することができる。	・エコタウン企業群の工場見学ツアー ・漁船体験乗船 ・リサイクル学習会 ・種差海岸植物観察 ・漁師の家体験宿泊 以上のようなツアーをパッケージ化して、提供する。 大手旅行代理店が参入しにくい分野をNPOがカバーし、視察の対応や体験観光を目的とする旅行者のニーズを満たす事ができる。また、個別に対応することで負担が大きい視察受け入れ団体や、マーケティング力の弱いブルーツーリズム受け入れ側のサポートができる。さらに、NPOが視察者や旅行者の窓口となって地元との調整を行うので、旅行者、受け入れ側ともに負担が	0	の 青森県 八戸市 海洋立市はちのへ車 生構想	八戸市には、海にまつわる財産や自然資源が豊富に存在するが、従来の物見遊山型観光では見落とされがちな、地域振興型の体験型観光、産業観光の分野において大きな可能性がある。しかしながらこれらをパッケージ化して商品供するのは、営利を目的として旅行業を営む企業の参入は難しい分野であり、その担い手として地元NPOがあり、その能力を有している。こうしたツアーが活発化することは観光業以上に、地域振興的効果が大きいことから、NPO法人が当該業務を行う場合、旅行業を営利事業とせず、非営利で行う場合には、旅行者の安全と安心を確保した上で、旅行業法の適応を受けずに、営業を許可されたい。
1315	13152050	旅行業及び運送業の緩 和	地域ビジネスチャンスを拡大し森林文化を創出するため、 村のあらゆる者が村の地域内においてツアーやイベント企 画する場合、これらの実施に伴う簡易な旅行業及び運送業 が出来るよう、制度の緩和を要望する。	C	0	0 滋賀県 滋賀県朽 森林文化創出プロジクト	森林が持つ多面的、公益的機能を双方向から 進化させ、地域経済を活性化させる戦略の指針 として、繁林文化の里』を宣言した。早さと大きさ を競う日常を背景として、自然を媒介に、空間の 形成」と経済活動の発生」という新たなビジネス チャンスの機会を創造する。このため、山森森・谷川田里など、今日の都市にない魅力であ る村の生態系を活用したエコツーリズム、グリーンツーリズムの導入 村の人が」村の技匠)で」村の物で」を柱としたブラント品の創出自然こだわり農産物・加工品、質の高い朽木牛の 再生、木材活用、パイオマス事業) あらゆる 角度からその道に長けた唯一無二的伝道師(案 内解説人、インターブリター、コーディネーター、インストラクター、地域学芸員) 以よる自然の語り べに感動する魅力的なツアー・イベントの企画、これら三つをクリエイションすることでグラントデザインを形成し、このシステムの継続により、森林文化」を創出する。これにより、来訪者の増加、地域雇用の拡大と第六次産業の確立、物流による地域経済の活性、自然教育、環境教育の推進、福利厚生サービスチャンスの提供、を計るうとするものです。

		12 国土交通省(特区)							
構想(プロジェクト)管理 番号	規制特例提 案事項管理 番号	規制の特例事項(事項 名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県 名	提案主体 名	構想(プロジェクト)の名 称	提案概要
1578	15782100	オプショナルツアー等 着地型旅行商品の活性 化による地域振興	旅行者の利便性向上及び着地型旅行商品の造成活性化による地域振興を図るため、現在の旅行業法では、旅行の申込みは旅行業の登録を受けた旅行業者に限られるが、地域旅行業者の主催旅行(地元で発着・ルート完結するオプショナルツアー等)については、ホテル、旅館等でも申込手続きが出来るものとする。	旅行者が、ホテル、旅館など宿泊施設滞在中に、施設内でオプショナルツアーを申込むことを可能にし、その際、宿泊施設は旅行業者への取次ぎ、手配を行い、旅行業者から手数料を得ることを可能にするよう、旅行業法の改正又は運用上での緩和を行う。	伊豆地域の着地型商品の開発と流通の拡大及び旅行者の便宜の向上を図るため。	静岡県	静津市市市市市町町町町町村岡村町町町町町町市、市市市市町町町町町町町村町町町町町町県、三伊下伊東河南松西賀伊、函韮大清長、熱島東田豆伊津伊崎伊茂豆戸南山仁水泉、熱島東田豆伊津伊崎伊茂豆戸南山仁水泉、東	豆 豆 伊豆地域交流拡大構 豆 想 長	伊豆地域は、従来、首都圏の大消費地を背景に、日本有数の観光地を形成しているが、近年、当地を訪れる観光交流客数は減少傾向にある。また、本県への外国人観光客の訪問数は20万人 2002年度 JNTO調査 )に過ぎないという現状である。 そこで、今回、伊豆地域の 「国際観光交流の促進 (新規顧客 の)国人観光客 )の開拓 )」、と魅力の創造を図り、 交流の拡大」に向けた取り組みを推進することにより、地域経済の活性化と雇用の創出を図る伊豆地域交流拡大構想を提案する。
1490	14901010	地域を限定した通訳案 内業に対する資格取得 の要件緩和	通訳案内業を営もうとする者は、通訳案内業法第3条の規定により、国土交通大臣の行う試験に合格し、都道府県知事の免許を受けなければならないとされ、同法第5条にその試験科目が規定されているが、地域を限定して中国語・韓国語による通訳案内業を行おうとする者に対しては、日本地理、日本歴史、産業・経済・政治及び文化に関する一般常識の試験科目を免除し、資格取得を容易にすることにより、有償通訳ガイドの増加を図る。	アからの観光客誘致を積極的に行い、これらの地域からの観光 客も年々増加している。 これら東アジアからの観光客に対し、中国語・韓国語により 本県の歴史や文化を詳細に伝え、観光客の求める学習意欲に答 えるなど、より専門性を有した有償ガイドの育成による受入体 制の充実を図る必要がある。	本県の通訳案内業の免許取得者は37名であるが、そのうち中国語1名、韓国語2名と極めて少なく、またボランティアによる通訳ガイド組織((財)長崎県国際交流協会)に登録されている通訳ガイドについても中国語8名、韓国語7名となっている。ボランティアのガイド技術を向上させ、ガイドの充実を図るためには、有償でガイドを行うことにより、ガイド自身の技術の研鎖意欲を創出するなど、有償ガイドの育成を行う必要があるが、通訳案内業の国家試験では、全国の地理、歴史等に精通していなければならず、資格取得が難しい状況にある。また、平成16年度より、これまでの地域限定通訳案内業免許制度の廃止、国家試験の方式の変更により、さらに資格取得が難しくなり、有償での通訳ガイドの育成に支障をきたすものと考えられる。	長崎県	長崎県	長崎県観光有償ガイト特区	団体旅行から、小グループ、個人旅行への移行が進み、今後、旅なれた中高齢層の観光客や東アジアからの観光客の増加が見込まれる中、地域の歴史、文化を、訪れた観光客に伝える観光ガイドや外国語により説明できる観光ガイドの育成など、ボランティアガイドに比てより高度な専門性を有した有償ガイドの育成を図るため、通訳案内業の資格取得の要件を緩和し、地域を限定した中国語 韓国語による有償観光ガイドの増加を図るとともに、利用者ヘサービスを提供する窓口となるガイト組織の創設 育成に取り組むなど、観光客のニーズに対応した受人体制を整備し、観光振興による雇用の確保・創出、交流人口の拡大を図る
1580	15001020	ドが行う通訳案内業務 について通訳案内業法	有資格者でなければ、報酬を受けて、通訳案内を行えないとする規制を緩和する(通訳にも観光ガイドにも特別な資格要件がないのに、通訳案内のみに排他的資格要件を定めるのは均衡を失する)。	国际観儿地訳	・昭和28年の法施行後、道内の有資格者は136名(15年6月末現在)で、うち20名が韓国語と中国語の有資格者となっているが、総体的に通訳ガイドが不足しているほか、資格を有していても通訳案内業として事業活動を行っていないケースが多く、通訳ガイドによる外国人観光客の対応に限界が生じている。・特に、東アジア地域からの観光客が急増する中、これらの国・地域から来訪する外国人観光客を適切に案内するため、ボランティア通訳ガイドなどが、報酬を受けて行う観光案内など通訳案内業法の弾力的運用が必要である。	北海道	北海道	外国人観光客倍増プラン	北海道経済に大きなウエートを占めている観光 産業は、関連する産業の裾野が広く、地域経済 への波及効果が大きいことから、積極的な観光 振興施策が必要であり、特に東アジア地域から の道内地方空港への国際チャーター便を利用した外国人観光客の来訪が増加しているため、こ れに対応した体制づくり等を進める必要がある。 このため、東アジアの人々が観光旅行しやす い環境づくりや外国人観光客の受け入れ体制の 整備などを通して、外国人観光客の誘致促進を 図り、戦略的な北海道の国際観光を展開する。

				12 国土交通省	(特区)		
構想(プロジェクト)管理 番号	規制特例提 案事項管理 番号	規制の特例事項 (事項 名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県 名 提案主体 構想(プロジェクト)の名 称	提案概要
1593	15931010	地方公共団体による地域限定の通訳案内業 (ガイド)の資格の付 与	通訳案内業を業務独占資格とする通訳案内業法3条の規制の特別措置を導入し、地方公共団体が独自で当該地域限定の通訳案内業の資格を付与することを認めること。	地域限定の通訳案内業の資格付与	現在通訳案内業(ガイド)は業務独占資格とされ、国土交通省の実施する国家試験に合格し、都道府県知事の免許を受けた者でなければ、通訳案内の業務を行うことができない(通訳案内業法第3条)。しかし、現在この試験は非常に難解なものとなっており、合格者も毎年300人前後と非常に少なく抑えられている。このため、地方自治体が外国人観光客の受け入れを促進させるために、地域における通訳案内業を増員しようとしても、必要人数を確保することが困難となっている。そこで、通式案内業の業務独占規制にかかる規制の特例措置を認め、特区に指定された自治体が、独自に試験を実施し、合格者に当該自治体限定の通訳案内業(ガイド)の資格を付与することを可能とする特区の導入を提案する。	株式会社 東京都 東京リーガ ルマインド ト育成特区	現在通訳案内業 (ガイド)は業務独占資格とされ、国土交通省の実施する国家試験に合格し、都道府県知事の免許を受けた者でなければ、通訳案内の業務を行うことができない(通訳案内業法第3条)しかし、現在この試験は非常に難解なものとなっており、合格者も毎年300人前後と非常に少な(抑えられている。このため、地方自治体が外国人観光客の受け入れを促進させるために、地域における通訳案内業を増員しなっている。そこで、通訳案内業の業務独占規制にかかる規制の特例措置を認め、特区に指定された自治体が、独自に試験を実施し、合格者に当該自治体限定の通訳案内業 (ガイド)の資格を付与することを可能とする特区の導入を提案する。
1140	11402040	都道府県における各種 審議会の必置規制の見 直し	都道府県において設置を義務付けられている審議会等各種付属機関について,設置する地方自治体の運営方針によって任意に設置できるよう各種関係法律等を見直すこと。	今年度,各種審議会等付属機関について,その設置の如何を見 直す予定。 法令等による必置規制が廃止されれば,本県の見直しによって 設置の有無を決定した審議会等付属機関について,休止,廃止 等の手続きを,自主的に行うことが可能となる。	今後,本県においては,審議会等付属機関の見直しを実施することとしており,その設置目的を達成したもの,審議事項が類似・重複しているものについては,廃止を含めた抜本的な見直しを行う予定である。本来,各種審議会等付属機関については,各地方自治体の自主的な運営方針に基づき,その設置の如何を判断するべきものと考えるため,その設置について,各地方自治体の裁量により設置が可能となるよう各関係法令等の諸般の見直しを提案する。なお,任意設置の場合も,所要の地方財政措置を継続すること。	広島県 広島県 分権ひろしま活性化プラン	本県は、市町村の合併を促進しており、平成14年度当初に86あった市町村数は、平成17年度当初には、30前後に再編されることとなる。このように、新いり自治の形が生まれつつある中で、本県は、国、県、基礎自治体や官民間の新いパートナーシップのもとで、地域に即した行政サービスが最も効果的 効率的に提供される 分権型行政システム・を構造していくことにより、地域の自主性・自立性を高めるとともに、民間のノウハウや創意工夫を活用し、地域経済の活性化や地域雇用の創出など、元気な広島県」づくりを推進していく。また、こうした取組みを推進していく上で、制約となる国の法令や制度の見直し等について、地域再生制度を活用し、一定の条件が整ったもんから順次、国に対して提案を行い、支援措置の決定を受け、権限移譲や民間開放等を積極的に行う
1531	15312010	指定管理者制度のさら なる拡充について	現在の支援措置において認められている「指定管理者」の 行うことができる業務範囲を「行政判断を行う事務」・ 「行政権限を伴う事務」にも拡充し、指定管理者が地域の ニーズ等に応じた管理運営を行うことができるように提案 するもの。	指定管理者となる民間事業者に対して道路・河川等の各種施設 の管理運営委託を行う。	道路や河川、港湾等の民間開放(指定管理者制度)については地域再生の支援プログラムとして認められるようになったが、現在の支援プログラムの規定では計画策定や工事発注の「行政判断を伴う事務」、占用許可や監督処分などの「行政権限を伴う事務」については認められていない。また利用料金などの設定も指定管理者にて行うことができず指定管理者が地域のニーズや自らの計画に応じた運営が行うことができないので提案を行うもの。	福岡県 福岡県北 指定管理者制度のさら 九州市 なる拡充について	道路や河川、港湾等の民間開放(指定管理者制度)については地域再生の支援プログラムとして認められるようになったが、現在の支援プログラムの規定では計画策定や工事発注の 行政判断を伴う事務」については認められていない。また利用料金などの設定も指定管理者にて行うことができず指定管理者が地域のニーズや自らの計画に応じた運営が行うことができない。よって指定管理者の行うことができる業務範囲を行政判断を行う事務」、「行政権限を伴う事務」にも拡充し、指定管理者が地域のニーズ等に応じた管理運営を行うことができるように提案するもの。

構想 ロジュ ト)管 番号	(プ ピク 管理 号	規制特例提 案事項管理 番号	規制の特例事項(事項 名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県 名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名扱	是案概要
1	1620	16202010	県立公共職業能力開発 施設の修了生に係る国 家資格の付与	ても一切に開始する「フリーター」も400万人を超えており、若者本人に職業能力が蓄積されないばかりか我が	県立公共職業能力開発施設の普通課程を修了した訓練生を対象に、当該公共職業能力開発施設が実施する技能照査をもって、訓練科目に関連する当該訓練科目に合致する国家資格を付与する。  <具体例> ・自動車工学科を修了した者に、自動車整備士(2級)の資格を付与・建築工学科を修了した者に、建築士(2級)の資格を付与	若者を取り巻く現下の雇用失業情勢は依然として厳しく、就職を希望しながら未就職のまま卒業する者や就職しても早期に離職する者が増加しているとともに、短期間の不安定な就労を続ける「フリーター」も400万人を超えており、若者本人に職業能力が蓄積されないばかりか我が国の経済基盤にも長期的に重大な影響を与えることが懸念されている。 こうした現状に鑑み、県立公共職業能力開発施設の普通課程を卒業した訓練生を対象に、当該公共職業能力開発施設が実施する技能照査をもって、訓練科目に関連する当該訓練科目に合致する国家資格を		兵庫県	まります。 また	県立公共職業能力開発施設の普通課程を卒業した訓練生を対象に、当該施設が実施する技能照査をもって、訓練科目に合致する国家資格を付与する。また、事業主等の行う職業訓練を認定し、さらこその中で一定の要件を満たすものについて、必要経費に係る補助を行う認定職業訓練、事業内職業訓練費補助金」について、認定基準及が補助対象基準を緩和する。補助対象を一人親う使用関係がなく労災特別加入をしていない)シッ人数のコースまで拡大することで、小規模の事業主において実施する訓練等能力開発支援を拡大し、多種多様の技能労働者を育成する。